

平成21年9月10日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成14年(ワ)第19276号 損害賠償等請求事件(以下「第1事件」という。)

平成15年(ワ)第6732号 損害賠償等請求事件(以下「第2事件」という。)

平成16年(ワ)第104号 費用請求事件(以下「第3事件」という。)

(平成20年9月11日口頭弁論終結)

判 決

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件訴えのうち、第1事件原告ら及び第2事件原告らの第1事件被告・第2事件被告国に対する勧告請求に係る部分をいずれも却下する。
- 2 第1事件原告ら及び第2事件原告らの第1事件被告・第2事件被告国に対するその余の請求、第1事件原告ら及び第2事件原告らのその余の被告らに対する請求並びに第3事件原告の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は第1事件原告ら、第2事件原告ら及び第3事件原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

(略称) 以下においては、次のとおり、各事項につき略称を用いる。

事 項	略 称
第2事件原告・第3事件原告インドネシア環境フォーラム(Wahana Lingkungan Hidup Indonesia)	原告ワルヒ
第1事件原告ら及び原告ワルヒを除く第2事件原告ら	原告住民ら

第1事件被告・第2事件被告国	被告国
第1事件被告・第2事件被告東電設計株式会社	被告東電設計
第1事件被告・第2事件被告・第3事件被告独立行政法人国際協力機構	被告国際協力機構
インドネシア共和国国有電力公社（Perusahaan Umum Listrik Negara）	P L N
海外経済協力基金	基金
国際協力事業団	事業団
カンパル・カナン川における本件ダムによる水力発電及び関連送電線建設計画	本件プロジェクト
本件プロジェクトに係るフィージビリティ・スタディ（プロジェクトの可能性，妥当性，投資効果について調査するもので，通常，プロジェクトが社会的，技術的，経済的，財政的に実行可能であるか否かを客観的に証明しようとするものをいう。）	本件F/S
本件F/Sのための実施細則（戊A12）	本件実施細則
インドネシア共和国コタパンジャン水力発電開発計画事前調査報告書（甲B17）	本件事前調査報告書
コタパンジャン水力発電開発計画調査報告書（戊A6）	本件F/S報告書
アンダラス大学が作成した本件プロジェクトに	本件環境影響評価報告書

係る環境影響評価報告書の最終報告書	
本件プロジェクトに係るエンジニアリング・サービス（F/Sの結果の検討，現場詳細データの収集，詳細設計，入札書類の作成等のことをいう。）	本件E/S
本件プロジェクトに係る詳細設計書	本件詳細設計書
リアウ大学が本件環境影響評価報告書のデータの更新を内容とする改訂を行った報告書	本件環境影響評価改訂報告書
本件プロジェクトの環境管理計画書（甲B15，甲B51，甲B72の3）	本件環境管理計画書
本件プロジェクトの環境モニタリング計画書（甲B52，甲B72の4）	本件環境モニタリング計画書
日本国政府のインドネシア共和国政府に対する平成2年度円借款の供与に係る交換公文（公文の交換によって国家間の合意を構成するもの又はその旨の書面のことをいう。乙A11）	本件第1次交換公文
基金とインドネシア共和国政府との間の平成2年度円借款についての供与限度額を125億円とする借款契約	本件第1次借款契約
日本国政府のインドネシア共和国政府に対する平成3年度円借款の供与に係る交換公文	本件第2次交換公文
基金とインドネシア共和国政府との間の平成3	本件第2次借款契約

年度円借款についての供与限度額を175億2500万円とする借款契約	
本件プロジェクトのための土木工事の建設監理、パヤクンプ変電所とコトパンジャン開閉所との間の送電線の設計に関する第1期工事のためのエンジニアリング・サービスに関する協定及び本件プロジェクトのためのメタルワーク、発電施設、関連施設、代替道路及び橋梁工事の建設監理、コトパンジャン開閉所を経由するパヤクンプ変電所とプカンバル変電所との間の送電線の建設監理に関する第2期工事のためのエンジニアリング・サービスに関する協定	本件エンジニアリング・サービス協定
本件ダムによる水力発電所	本件水力発電所
インドネシア共和国環境管理法	インドネシア環境管理法
被告国のインドネシア共和国政府及びPLNに対する別紙1、3及び4記載の各勧告	被告国による勧告
被告東電設計のインドネシア共和国政府及びPLNに対する別紙2記載の勧告	被告東電設計による勧告
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	国際人権A規約
独立国における原住民及び種族民に関する条約	先住民条約
経済協力開発機構	OECD

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（甲A12）	世界遺産条約
環境配慮のためのOECDガイドライン（丁A6）	基金ガイドライン
社団法人海外環境協力センター	海外環境協力センター
環境配慮解説書作成のための委託調査報告書（甲A74）	本件環境配慮解説報告書
開発援助環境配慮推進調査（甲A75）	本件環境配慮推進調査
本件第1次交換公文の討議の記録（円借款の交渉過程における日本国政府と相手国政府との間の討議を記録したものであり、両国政府の一定の方針を明らかにするもの）	本件討議の記録
開発プロジェクトに伴う立ち退き及び再定住に関する開発援助機関のためのガイドライン（甲A18）	OECD指針
政府開発援助大綱（丁A14）	旧政府開発援助大綱
アンダラス大学の調査結果（甲B39）	アンダラス大学調査報告書
本件プロジェクトに関する事業完成報告書（甲B75）	本件完成報告書
インドネシア共和国国家開発企画庁	BAPPENAS
本件プロジェクトに係る援助効果促進調査	本件SAPS

【目次】

第1 請求	1 2
第2 事案の概要	1 3
1 争いのない事実等	1 3
2 請求の内容	2 1
3 争点	2 2
4 争点に関する当事者の主張	2 3
(1) 原告ワルヒの当事者能力及び当事者適格の有無 (争点(1))	2 3
(原告ワルヒの主張)	2 3
(被告らの主張)	2 3
(被告国際協力機構の主張)	2 3
(2) 原告住民らの損害賠償請求の可否 (争点(2))	2 3
(原告住民らの主張)	2 3
ア 被告国及び基金の責任	2 3
(ア) 本件第1次交換公文及び本件第1次借款契約の各締結による注意義務違反	2 4
(イ) 本件第2次交換公文及び本件第2次借款契約の各締結による注意義務違反	2 8
(ウ) PLNのコンサルタント契約の締結に対する同意の指示及びその同意による注意義務違反	3 2
(エ) PLNの本件ダム本体の建設工事契約の締結に対する同意の指示及びその同意による注意義務違反	3 3

(オ) 本件ダムへの湛水を事実上承認したことによる注意義務違反	3 4
(カ) 湛水終了商業運転開始後の放置に関する作為義務違反	3 6
イ 被告東電設計の責任	3 7
(ア) 被告東電設計の注意義務の根拠について	3 7
(イ) 本件F/Sの実施及び本件F/S報告書の作成における注意義務違反	3 8
(ウ) 本件プロジェクトに係る詳細設計の実施及び本件詳細設計書の作成における 注意義務違反	4 2
(エ) 工事監理における注意義務違反	4 3
ウ 事業団（被告国際協力機構）の責任	4 5
エ 原告住民らの損害	4 5
（被告国の主張）	4 8
ア 本件第1次交換公文及び本件第1次借款契約の各締結による注意義務違反に ついて	4 9
イ 本件第2次交換公文及び本件第2次借款契約の各締結による注意義務違反に ついて	5 4
ウ PLNのコンサルタント契約の締結に対する同意の指示及びその同意による 注意義務違反について	5 6
エ PLNの本件ダム本体の建設工事契約の締結に対する同意の指示及びその同 意による注意義務違反について	5 8
オ 本件ダムへの湛水を事実上承認したことによる注意義務違反について	5 9
カ 湛水終了商業運転開始後の放置に関する作為義務違反について	6 2
（被告東電設計の主張）	6 3

ア 本件F / Sの実施及び本件F / S報告書の作成における注意義務違反について.....	6 3
イ 本件プロジェクトに係る詳細設計の実施及び本件詳細設計書の作成における注意義務違反について.....	6 8
ウ 工事監理における注意義務違反について.....	6 9
エ 損害について.....	7 0
(被告国際協力機構の主張)	7 0
ア 基金に関する主張について.....	7 0
(ア) 本件第1次交換公文及び本件第1次借款契約の各締結による注意義務違反について.....	7 1
(イ) 本件第2次交換公文及び本件第2次借款契約の各締結による注意義務違反について.....	7 6
(ウ) PLNのコンサルタント契約の締結に対する同意の指示及びその同意による注意義務違反について.....	7 8
(エ) PLNの本件ダム本体の建設工事契約の締結に対する同意の指示及びその同意による注意義務違反について.....	8 0
(オ) 本件ダムへの湛水を事実上承認したことによる注意義務違反について...	8 1
(カ) 湛水終了商業運転開始後の放置に関する作為義務違反について.....	8 4
イ 事業団に関する主張について.....	8 4
(3) 原告らの被告国による勧告請求及び被告東電設計による勧告請求の適否及び可否(争点(3))について.....	8 7
(原告らの主張)	8 7

ア	原告住民らの勧告請求について	87
イ	原告ワルヒの勧告請求について	88
	(被告国の主張)	88
ア	本案前の答弁	88
イ	原告住民らの勧告請求について	89
ウ	原告ワルヒの勧告請求について	89
	(被告東電設計の主張)	90
ア	原告住民らの勧告請求について	90
イ	原告ワルヒの勧告請求について	90
(4)	原告ワルヒの管理費の請求の可否 (争点(4))	91
	(原告ワルヒの主張)	91
	(被告国の主張)	91
	(被告東電設計の主張)	92
	(被告国際協力機構の主張)	92
ア	国際協力銀行に関する主張	92
イ	事業団に関する主張	93
第3	当裁判所の判断	94
1	原告ワルヒの当事者能力及び当事者適格の有無 (争点(1)) について	94
(1)	当事者能力について	94
(2)	当事者適格について	94
2	事実経過	95
(1)	政府開発援助 (ODA) の仕組み	95

(2) 本件F / Sの実施に至るまでの経緯	99
(3) 本件F / Sの実施等	99
(4) 本件第1次交換公文及び本件第1次借款契約の各締結に至るまでの経緯等	107
(5) 本件第2次交換公文及び本件第2次借款契約の各締結に至るまでの経緯等	118
(6) PLNのコンサルタント契約の締結に対する同意に至るまでの経緯等	125
(7) PLNの本件ダム本体の建設工事契約の締結に対する同意に至るまでの経緯等	128
(8) 本件ダムへの湛水に至るまでの経緯等	133
(9) 本件ダムへの湛水後の経緯	140
3 原告住民らの損害賠償請求の可否(争点(2))について	146
(1) 被告国及び基金の責任について	146
ア 被告国の民法上の不法行為責任について	146
イ 本件第1次交換公文及び本件第1次借款契約の各締結による注意義務違反について	146
ウ 本件第2次交換公文及び本件第2次借款契約の各締結による注意義務違反について	157
エ PLNのコンサルタント契約の締結に対する同意の指示及びその同意による注意義務違反について	161
オ PLNの本件ダム本体の建設工事契約の締結に対する同意の指示及びその同	

意による注意義務違反について	164
カ 本件ダムへの湛水を事実上承認したことによる注意義務違反について	166
キ 湛水終了商業運転開始後の放置に関する作為義務違反について	168
(2) 被告東電設計の責任について	171
ア 本件F/Sの実施及び本件F/S報告書の作成における注意義務違反について	171
イ 本件プロジェクトに係る詳細設計の実施及び本件詳細設計書の作成における注意義務違反について	183
ウ 工事監理における注意義務違反について	187
(3) 事業団（被告国際協力機構）の責任について	190
4 原告らの被告国による勧告請求及び被告東電設計による勧告請求の適否及び可否（争点(3)）について	190
(1) 被告国による勧告請求について	191
(2) 被告東電設計による勧告請求について	191
ア 原告住民らの勧告請求について	191
イ 原告ワルヒの勧告請求について	192
5 原告ワルヒの管理費の請求の可否（争点(4)）について	193
6 結論	193
別紙当事者目録	195
別紙1	410
別紙2	411

別紙 3	4 1 2
別紙 4	4 1 3
別紙 5	4 1 4
別紙 6	4 1 6

第 1 請求

1 第 1 事件

(1) 被告らは、第 1 事件原告らに対し、連帯して、各 500 万円及びこれに対する平成 14 年 11 月 26 日から各支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

(2) 被告国は、インドネシア共和国政府及び PLN に対し、被告国による勧告を行え。

(3) 被告東電設計は、インドネシア共和国政府及び PLN に対し、被告東電設計による勧告を行え。

2 第 2 事件

(1) 被告らは、原告ワルヒを除く第 2 事件原告らに対し、連帯して、各 500 万円及びこれに対する被告国に対する請求については平成 15 年 4 月 24 日、被告東電設計及び被告国際協力機構に対する請求については同月 25 日から各支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

(2) 被告国及び被告東電設計は、原告ワルヒに対し、被告国際協力機構と連帯して、559 万 0844 円を支払え。

(3) 被告国は、インドネシア共和国政府及び PLN に対し、被告国による勧告を行え。

(4) 被告東電設計は、インドネシア共和国政府及び PLN に対し、被告東電設計

による勧告を行え。

3 第3事件

被告国際協力機構は、原告ワルヒに対し、被告国及び被告東電設計と連帯して、559万0844円を支払え。

第2 事案の概要

1 争いのない事実等（末尾に証拠等の記載のない事実は、当事者間に争いが無い。）

(1) 原告住民らは、インドネシア共和国籍の外国人で、スマトラ島中部リアウ州バンキナン付近を流れるカンパル・カナン川及びマハット川地域に居住していた住民であり、インドネシア共和国のスマトラ島内の別紙5「コトパンジャン・ダムの概要」記載のとおりのコトパンジャン・ダム（以下「本件ダム」という。）の建設に伴い居住地を強制退去させられたと主張している者ら（なお、後記本件プロジェクトにより影響を受ける世帯 [Project Affected Families] を「PAFs」ということがある。）である。

原告ワルヒは、インドネシア共和国環境フォーラム財団であり、昭和57年10月15日にインドネシア共和国国内において設立され、平成19年9月10日、財団に関するインドネシア共和国法2001年第16号法令及び同法令の改正法令であるインドネシア共和国法2004年第28号法令に基づき、財団法人としての設立証書を認可されている財団法人である（甲C42から44まで）。

被告東電設計は、土木施設及び建築物の設計、施工、工事監理及び保守等を目的とする株式会社である。

基金は、東南アジア地域その他の開発途上にある海外の地域（以下「東南アジア

等の地域」という。)の産業の開発に寄与するため、その開発に必要な資金で日本輸出入銀行及び一般の金融機関から供給を受けることが困難なものについてその円滑な供給を図る等のために必要な業務を行い、もって海外経済協力を促進することを目的とする法人であり(海外経済協力基金法〔平成11年4月23日に施行された国際協力銀行法附則15条2項により廃止された。〕1条)、東南アジア等の地域の産業の開発に寄与し、かつ、本邦との経済交流を促進するため緊要と認められる事業のために必要な資金を貸し付ける業務を行い(海外経済協力基金法20条1号)、経済企画庁長官が監督し、経済企画庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる(同法33条)とされていた。国際協力銀行は、平成11年10月1日、日本国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するための貸付け等並びに開発途上にある海外の地域の経済及び社会の開発又は経済の安定に寄与するための貸付け等を目的として、国際協力銀行法に基づき設立されたいわゆる特殊法人であり、国際協力銀行の設立に伴い、同日に解散した基金及び日本輸出入銀行の一切の権利及び義務を承継した。

被告国際協力機構は、平成14年12月6日、開発途上にある海外の地域に対する技術協力の実施及び無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進に必要な業務等を目的として、独立行政法人国際協力機構法に基づき設立されたいわゆる特殊法人であり、被告国際協力機構の設立に伴い、同日に解散した事業団の一切の権利及び義務を承継した。事業団は、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び青年の海外協力活

動の促進に必要な業務等を行うことを目的とする法人であり(国際協力事業団法[平成14年12月6日に施行された独立行政法人国際協力機構法附則5条により廃止された。]1条)、主務大臣である外務大臣が監督するものとされている(国際協力事業団法38条1項)。被告国際協力機構は、平成20年10月1日、独立行政法人国際協力機構法附則(平成18年11月15日法律第100号)2条1項1号に基づき、国際協力銀行の本件訴訟における当事者の地位及び訴訟上の一切の権利義務を承継した。

(2) 被告東電設計は、PLNからの依頼を受け、昭和54年9月及び同年11月、インドネシア共和国スマトラ島中部のカンパル・カナン川全流域についてプロジェクト・ファインディング(潜在的開発案件に対する情報の収集とその分析のことをいう。)を実施し、昭和55年3月、本件ダムの開発地点としてインドネシア共和国のリアウ州及び西スマトラ州の州境にあるコトパンジャン地点を提案し、このコトパンジャン地点と、従前計画されていたカンパル・カナン川の支流のマハット川流域のマハット地点を段階的に開発する内容の2段階開発計画案を内容とする調査報告書を作成してPLNに提出した。

また、被告東電設計は、同年8月、上記カンパル・カナン川を対象としてさらに具体的な調査(プレ・フィージビリティ・スタディ)を実施し、同年10月、PLNに対し、本件ダムの開発可能地点として、カンパル・カナン川流域の五つの地点及びロカン川流域の四つの地点を提案し、コトパンジャン地点を大規模開発する1段階開発計画案を立案した上で、上記2段階開発計画案と比較検討するよう提案することを内容とする報告書を作成してPLNに提出した(甲B75の1部[訳文の16頁]、丙B2、戊A6[I-3頁])。

(3) インドネシア共和国政府は、これまで立ち遅れていた同国中部スマトラ地方の電源開発について日本国政府の協力を求める意向を固め、昭和56年6月15日付け書状(T/R)により、日本国政府に対し、本件F/Sに対する技術協力を要請し、これに対し、日本国政府は、事業団に対して本件F/Sを委託した。インドネシア共和国政府は、本件F/Sにつき、PLNをインドネシア共和国側の実施機関とした(甲B17[1頁以下], 甲B75の1部[訳文の15頁及び16頁], 戊A6[4頁])。

事業団は、同年9月21日から同年10月8日にかけて、本件F/Sに先立ち、事業団の職員2名及び北電興業株式会社の従業員2名の合計4名で調査団を編成して本件F/Sの実施に先立つ本件プロジェクトの事前調査として、スマトラ島の電力事情、現地の地形等の現地調査及び資料の収集、現地への接近立入りの難易度並びにインドネシア共和国側の本件F/Sに対する熱意及び協力の程度を調査した上で、インドネシア共和国側と日本側の調査内容及び費用の分担、スケジュール、現地における便宜供与等について意見交換を行い、同調査中の同月6日、インドネシア共和国政府(鉱業・エネルギー省)及びPLNとの間で、本件実施細則を合意し、同月、上記調査につき、本件事前調査報告書を作成した。

(4) 被告東電設計は、事業団との間で、事業団が被告東電設計に本件F/Sを委託する旨のコンサルタント契約を締結し、調査団を編成するなどした上、昭和57年1月24日から同年2月21日まで及び同年6月24日から同年12月5日にかけて予備調査を、昭和58年6月27日から昭和59年3月11日にかけて詳細現地調査を、昭和58年12月6日から昭和59年3月11日にかけて実施可能性計画策定をそれぞれ実施し(甲B35[訳文の10頁], 甲B75の1部[訳文の3

0頁]及び10部[訳文の39頁],丁B13[11頁],戊A6[I-5頁]),事業団は,同月,被告東電設計の上記各調査結果をもとに本件F/S報告書を作成し,PLNに提出した。

PLNは,本件F/Sに併せて,昭和57年,アンダラス大学に委託して本件プロジェクトに係る環境調査を実施し,アンダラス大学は,昭和58年,環境影響評価報告書の草案をPLNに提出し,昭和59年7月,環境影響評価報告書の最終報告書として本件環境影響評価報告書を完成させてPLNに提出した(甲B35[訳文の12頁],甲B75の13部[訳文の8頁],丁B13[12頁],丙B2)。

(5) 日本国政府は,同年4月4日,インドネシア共和国政府から要請のあった本件プロジェクトを基金の調査対象案件とすることとし,同年5月22日,インドネシア共和国政府に対し,本件E/Sにつき,供与限度額を11億5200万円として円借款を供与することを決定した(甲B18の001から003まで,丁B1)。

基金は,昭和60年2月15日,インドネシア共和国政府との間で,本件E/Sについて,供与限度額を11億5000万円として借款契約を締結した。

(6) 被告東電設計及びヨドゥヤ・カルヤ社は,昭和62年1月15日,PLNとの間で,本件プロジェクトに係る詳細設計及び入札・契約書類の作成作業等のエンジニアリング・サービスに関する協定を締結し,昭和63年8月,同協定に基づき,本件詳細設計書(甲B72の1から5までは,本件詳細設計書の一部である。)を完成させてPLNに提出した(甲B35[訳文の10頁],甲B71,甲B72の1から5まで,丙B2,甲B75の1部[訳文の16頁及び30頁],丁B13[11頁])。

リアウ大学は,昭和62年11月19日,被告東電設計から上記協定に基づく業

務のうち、環境的側面に関する報告書の作成業務を委託され、アンダラス大学が作成した本件環境影響評価報告書のデータの更新を内容とする改訂を行い、昭和63年8月、本件環境影響評価改訂報告書、本件環境管理計画書及び本件環境モニタリング計画書を作成して被告東電設計に提出した（甲B15、甲B51、甲B52、甲B72の3及び4、甲B75の13部〔訳文の8頁〕、乙B1、丙B2、丙B5）。

インドネシア共和国政府は、平成元年3月、本件環境影響評価改訂報告書、本件環境管理計画書及び本件環境モニタリング計画書を承認した（甲B18〔005〕、甲B75の13部〔訳文の8頁〕）。

(7) 日本国政府は、平成2年6月、インドネシア共和国政府に対する平成2年度円借款として、本件プロジェクトを含む17の案件について、供与限度額を総額1815億8200万円とし、うち本件プロジェクトについて、供与限度額を125億円として供与する旨の方針であることを決定し、対インドネシア援助国会議（IGGI）においてその旨表明した（甲B18の006）。

日本国政府とインドネシア共和国政府は、同年12月13日、本件第1次交換公文を締結し、本件プロジェクトの第1期分（発電所及び関連送電線建設事業計画）について、供与限度額を125億円として円借款が供与されることを取り決めた。

基金とインドネシア共和国政府は、同月14日、上記平成2年度円借款について、供与限度額を125億円とする本件第1次借款契約を締結した。

(8) 日本国政府は、平成3年6月10日、インドネシア共和国政府に対する平成3年度円借款として、本件プロジェクトを含む19の案件について、供与限度額を総額1612億4600万円とし、うち本件プロジェクトについて、供与限度額を175億2500万円として供与する旨の方針であることを決定し、同月12日、

対インドネシア援助国会議（IGGI）においてその旨表明した（甲B18の014，乙A27）。

日本国政府とインドネシア共和国政府は，同年9月19日，本件第2次交換公文を締結し，本件プロジェクトの第2期分（第1期分の継続事業として発電所の建設の土木工事の建設監理，変電所の新設及び拡張）について，供与限度額を175億2500万円として円借款が供与されることを取り決めた。

基金とインドネシア共和国政府は，同月25日，上記平成3年度円借款について，供与限度額を175億2500万円とする本件第2次借款契約を締結した。

(9) 被告東電設計，ヨドゥヤ・カルヤ社及びトリミトラ・ヌサ・エンジニアリング社は，PLNとの間で，平成3年6月3日に本件プロジェクトのための土木工事の建設監理，パヤクンプ変電所とコトパンジャン開閉所との間の送電線の設計に関する第1期工事のためのエンジニアリング・サービスに関する協定を締結し，同年10月19日に本件プロジェクトのためのメタルワーク，発電施設，関連施設，代替道路及び橋梁工事の建設監理，コトパンジャン開閉所を経由するパヤクンプ変電所とプカンバル変電所との間の送電線の建設監理に関する第2期工事のためのエンジニアリング・サービスに関する協定を締結した（本件エンジニアリング・サービス協定，甲B73，甲B74，甲B75の1部〔訳文の16頁，17頁及び30頁〕，丙B2〔22頁〕）。

基金は，同年12月，本件プロジェクトに関し，PLNが受注したコンサルタントとの間でコンサルタント契約（本件エンジニアリング・サービス協定は，上記コンサルタント契約に含まれる。）を締結することに同意し，日本国政府はこれを事実上承認した。

(10) 基金は、平成4年10月、PLNが受注した請負業者と本件ダム本体の建設工事契約を締結することに同意し、日本国政府はこれを事実上承認した。

同月16日、本件ダム本体の建設工事が開始された。

(11) 基金は、インドネシア共和国政府に対し、本件第1次借款契約に基づき合計106億6152万円を、本件第2次借款契約に基づき合計125億6749万円をそれぞれ融資した（甲B75の10部〔訳文の50頁〕）。

(12) 平成9年2月、本件ダム本体及び付け替え道路等がおおむね完成したため、同月28日、PLNが付け替え道路の開通を記念する式典を挙行し、本件ダムは、物理的に湛水可能な状況となった（甲B75の2部〔訳文の126頁〕、乙A9、乙B24）。

同年3月12日、本件ダムへの湛水が行われ、その後部分湛水が完了した状態で一時湛水が停止されたものの、後に再開され、遅くとも同年7月末までには湛水が完了した。

(13) 同年12月、本件ダムの関連送電線が完成し、本件水力発電所のうち、平成10年1月に1基目が、同年3月に2基目が、同年10月に3基目がそれぞれ運転を開始した（乙A9）。

(14) インドネシア環境管理法38条は、環境管理責任の実施に当たっては、環境団体は環境機能保全の利益のため訴訟を提起する権利を有する（1項）、1項でいう訴訟の提起については、実費を除く補償の請求を伴わない特定の行為を行う権利の要求に限定される（2項）、環境団体は、法人又は財団であること、当該環境団体の定款の中で、その団体の設立目的が環境機能保全の利益のためであると明記されていること、その定款に沿った活動をしていることの要件を満たした場合に限り、

1項でいう訴訟を提起する権限を有する（3項）と規定している。

2 請求の内容

原告住民らは、(1)被告国及び基金が、後記非自発的な移住に対する注意義務等の注意義務を負っていたにもかかわらず、①日本国政府が本件第1次交換公文を締結し、基金が本件第1次借款契約を締結する際、②日本国政府が本件第2次交換公文を締結し、基金が本件第2次借款契約を締結する際、③日本国政府が基金に対して基金がPLNのコンサルタント契約の締結に同意することを指示し、基金が上記同意をする際、④日本国政府が基金に対して基金がPLNの本件ダム本体の建設工事契約の締結に同意することを指示し、基金が上記同意をする際にそれぞれ上記注意義務を怠り、⑤日本国政府及び基金が、上記注意義務を怠り、本件ダムへの湛水の再開を事実上承認し、⑥日本国政府及び基金が、上記注意義務を怠り、本件プロジェクトの完工後、原告住民らに生じた被害を放置したと主張し、(2)被告東電設計が、本件ダムの建設による水没地域及びその周辺に居住する住民及び自然環境に対する悪影響を生じさせず、悪影響の拡大を防止すべき注意義務を負っていたにもかかわらず、①本件F/Sを実施し、本件F/S報告書を作成する際、②本件プロジェクトに係る詳細設計を実施し、本件詳細設計書を作成する際、③本件エンジニアリング・サービス協定に基づく本件ダム本体の建設工事の監理行為を行った際にそれぞれ上記注意義務を怠ったと主張し、(3)事業団が、後記非自発的な移住に対する注意義務を負っていたにもかかわらず、本件F/S報告書を作成し、また、事後調査を行うことによりその誤りを正さなかったことによりそれぞれ上記注意義務に違反したと主張し、被告国に対しては国家賠償法1条1項又は不法行為による損害賠償請求権に基づき、被告東電設計及び被告国際協力機構に対しては不法行為による損害

賠償請求権に基づき、連帯して、それぞれ500万円及びこれに対する本件各訴状送達の日翌日（第1事件原告らの被告らに対する請求については平成14年11月26日、原告ワルヒを除く第2事件原告らの、被告国に対する請求については平成15年4月24日、被告東電設計及び被告国際協力機構に対する請求については同月25日）から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の各支払（請求1(1)及び2(1)）を求めている。次に、原告住民らは人格権による原状回復請求権に基づき、原告ワルヒはグローバルコモンズとしての本件ダムの開発区域の自然の管理者としての権限又はインドネシア環境管理法38条2項に基づき、被告国に対し、被告国による勧告（請求1(2)及び2(3)）、被告東電設計に対し、被告東電設計による勧告（請求1(3)及び2(4)）をそれぞれ求めている。次に、原告ワルヒは、被告らに対し、被告らのために本件ダムの建設によるインドネシア共和国の自然生態系の破壊を阻止し、破壊された自然生態系を回復する事務のために費用を負担したと主張し、インドネシア環境管理法38条2項に基づき、連帯して、費消した管理費合計559万0844円の支払（請求2(2)及び3）を求めている。

なお、原告住民ら及び被告らは原告住民らの被告らに対する損害賠償請求に係る準拠法につき、原告住民ら、被告国及び被告東電設計は原告住民らの被告国による勧告請求及び被告東電設計による勧告請求に係る準拠法につき、いずれも日本法とすることを合意している。

3 争点

- (1) 原告ワルヒの当事者能力及び当事者適格の有無（争点(1)）
- (2) 原告住民らの損害賠償請求の可否（争点(2)）
- (3) 原告らの被告国による勧告請求及び被告東電設計による勧告請求の適否及び

可否（争点(3)）

(4) 原告ワルヒの管理費の請求の可否（争点(4)）

4 争点に関する当事者の主張

(1) 原告ワルヒの当事者能力及び当事者適格の有無（争点(1)）

（原告ワルヒの主張）

原告ワルヒは、昭和57年10月15日にインドネシア共和国内において設立され、財団に関するインドネシア共和国法2001年第16号法令及び同法令の改正法令であるインドネシア共和国法2004年第28号法令に基づく認可を受けており、インドネシア共和国法の下において法人格を有するのであるから、当事者能力を有することが明らかである。また、原告ワルヒは、当事者適格を有している。

（被告らの主張）

原告ワルヒが、権利能力のない財団の要件である「目的財産の分離独立」と「管理体制の存在」（最高裁昭和44年6月26日第一小法廷判決・民集23巻7号1175頁参照）を満たしていることの立証がないので、原告ワルヒの当事者能力を争う。

（被告国際協力機構の主張）

我が国においては環境保護団体に対して具体的な提訴権限を認めた法律が制定されていないこととの関係で、原告ワルヒの当事者適格は認められないというべきである。

(2) 原告住民らの損害賠償請求の可否（争点(2)）

（原告住民らの主張）

ア 被告国及び基金の責任

(ア) 本件第1次交換公文及び本件第1次借款契約の各締結による注意義務違反

日本国政府及び基金は、次のaからeまでの各諸点を考慮すると、憲法又は条理上、本件プロジェクトにおいて、その策定、準備、審査・借款交渉、調達、実施・監理、評価を行うに当たっては、①他の方法がある場合には非自発的な移住を採用せず、他の方法がない場合においても最小限のものにとどめること、②非自発的な移住が避けられない場合においても、移住する住民が従前より生活を向上させることができるか、少なくとも従前の生活水準や収入を維持できるものとする事、③移住の計画・実施に際しては、現地住民を参加させること、④プロジェクトにより土地を奪われたり、他の資源に対して非公式の慣習上の権利を有している住民には、適切な土地、インフラや他の補償をすることを遵守すべき義務（以下「非自発的な移住に対する注意義務」という。）を負っていたというべきである。

a 国際基準に基づく行為準則

一定の住民がある居住空間に住み続ける基本的権利は、居住権として国際的に確立された権利であり、この権利は、次の条約又は業務指令等によって具体化されていたのであるから、日本国政府及び基金は、これらの規定内容を行為準則とすべきであった。

(a) 国際人権A規約11条1項

(b) 先住民条約14条1項から3項まで及び16条1項から5項まで

(c) 世界銀行の業務指令等

世界銀行は、昭和55年2月に「世界銀行融資プロジェクトにおける非自発的な移住に関連した社会問題」という業務マニュアルを策定し、昭和61年10月にこれを改訂し、「世界銀行融資プロジェクトにおける非自発的な移住の取り扱いに関

する業務政策問題」という業務マニュアルを策定し、さらに、これに代えて、平成2年6月29日に「非自発的な移住」に関する業務指令を策定した。上記業務指令には、非自発的な移住は可能な限り回避するか又は最小限に抑えられなければならないこと、非自発的移住が不可避である場合には、移住計画が策定されるべきであり、移住計画は、プロジェクトの不可欠の一部として位置付けられるべきであること、移住者が以前の生活水準及び所得獲得能力よりも改善するか少なくともそれを維持することができるようにすべきであること、非自発的移住者に対しては、コストに見合う損失補償が行われるべきであり、移住に際し又は移住先での過渡的期間につき支援が供与されるべきであること、移住による悪影響を緩和するために社会共同体としての集団的な移住に配慮すべきであり、社会文化環境及び自然環境への違和感を軽減するためにできるだけ近距離に移住地が設けられるべきであること、移住計画の策定に当たっては、移住者と受入れ住民の双方の参加が助長されるべきであり、移住のプロセスにおいては、既存の社会的及び文化的な組織が活用されるべきであること、移住地の立案に当たっては、移住者の新たな共同体が地域の社会及び経済構造に受け込めるような形で必要なインフラとサービスが備えられるべきであること、人口増加のために被る社会的、環境的な悪影響を緩和するために、移住者の受け入れ先の社会共同体に対して支援が供与されるべきであること、先住民、少数民族、遊牧民、その他の社会集団がプロジェクトのために収用される土地又はその資源に対する非公式な慣習的な権利を有しているような場合には、これらの人々に対しては適切な代替地、インフラ、その他の補償が供与されるべきであることが定められている。

また、世界銀行は、昭和57年2月に「世銀融資プロジェクトにおける部族民」

という業務マニュアルを策定したが、そこでは、先住民、部族民、少数民族又は社会的、経済的弱者に対しては特別措置を講じ、先住民の尊厳、人権及び文化的独自性への十分な尊重が助長される必要があるとされている。

(d) 世界銀行の「環境ガイドライン」等

世界銀行は、昭和58年に「環境ガイドライン」(Environmental Guidelines)を策定し、平成元年9月に「環境アセスメント」(Environmental Assessment)に関する業務指令を策定し、平成3年10月3日に改訂した。

(e) OECDの理事会の勧告

OECDの理事会は、昭和54年5月8日及び昭和60年6月20日、開発援助プロジェクトにつき環境アセスメントを行うべきことを勧告した。また、OECDの理事会は、昭和61年10月23日、「開発援助プロジェクトおよびプログラムの環境アセスメントを促進するために必要な措置」についての勧告を行った。

(f) 世界遺産条約

b 政府開発援助が公金を用いて行われる行政活動であること

c 日本国政府及び基金の政府開発援助によるプロジェクトにおける役割

日本国政府及び基金は、政府開発援助による開発プロジェクトにおいて、プロジェクトの策定、準備、審査・借款交渉、調達、実施・監理、評価のいずれの過程においてもプロジェクトを監理する地位にあり、プロジェクトの進行に主導的な役割を果たしており、政府開発援助の企画及び執行に伴い発生する問題を監理し、これを解決することができる立場にあったこと

d 政府開発援助による問題の顕在化と基金及び事業団のガイドライン

日本国政府及び基金は、昭和55年以降、日本国政府が行った政府開発援助によ

るプロジェクトによる開発地域の住民の生活や環境を破壊する問題が顕在化しており、具体的には、インド共和国のナルマダ・ダムにおいては、地域住民に対する被害が大きいことから援助が中止されるに至り、インドネシア共和国のクドゥン・オンボ・ダムにおいては、住民が水没予定地域に居住しているにもかかわらず湛水を開始したため、死者を出したこともあった。

基金は、このような状況を受けて、平成元年10月、基金ガイドラインを作成し、また、海外環境協力センターは、平成2年3月、基金の委託により、基金ガイドラインの解説内容を整理した本件環境配慮解説報告書を作成するとともに、日本国政府（環境庁）の委託により、本件環境配慮推進調査を取りまとめ、これらのガイドライン等において、開発の影響を受ける住民の生活や環境の保全をプロジェクトの可否を判断する審査基準とすることを明らかにしていた。

また、事業団は、平成2年2月、「ダム建設計画に係わる環境インパクト調査に関する環境配慮ガイドライン」を作成した。

e 被援助国の政治状況

本件プロジェクトにおける政府開発援助の被援助国であるインドネシア共和国においては、当時、スハルト政権がいわゆる「開発独裁」と呼ばれる抑圧的、独裁的、権威主義的な政治状況を作成し、軍部が、優越的な地位を占め、政権に批判的な人々に対して直接的な暴力を行使しており、言論、集会、良心の自由といった基本的人権が侵害され、住民の財産権もたやすく侵害されているような状況にあった。

本件第1次交換公文及び本件第1次借款契約の各締結の前提となっていた本件F/S報告書、本件詳細設計書、本件環境影響評価改訂報告書、本件環境管理計画書及び本件環境モニタリング計画書は、①本件ダムの建設による住民の移住につき、

代替地確保の可能性、生活水準の向上、住民意識という本件事前調査報告書においてさえ指摘されていた事項について十分な考慮を払っておらず、②住民の移住のための費用についても、補償の単価の根拠及び移住先の整備費用等を示しておらず、③本件ダムの開発地域における住民の独自の文化であるミナンカバウ文化についても、何ら配慮していないものであったのであるから、日本国政府及び基金は、非自発的な移住に対する注意義務に基づき、具体的には、上記のとおり国際的な基準に違反する本件F/S報告書、本件詳細設計書、本件環境影響評価改訂報告書、本件環境管理計画書及び本件環境モニタリング計画書の内容を根本的に見直し、本件プロジェクトが、単に技術的、経済的に実行可能かどうかだけではなく、社会的、環境的にも実行可能かどうかを再検討し、本件プロジェクトにより住民に与える被害が大きすぎることを理由に本件プロジェクトを中止すべき義務を負っていた。

しかし、日本国政府及び基金は、本件F/S報告書、本件詳細設計書、本件環境影響評価改訂報告書、本件環境管理計画書及び本件環境モニタリング計画書の内容を見直さず、本件プロジェクトが社会的、環境的にも実行可能かどうかを再検討せず、特に、平成2年9月19日には、当時横浜市立大学教授であった鷺見一夫（以下「鷺見」という。）を中心とする民間調査団が本件ダムの建設がPAFsの生活や自然を脅かすおそれが強く、融資を取りやめるべきであると発表したことを受け、本件プロジェクトにより住民に与える被害の大きさについて認識し又は認識し得たにもかかわらず、日本国政府は本件第1次交換公文を、基金は本件第1次借款契約をそれぞれ締結し、これにより上記義務に違反したものである。

(イ) 本件第2次交換公文及び本件第2次借款契約の各締結による注意義務違反

日本国政府が本件第2次交換公文を締結し、基金が本件第2次借款契約を締結す

るに当たり、非自発的な移住に対する注意義務を負っていた。このことは、本件第1次交換公文及び本件第1次借款契約を各締結した後の平成3年4月10日、当時の海部俊樹内閣総理大臣の国会答弁（甲A77）において、政府開発援助の基準として、被援助国の民主化の促進及び市場志向型経済導入の努力並びに基本的人権及び自由の保障状況について十分注意を払うものとされたことや、世界銀行が、同年9月17日、「先住民」と題する新たな業務指令を策定し、同業務指令において、先住民が、開発プロジェクトによって不利益を受けることが多いことから、その文化や生活基盤を保護するために特別な措置が必要であり、その内容の一つとして、先住民に対して開発プロジェクトに関する情報を与えた上で、開発プロジェクト全般にわたってその参加を保障することが必要であるとされていたことでもなお一層明らかになったといえることができる。

また、非自発的な移住に対する注意義務を具体化するものとして、日本国政府は、本件討議の記録に、次のとおりの内容の3条件（以下「本件3条件」という。）を定め、基金は、本件第1次借款契約に、本件3条件と共に次のとおりの内容の本件3条件の履行確保のための特約（以下「本件履行確保特約」という。）を定めた。

a 本件3条件

- (a) 事業対象地に生育するすべての象を適切な保護区に移転すること
- (b) PAFsの生活水準につき移住以前と同等かそれ以上のものを確保すること
- (c) PAFsから、移住に対する同意及び補償の合意を公正かつ平等な手続によって取り付けること

b 本件履行確保特約

- (a) 基金がPLNのコンサルタント契約の締結に同意するに当たり、最初の水没

地域の住民から移住に対する同意及び補償の合意を取り付け、移住地が利用できる状態になっていること

(b) 基金が本件ダム本体の建設工事のための資機材や役務の調達契約の締結に同意し、借款を実行するに当たり、住民から移住に対する同意及び補償の合意を取り付け、移住問題が解決していること

(c) 本件ダムへの湛水の開始に当たり、住民の移住が完了し、かつ、移住地において、移住した住民に対し、移住以前と同等かそれ以上の生活水準が確保されていること

(d) 事業が完成するまで、3か月ごとに進捗状況報告書及び環境モニタリング報告書を基金に対して提出すること

したがって、日本国政府及び基金は、本件プロジェクトにおいて、本件第1次交換公文及び本件第1次借款契約の各締結以降は、原告住民らに対し、本件3条件及び本件履行確保特約に基づき、本件プロジェクトの進行状況について正確な情報を入手し、その情報に基づき本件3条件が満たされているかどうかを判断し、本件3条件が満たされていない場合、円借款の供与を停止、延期又はキャンセルすべき義務（以下「本件3条件に基づく注意義務」という。）を負っていたというべきである。日本国政府は、本件第1次借款契約の契約当事者ではないが、本件討議の記録に本件3条件を定め、基金に対し、本件第1次借款契約に本件3条件及び本件履行確保特約を定めるよう指示したのであるから、基金に対するこのような指揮監督関係を通じ、本件プロジェクトが本件3条件及び本件履行確保特約の趣旨に従って実行されるようにすべき注意義務を負っていたというべきである。

したがって、日本国政府及び基金は、具体的には、本件第2次交換公文及び本件



第2次借款契約を各締結する際、非自発的な移住に対する注意義務及び本件3条件に基づく注意義務に基づき、①本件F/S報告書、本件詳細設計書、本件環境影響評価改訂報告書、本件環境管理計画書及び本件環境モニタリング計画書の各内容について、本件プロジェクトが、単に技術的、経済的に実行可能かどうかだけではなく、社会的、環境的にも実行可能かどうかを再検討し、②PAFsから日本国政府又は基金に対して直接提供された情報をもとに、PAFsが置かれている現状を調査、把握し、その結果を踏まえ、PAFsの人権が非自発的な移住によって侵害されるような事態を回避する具体的な措置を採り、原告住民らに対し、日本国政府及び基金が負う非自発的な移住に対する注意義務及び本件3条件に基づく注意義務の内容を誠実に説明し、③インドネシア共和国政府が本件3条件の債務不履行に陥っている場合には、その債務不履行状態が解除されるまでは本件第2次交換公文及び本件第2次借款契約の各締結を延期し、その状態が解消される見込みがない場合には、本件プロジェクト全体を中止すべき義務を負っていた。

しかし、日本国政府及び基金は、現地のNGOやPAFsからもたらされた情報に基づき、上記①の点について、本件F/S報告書、本件詳細設計書、本件環境影響評価改訂報告書、本件環境管理計画書及び本件環境モニタリング計画書の各内容を見直さず、本件プロジェクトが社会的、環境的にも実行可能かどうかを再検討せず、上記②の点について、本件プロジェクトがPAFsの人権侵害をもたらさないかどうかを再度調査し、検討する機会があったにもかかわらず、これを行わず、PAFs及び国会議員に対して本件3条件の内容等に関する正確な情報を説明してその意見を求めることができたにもかかわらず、これを行わず、上記③の点について、インドネシア共和国政府が本件3条件を履行しているかどうかを確認せずに、本件

第2次交換公文及び本件第2次借款契約を各締結し、上記義務に違反したものである。

(ウ) PLNのコンサルタント契約の締結に対する同意の指示及びその同意による
注意義務違反

日本国政府及び基金は、日本国政府が基金に対して基金がPLNのコンサルタント契約の締結に同意することを指示し、基金が上記同意をする際、非自発的な移住に対する注意義務を負担するとともに、本件3条件に基づく注意義務として、本件履行確保特約にあるように、最初の水没地域の住民から移住に対する同意及び補償の合意が取り付けられ、移住地が利用できる状態になっていなければ、上記同意を指示をしたり、上記同意をしてはならない義務を負担していた。このことは、OECDが、平成3年12月に策定したOECD指針において、意に反する住民の移住は、他のあらゆるプロジェクトデザインの選択可能性を調査し、可能であれば回避するか最小限にすべきであり、プロジェクトによって影響を受ける人々の権利を保護する受入れ可能な移住計画が含まれていない限り、援助国は、住民の移住を引き起こすプロジェクトを支援してはならない旨記載されていたことでもなお一層明らかになったといえることができる。

本件エンジニアリング・サービス協定が締結された場合、コンサルタントにより本件プロジェクトの着工に向けた具体的な準備が開始され、特に、本件ダム建設現場に近く、着工前に移住が必要とされていたリアウ州のプロウ・ガダン村については、本件ダム本体の建設工事契約の締結に対する同意の前に移住する予定となっていたのであるから、基金がPLNのコンサルタント契約の締結に同意し、日本国政府が基金に対してこれを指示するに当たり、上記のとおり注意義務が課せられ

ていたものである。

そして、外務省経済協力局有償資金協力課石橋太郎課長（以下「石橋課長」という。）が、平成3年10月3日から同月5日にかけて、インドネシア共和国を訪問し、インドネシア共和国政府高官との間で今後住民対策として採るべき対応について協議し、基金の調査団が、同年11月、インドネシア共和国を訪問し、住民対策の内容を検討するための調査を行い、その調査結果を踏まえて住民対策を決定する予定となっていたのであり、現に、平成4年9月に日本国政府調査団が訪れた時点で、最初の移住地であったコト・ラナ地区においては、いまだにゴム園の植樹が行われていたのであるから、平成3年12月の段階で、最初の水没地域の住民から移住に対する同意及び補償の合意が取り付けられ、移住地が利用できる状態になっていたことはない。そうであるにもかかわらず、日本国政府及び基金は、基金がPLNのコンサルタント契約の締結に同意し、日本国政府が基金に対してこれを指示したことにより、上記義務に違反したものである。

(エ) PLNの本件ダム本体の建設工事契約の締結に対する同意の指示及びその同意による注意義務違反

原告住民らは、日本国政府及び基金は、日本国政府が基金に対して基金がPLNの本件ダム本体の建設工事契約の締結に同意することを指示し、基金が上記同意をする際、非自発的な移住に対する注意義務を負担するとともに、本件3条件に基づく注意義務として、本件履行確保特約にあるように、住民から移住に対する同意及び補償の合意が取り付けられ、移住問題が解決している状況になっていなければ、上記同意を指示をしたり、上記同意をしてはならない義務を負担していた。このことは、PLNのコンサルタント契約の締結に対する同意をした後の平成4年6月3

0日、日本国政府が旧政府開発援助大綱を閣議決定し、旧政府開発援助大綱において、開発途上国における良い統治の確保、環境保全の達成、地球規模での持続可能な開発の実現を政府開発援助の基本理念とし、開発途上国における民主化の促進及び基本的人権及び自由の保障状況に十分注意を払うこととしたこととなお一層明らかになったといえることができる。

本件ダム本体の建設工事契約が締結された場合、直ちに融資が実行され、本件ダム本体の建設工事が着工されることとなるのであるから、基金がPLNの本件ダム本体の建設工事契約の締結に同意し、日本国政府が基金に対してこれを指示するに当たり、本件プロジェクトにより住民の人権が侵害される事態が引き起こされないかどうかについて、現地の具体的な状況を正確に把握して判断することが問われていたものであり、上記のとおり注意義務が課せられていたものである。

そして、平成4年8月に最初の住民の移住が行われたリアウ州のプロウ・ガダン村では、移住が軍隊により強制された上、移住地では、移住する住民の各世帯に2haずつ与えられるはずのゴム園が各世帯に配分されず、水の確保も困難な状況にあったのであり、リアウ州のプロウ・ガダン村以外の村においても、移住に対する同意が脅迫により取り付けられ、住民を支援する者に対する弾圧が行われるなど、当時、住民らが自由に意見を表明できる状況にはなかつたのであるから、住民から移住に対する同意及び補償の合意が取り付けられ、移住問題が解決している状況になっていたことはない。そうであるにもかかわらず、日本国政府及び基金は、同年10月、基金がPLNの本件ダム本体の建設工事契約の締結に同意し、日本国政府がこれを指示したことにより、上記義務に違反したものである。

(オ) 本件ダムへの湛水を事実上承認したことによる注意義務違反

日本国政府及び基金は、本件ダムへの湛水が再開された際、非自発的な移住に対する注意義務を負担するとともに、住民の移住が完了し、かつ、移住地において、移住した住民に対し、移住以前と同等かそれ以上の生活水準が確保されていなかったためであるから、本件3条件に基づく注意義務として、住民の被害が解決するまで、本件ダムへの湛水の再開を承認しない義務を負っていたというべきである。

そして、日本国政府及び基金は、本件ダム本体の工事が平成8年2月に完成した後、アジア経済研究所の米倉等（以下「米倉」という。）及びアンダラス大学に対し、本件プロジェクトがPAFsに与えた影響について調査を依頼し、米倉の調査結果（甲B38、以下「米倉調査報告書」という。）によれば、本件プロジェクトにおいて、財産調査に問題があり、調査の正確性や公平性に問題があること、移住先のゴム園において生産可能なゴムは10～15%ほどであり、そもそもその程度のゴムしか植えられなかった可能性があること、住民に無理な移住を強いていること、住民が移住を受け入れざるを得ないようにするため、先に移住の同意のみをとってしまうという巧妙な手段がとられていることなどが明らかにされており、アンダラス大学調査報告書によれば、住民に供与されるはずのゴム園が生産可能な状況となっておらず、水没予定地域にある従前のゴム園やインドネシア共和国政府による生活扶助、残された補償金等によって何とか生計を立てていること、本件ダムへの湛水によって従前のゴム園が水没すると、住民はたちまち生活に困る状況にあること、移住に当たってインドネシア共和国政府が住民に対して約束した条件の多くが守られていないことなどが明らかにされていた。

したがって、本件ダムへの湛水の再開に当たり、住民の移住が完了し、かつ、移住地において、移住した住民に対し、移住以前と同等かそれ以上の生活水準が確保

されていたことはなく、日本国政府及び基金は、このことを認識していたにもかかわらず、インドネシア共和国政府及びPLNが本件ダムへの湛水を再開することに対して何らの措置も講じず、本件ダムへの湛水を事実上承認し、基金が、本件ダムへの湛水が再開された後の平成10年及び平成11年にインドネシア共和国政府に対し、本件第2次円借款契約により、総額40億3392万円の融資を実行し、日本国政府が平成9年のインドネシア支援国会合（IGGI）でインドネシア共和国政府に対し、2317億円の円借款の供与を決定するなど、PLNによる本件ダムへの違法な湛水を継続させ、上記作為義務に違反したものである。

(カ) 湛水終了商業運転開始後の放置に関する作為義務違反

日本国政府及び基金（国際協力銀行）は、本件プロジェクトの最初から最後まで、非自発的な移住に対する注意義務及び本件3条件に基づく注意義務に基づき、本件3条件及び本件履行確保特約が遵守されたかどうかを確認する義務を負い、日本国政府及び基金が本件プロジェクトの完工までに上記注意義務に違反した先行行為により住民の被害が発生していたのであるから、このような先行行為に基づき、その被害回復のために直ちに具体的措置をとる作為義務を負っていた。このことは、国際協力銀行が、本件ダムへの湛水が終了し、本件水力発電所の商業運転が開始した後の平成11年10月、「円借款における環境配慮のためのJBI Cガイドライン」を策定し、平成14年4月、同ガイドラインを「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」と改訂したことからも明らかである。

そして、日本国政府及び基金は、本件プロジェクトが完成するまで3か月ごとの進捗状況報告書及び環境モニタリング報告書の提出を受けるとともに、自らも独自の調査を行い、移住した住民が水もゴムの木もない移住地でミナンカバウ文化も崩

壊させられ、生活にあえいでいること認識していたし、本件プロジェクトの完成に当たり、被告東電設計から本件プロジェクトに関する本件完成報告書の提出を受けるとともに、自らも独自の調査を行い、移住された住民の生活が悲惨なものであることを認識していた。

それにもかかわらず、日本国政府及び基金（国際協力銀行）は、P A F s が受けている被害を放置し、上記義務に違反した。

イ 被告東電設計の責任

（ア）被告東電設計の注意義務の根拠について

被告東電設計は、次の a から d までの各事情を考慮すると、本件ダムの建設による水没地域及びその周辺に居住する住民及び自然環境に対する悪影響を生じさせず、悪影響の拡大を防止すべき注意義務を負っていたというべきである。

a 国際基準に基づく行為準則

被告東電設計は、国際コンサルタントとして、長年にわたり、政府開発援助によるプロジェクトのコンサルタント業務を行ってきた以上、前記ア（ア）に挙げられた行為準則は、被告東電設計においても一般的に遵守すべき基準であったというべきである。

b 本件 3 条件

本件第 1 次借款契約及び基金の本件ダムのロット I、ロット III B の発電機、ロット III A のタービン及び関連送電線の契約書に関する各承認書には、本件 3 条件と同趣旨の規定が設けられていたことからすれば、被告東電設計が P L N との間で本件エンジニアリング・サービス協定を締結するに当たっては、被告東電設計においても本件 3 条件を遵守することが前提条件であり、被告東電設計が本件エンジニアリ

ング・サービス協定において本件3条件を遵守すべき義務を負っていたということが出来る。

c 本件エンジニアリング・サービス協定

被告東電設計は、本件エンジニアリング・サービス協定において、①PLNの利益のために行為しつつも、標準的なエンジニア倫理コードに従って行動すべき義務を負っていた、②本件エンジニアリング・サービス協定の停止権及び終了権を有しており、PLNに不履行があった場合には、その是正を要求することができ、本件エンジニアリング・サービス協定を停止又は終了させることもできたのであり、被告東電設計は、上記各権利を行使すべきであった、③サービス業務との関連で最善の努力を尽くすこと、また誠実に行動するとともに、適格なコンサルティング・エンジニアがそのビジネス行為において発揮すべき程度の注意を払うことに同意しており、PLNとの関係のみならず、原告住民らとの関係でも上記義務を負っていた。また、被告東電設計は、④本件エンジニアリング・サービス協定上、本件ダム建設工事とPAFsの移住との間の総合調整を行う義務を負っていた。

d 「コンサルティング・エンジニア国際連盟」(FIDIC, Federation International e des Ingenieurs Conseils)の倫理要項

しかし、被告東電設計は、本件プロジェクトにおいて次の(イ)から(エ)までのとおり上記注意義務に違反し、これにより原告住民らに後記エの損害を生じさせたのであるから、原告住民らに対し、上記損害を賠償する義務を負う。

(イ) 本件F/Sの実施及び本件F/S報告書の作成における注意義務違反

被告東電設計は、本件F/Sにおいて、1段階開発計画を実行可能と評価し、多数の住民の移住が不可欠であることを認識し、住民の移住に関する調査及び研究を

行っていた。また、上記ア(ア)aのとおり、一定の住民がある居住空間に住み続ける基本的権利は、居住権として国際的に確立された権利であり、この権利は、国際人権A規約11条1項並びに先住民条約14条1項から3項まで及び16条1項から5項までにおいて具体化されていた。また、同dのとおり、昭和55年以降、ダム建設などの大規模開発によって、開発対象地域に居住していたため立ち退きを余儀なくされた現地住民の生活再建が困難であるといった問題が顕在化していたのであり、世界銀行は、同年に「世界銀行融資プロジェクトにおける非自発的な移住に関連した社会問題」、昭和57年に「世銀融資プロジェクトにおける部族民」という各業務マニュアルを策定したのであるから、被告東電設計が、長年にわたり、インドネシア共和国におけるグレシック火力発電所建設など、政府開発援助によるプロジェクトのコンサルタント業務を行っていたのである以上、本件ダムの建設による水没地域及びその周辺に住む住民及び自然環境に対する悪影響が生ずることを十分に予見することができた。

したがって、被告東電設計は、本件F/Sを実施し、本件F/S報告書を作成するに当たり、本件ダムの建設による水没地域及びその周辺に住む住民及び自然環境に対する悪影響を生じさせず、悪影響の拡大を防止すべき注意義務を負っていたというべきである。

しかし、被告東電設計は、本件F/Sを実施し、本件F/S報告書を作成する際、次の諸点において上記注意義務に違反し、本件ダムの建設が実行可能であるとの誤った結論を下したものである。

a 架空の電力需要設定

本件F/S報告書においては、将来的に電力需要が飛躍的に増加するとされてい

るが、これは、全く根拠のない恣意的な予想にすぎない。

b 生物学的多様性への無理解

本件F/S報告書においては、本件ダム周辺の地域は、地球上で生物学的多様性が最も高い地域であったにもかかわらず、環境的価値の重要性について何らの考慮も払われなかった。

c 考古学的、歴史的な重要地域への無理解

本件F/S報告書においては、本件ダム周辺の地域にかつて仏教国スリウィジャヤ王国が存在していた可能性があるにもかかわらず、本件ダムの建設を実行可能であるとされた。

d ミナンカバウ社会に対する無理解

本件F/S報告書においては、原告住民らの属するミナンカバウ社会に関する記載が一切なく、ミナンカバウ社会に対する配慮が全くない。

e 1段階開発計画案の採用

本件F/S報告書においては、単一の大規模ダムを建設する1段階開発計画案と、2つの小規模ダムを建設することにより水没面積を小さくしようとする2段階開発計画案とが比較され、1段階開発計画案による大規模ダムが建設されると、水没面積が拡大し、本件ダムの建設による水没地域及びその周辺に住む住民及び自然環境に多大な悪影響を与えることは明らかであったにもかかわらず、1段階開発計画案によるダムの建設の方が、経済及び財務分析の結果から妥当であり、優先順位が高いとして、1段階開発計画案を実行可能と評価した。本件F/S報告書では、本件プロジェクトの経済的妥当性につき、技術的、経済的及び財務的な項目を定量化した収益率を算定するにとどまり、社会及び環境面への影響を定量化した収益率を算

定していない。

f 移住対象住民数の過小評価

本件F/S報告書においては、移住対象住民数は2990世帯、1万3907人とされているところ、実際には、インドネシア共和国政府の公式見解では、移住対象住民数は4886世帯、1万6954人、現地の新聞では、移住対象住民数は4885世帯、2万3000人と報じられたように、本件F/S報告書で想定された以上の住民が移住させられたのであり、本件F/S報告書は、移住対象住民数を過小評価している。

g 住民に対する補償費の過小な見積り

本件F/S報告書においては、本件ダムの建設に係る補償費として、家屋、水田、耕作地に対する補償を含む移住費用のみが計上され、その金額が1588万1000ドルとされているところ、補償単価の根拠は全く示されておらず、この金額は、本件F/S報告書における移住対象住民数1万3097人を前提とすると1人当たり約1200ドル、実際に移住させられた約2万3000人を前提とすると1人当たり約700ドルにすぎないが、上記補償費には移住先の整備費用等が含まれておらず、カンパル県においては約3000人も農民が行っている漁業に対する補償費も全く考慮されていないなど、過小に見積もったものである。のみならず、本件F/S報告書においては、ミナンカバウ社会に関する配慮がないため、ミナンカバウ社会における共有地であり、結婚して独立した家庭に対し、これを開拓することにより専有の畑を取得させることを予定しているウラヤット地に係る補償費も全く考慮されていない。

h 水没範囲の予測の誤り

本件ダムの建設により、本件F/S報告書に水没する村として記載されていないリアウ州のタンジュン村及びバルン村が冠水被害を受け、住民が移住を余儀なくされたり、生活道路の寸断による交通難を強いられているなど、本件F/S報告書の水没範囲の予測に誤りがあった。

i 本件ダムの貯水池に当たる地域の手抜き調査

被告東電設計は、本件ダムの貯水池に当たる地域の水系及び水文調査を行わず、本件ダムの貯水池の底部からカンパル・カナン川沿いに巨大な地下水路が走っていることを見過ごし、本件ダムの貯水池の水位の低下を招いている。

j 国道の付け替えの手抜き調査

被告東電設計は、国道の付け替えについて事前調査を十分に行わず、本件ダムの建設工事中、再三、路線変更が行われ、工期が大幅に遅延し、工事代金も増加した。

(ウ) 本件プロジェクトに係る詳細設計の実施及び本件詳細設計書の作成における注意義務違反

被告東電設計は、本件F/Sの実施及び本件F/S報告書の作成の後にも、世界銀行が、昭和57年に「世銀融資プロジェクトにおける部族民」という業務マニュアルを策定し、昭和61年に「世界銀行融資プロジェクトにおける非自発的な移住の取り扱いに関する業務政策問題」という業務政策覚書を策定し、昭和63年にこれらを「開発プロジェクトにおける非自発的再定住・世界銀行出資プロジェクトの政策ガイドライン」という政策ガイドラインとしてまとめ、移住計画の作成には移住者の参加が必要であること、移住者を受け入れる側の人々の影響及び保護について定めたのであるから、本件ダムの建設による水没地域及びその周辺に住む住民及び自然環境に対する悪影響が生ずることを十分に予見することができた。

被告東電設計は、昭和62年1月15日、PLNとの間で、本件プロジェクトに係る詳細設計及び入札・契約書類の作成作業等のエンジニアリング・サービスに関する協定を締結し、住民の移住及び自然環境に関する調査を行い、昭和63年8月、同協定に基づき、本件詳細設計書を完成させ、その一環として、同年、リアウ大学に委託して本件環境管理計画書及び本件環境モニタリング計画書を策定させるとともに、平成元年には、リアウ大学に対し、コト・ラナ地区の移住地調査の基本調査を委託し、平成2年から平成3年にかけて、リアウ大学に対し、南ムアラタクス地区、南シベルアン地区の調査を委託し、アンダラス大学に対し、リンボ・ダタ地区の調査を委託した。

したがって、被告東電設計は、本件プロジェクトに係る詳細設計の実施及び本件詳細設計書の作成に当たり、本件F/Sの実施及び本件F/S報告書の作成時点よりも、より強度の、本件ダムの建設による水没地域及びその周辺に住む住民及び自然環境に対する悪影響を生じさせず、悪影響の拡大を防止すべき注意義務を負っていたというべきである。

しかし、被告東電設計は、自ら中心となって住民の移住対策を策定しておきながら、上記(イ)aからjまで記載の本件F/S報告書における各問題点を確認せず、本件詳細設計書を作成し、リアウ大学の移住地調査においては、移住地1295haのうち405haを水田として利用できるとされていたが、実際には、今日に至るまで水田として造成されていない上、単なるペーパーワークにすぎない本件環境管理計画書、本件環境モニタリング計画書を作成したのであるから、上記注意義務に違反したものである。

(エ) 工事監理における注意義務違反

被告東電設計は、PLNとの間で本件エンジニアリング・サービス協定を締結し、本件エンジニアリング・サービス協定に基づき、本件ダム本体の建設工事の監理を行った。

本件プロジェクトに係る詳細設計の実施及び本件詳細設計書の作成後も、インドネシア共和国内外において、本件ダムの建設により、住民や自然環境に対して悪影響が生ずることが明らかとなっていたのみならず、平成2年には世界銀行の「非自発的な移住」に関する業務指令が、平成3年にはOECD指針がそれぞれ策定され、平成5年には第49回国連人権委員会総会において「強制立ち退きに関する決議」が行われ、本件第1次借款契約においては本件3条件が定められたのであるし、被告東電設計は、現地のコンサルタントを雇い入れ、移住の状況について詳細な調査を行い、移住する住民に対する補償対策のための作業等を行い、補償条件を監理しており、本件ダムへの湛水開始時点において住民対策の一環としての追加的支援に携わるなどして、住民の移住対策を直接行っていたのであるから、本件ダムの建設による水没地域及びその周辺に住む住民及び自然環境に対する悪影響が生ずることを十分に予見することができた。

したがって、被告東電設計は、本件エンジニアリング・サービス協定に基づき、本件ダムの建設による水没地域及びその周辺に住む住民及び自然環境に対する悪影響を最小限に食い止めるべき注意義務を負っていたし、本件プロジェクトにおいては、本件討議の記録及び本件第1次借款契約に本件3条件が定められていたのであるから、本件3条件の履行状況を実際に確認すべき注意義務を負っていた。

しかし、被告東電設計は、本件エンジニアリング・サービス協定に基づいて本件ダム本体の建設工事の監理をするに当たり、①本件F/Sの段階で誤った水没範囲

の予測を修正せずに放置し、住民からの移住に対する同意及び補償の合意の問題が解決されておらず、本件環境管理計画書の内容に反して樹木を取り除かず、本件F/S報告書の内容に反してスリウィジャヤ王国遺跡の発掘調査を先行させず、本件環境管理計画書及び本件環境モニタリング計画書の内容に反してムアラタクス仏教遺跡を保護するための堤防を築かない段階において、湛水の開始を指示したこと、

②本件ダムへの湛水後、野生動物の調査を実施せず、インドネシア共和国政府により行われたスマトラ象の移転作業の監理業務を怠り、スマトラ象を死亡させたこと、

③リアウ州における移住地の公共施設及びタンジュン・アライ村、ポンカイ・バル村等の一部の村の住宅の屋根にアスベストを使用しないように提言しなかったことにより、上記注意義務に違反したものである。

ウ 事業団（被告国際協力機構）の責任

事業団は、本件プロジェクトによる住民の移住問題、環境問題、社会的及び文化的影響の問題に対する認識を欠いたまま、本件F/Sの実施に先立って本件プロジェクトの事前調査を行っており、非自発的な移住に対する注意義務を負っていたにもかかわらず、これを怠り、前記イ(イ)aからjまでの各内容のとおりのずさんな本件F/S報告書を作成し、また、事後調査を行うことによりその誤りを正さなかったのであるから、これにより生じた原告住民らの損害について、不法行為責任を負う。

エ 原告住民らの損害

(ア) 移住地に移住した原告住民らについて

リアウ州及び西スマトラ州においては、平成2年12月ころから原告住民らの移住に対する同意書が作成されたが、原告住民らの多くは、十分な説明もないまま、

この移住に対する同意書に強制的に署名させられた。その後、補償金の支払のための原告住民らの財産調査が行われたが、その補償金の基準は、補償の名に値しないほど異常に低いものであった上、補償の対象とならない財産も多数存在するなど、原告住民らは、財産を強奪されたに等しい状況におかれた。補償金の支払開始後、原告住民らは、軍隊の脅しにより、強制的に順次移住地に移住させられた。原告住民らが移住させられた移住地においては、ゴム園その他の生計手段や、水及び水を供給する設備並びにトイレ、風呂、洗濯場といったインドネシア共和国政府が供給することを約束していた設備が全く整備されておらず、無料での電力供給、舗装した道路の提供という約束も守られず、供給された住宅も、掘っ立て小屋同様の居住に適切なものではなかったため、そこでの生活は困窮を極めた。以上のような生活実態に加え、原告住民らの生活と密接に結びついたミナンカバウ文化に対して何らの配慮もされなかった結果、移住させられた原告住民らは、従前からの社会制度、文化、慣習等を奪われた。そして、原告住民らは、以上のような被害を受けた状態のまま、今日まで放置されている。

各村が移住地に移住させられた時期は、次のとおりであり、原告住民らは、それぞれ移住地に移住させられた時期に精神的損害を被ったものである。

- a 平成4年8月 コト・ムスジット村（原告番号M1からM196まで）
- b 平成5年3月 グヌン・ブンス村（原告番号I1からI271まで）
- c 平成5年7月 タンジュン・バリット村（原告番号A1からA364まで）
- d 平成5年7月 タンジュン・パウ村（原告番号B1からB375まで）
- e 平成6年1月 ムアラ・タクス村（原告番号F1からF608まで）
- f 平成6年3月 コト・トゥオ村（原告番号E1からE1099まで）

g 平成6年3月 ムアラ・マハット・バル村（原告番号G1からG919まで）

h 平成6年10月 タンジュン・アライ村（原告番号C1からC466まで）

i 平成7年1月 ルブック・アグン村（原告番号D1からD557まで）

j 平成7年1月 ラナ・スンカイ村（原告番号O1からO939まで）

k 平成8年1月 バトゥ・ブルスラット村（原告番号N1からN1027まで）

l 平成8年2月 ポンカイ・バル村（原告番号H1からH158まで）

m 平成8年2月 ポンカイ・イスティコマ村（原告番号J1からJ175まで）

(イ) 本件プロジェクトにおいては、タンジュン村（原告番号K1からK967まで）及びバルン村（原告番号L1からL275まで）は、そもそも本件プロジェクトにより被害を受けるとはされていなかった。しかし、本件ダムへの湛水の開始後、本件ダムの発電が開始した平成10年2月までに、タンジュン村においては、45戸が水没し、これらの水没世帯に対する補償は支払われず、代替地も用意されなかったし、350世帯が一時的に冠水被害を被り、将来的な冠水のおそれを避けるために高台に移住したが、この移住費用に対しても何ら補償されておらず、バルン村においては、従前のマハット川の川幅は40mであり、水深も浅かったため、車で容易に横断でき、国道にアクセスすることができたが、現在では本件ダムにより水位が上がり、湛水池の一部となったため対岸まで400mもの距離ができ、水深も深くなったため、15kmも迂回するか渡し船を利用しないと国道にアクセスすることができないなどの損害を被った。

(ウ) 原告住民らは、以上の被害により、多大な財産的損害を受けるとともに、困難を極める生活を強いられ、原告住民らの社会文化であったミナンカバウ文化を破壊されたこと等によって甚大な精神的損害を被ったが、この原告住民らの精神的損害は、金額にすれば1人当たり500万円を下らない。

なお、円借款は、通常より緩やかな条件が設定されているものの、その内容は資金の供与であり、権力的要素を含むものではなく、当然に国家賠償法1条1項所定の「公権力の行使」に当たるということとはできないので、国家賠償法1条1項又は民法709条に基づく損害賠償請求を選択的に行う。

(被告国の主張)

原告住民らの上記主張はいずれも争う。

国家賠償法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずることを規定するものであるところ、円借款によるプロジェクトの主体は、あくまで被援助国政府及び機関であるし、住民の移住という内政上の問題は、被援助国政府が責任をもって対応すべき事柄であって、被告国の公務員が被援助国であるインドネシア共和国の国民である原告住民らに対して負うべき職務上の法的義務はなく、原告住民らの請求は主張自体失当である。

また、本件プロジェクトにおいては、日本国政府は、次のアからカまでのとおり、事業主体であるインドネシア共和国政府に対して移住する住民等への配慮を要請し、同政府が適切な措置を採ることを確認するなどしている上、円借款の実施機関である基金のみならず日本国政府自身が現地調査を行うまでして、インドネシア共

和国政府の採る措置を再確認するなどしているのであって、政府開発援助が相手国との信頼関係に基づいて行われるものであることに照らせば、日本国政府に違法の問題が生ずる余地はない。

なお、国家賠償法1条1項所定の「公権力の行使」とは、純然たる私経済作用及び同法2条の営造物の設置管理作用を除く国又は公共団体のすべての作用であるというべきであり、原告住民らが問題とする政府開発援助として行われた円借款は、開発のための資金需要に対し、緩やかな条件で資金を貸し付けることにより、途上国の経済発展のための努力を支援するものであり、純然たる私経済作用でないことは明らかであるので、被告国が、本件プロジェクトよる円借款に関して、民法上の不法行為責任を負うことはない。

ア 本件第1次交換公文及び本件第1次借款契約の各締結による注意義務違反について

(ア) 日本国政府は、本件プロジェクトの本件第1次交換公文及び本件第1次借款契約の各締結段階において、非自発的な移住に対する注意義務を負っていない。

原告住民らは、憲法又は条理を根拠として非自発的な移住に対する注意義務が発生すると主張するが、そもそも、憲法は、日本の領土外に在留する外国人の基本的な人権を当然に保障しているものではないし、根拠とする憲法の規定が不明であり、円借款により実施される事業のほとんどは、外国政府、機関が実施する公共事業であって、このような外国政府、機関の公共事業において、日本国政府が基金を通じて供与する資金が使われることを理由として、憲法が相手国の国民の基本的な人権を保障しているということとはできない。また、仮に、円借款のプロジェクトによる借入国の国民の基本的な人権の侵害があった場合には、実施主体である借入国がこれを

解決すべきであって、日本の法体系において、借入国の国民が政府開発援助の供与国である被告国に対し、立法を待たずに当然に本件プロジェクトにより生じた損害の賠償を直接請求できるという条理は存在しない。

原告住民らが主張する非自発的な移住に対する注意義務の根拠として掲げる各事由に対する個別的な反論は、次のとおりである。

a 国際基準に基づく行為準則について

原告住民らが主張する条約又は業務指令等は、次のとおり、いずれも被告国の公務員が原告住民らに対して職務上の法的義務を負担する直接の法的根拠とはなり得ない。

(a) 国際人権A規約11条1項について

国際人権A規約は、「立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため」(2条)と規定しているとおり、規約に定められる権利の実現は立法その他の措置により漸進的に達成することを予定しており、相当な生活水準についての権利及び生活条件の不断の改善についての権利に関して定める11条1項が、個人に具体的権利を付与すべきことを定めたものということとはできない。

(b) 先住民条約14条1項から3項まで及び16条1項から5項までについて

被告国は、先住民条約を締結しておらず(乙A6, 丁A16)、先住民条約が被告国に対して法的効力を有することはないのであるから、日本国政府が先住民条約を根拠として法的義務を負うことはない。

(c) 世界銀行の「非自発的な移住」に関する業務指令について

上記業務指令は、政策、手続、指導が一体となったものと定義され(乙A7)、

「非自発的な移住に関する世界銀行の政策及び手続と、借入人が非自発的な移住を伴う業務で遭遇すると予想される状況について述べる」ものとされているにすぎず（乙A1）、世界銀行の職員の指針のために策定されたものであるし、住民の移住に関する責任が借入人にあることを明記しているのであるから、日本国政府が上記業務指令を根拠として非自発的な移住に対する注意義務を負うことはないというべきである。

b 政府開発援助が公金を用いて行われる行政活動であることについて

被告国の公務員が、国民全体の奉仕者（憲法15条2項）として政府開発援助を適切に企画、執行すべき責務を有することと、個別の国民に対して職務上の法的義務を負うということとは別の問題であり、原告住民らの主張は、この点を混同するものであって失当である。

c 日本国政府及び基金の政府開発援助によるプロジェクトにおける役割について

政府開発援助によるプロジェクトとは、政府開発援助の被援助国が主体となって実施しようとする自国の開発努力を、低利、長期返済期間といった譲許的条件での貸付けという形で支援するものであり、その事業主体はあくまで被援助国であるから、プロジェクトに伴う住民の移住の実施の決定及びその最終的な責任は当該借入国が負うことが前提となっているというべきである。このことは、上記業務指令、OECD指針、基金ガイドラインにおいて、住民の移住の責任が被援助国にあることが明記されていることから明らかであるし、住民の移住に関する土地などの財産の評価及び補償方法は、国内法の内容、立地条件などのために千差万別であり、何が適正であるのかの判断が難しいものであり、優れて被援助国の内政上の問題で

あるから、住民の移住の責任は被援助国にあるとされているものである。

d 政府開発援助による問題の顕在化と基金及び事業団のガイドラインについて
基金ガイドラインには、「開発援助における環境配慮の目的は、…開発途上国が自助努力により環境保全上健全な方策で開発を行うことを支援することである。…本ガイドラインは、先方借入人が借款申請に先立ち当該案件の計画・準備段階において配慮すべき環境面の諸事項を内容としたものであり、融資機関としてのOECDの審査は借入人側が行う環境上の所要の措置等の確認がその主体となる」旨規定されており（TA6）、基金ガイドラインが被告国に対して何らかの法的効力を有するものではないのであるから、日本国政府が基金ガイドラインを根拠として法的義務を負うことはない。また、その他のガイドラインについても、日本国政府とは別の機関が策定した当該機関における内部規定にすぎない。

(イ) 交換公文は、当事者となる両国政府の政治的、外交的な判断に基づく国家間の合意であり、その国際法上の効力は両国国家間においてのみ認められるのであって、相手国の国民との間で何らかの法的な関係を生じさせるものではないのであるから、本件第1次交換公文の締結につき、インドネシア共和国の個別の国民に対して負うべき非自発的な移住に対する注意義務を觀念する余地はないし、日本国政府が、基金に対し、個別の業務に対する具体的な指示として、本件第1次借款契約の締結を指示したという事実もない。

のみならず、日本国政府が、本件第1次交換公文を締結するまでに、①事業団及び被告東電設計が本件F/Sを実施し、②インドネシア共和国政府が、本件F/Sと並行して、本件プロジェクトの環境調査を実施するとともに、本件環境影響評価報告書を発行し、③日本国政府が、上記①及び②の結果を踏まえて、インドネシア

共和国に日本国政府調査団を派遣し、本件プロジェクトを基金の調査対象案件とすることとし、④アンダラス大学及びリアウ大学が、順次、本件プロジェクトに係る本件環境影響評価改訂報告書、本件環境管理計画書及び本件環境モニタリング計画書を作成し、⑤平成元年3月には、インドネシア共和国政府が、本件プロジェクトに係る環境問題に対する所要の措置について検討するなどし、⑥平成2年3月以降は、まず、基金が、インドネシア共和国を訪問し、移住候補地の一部訪問、村長らへのインタビュー、象のトレーニングセンターの視察、PLNとの協議等を行うとともに、インドネシア共和国側で検討した措置の実施スケジュールについて確認するなどし、次に、日本国政府が、インドネシア共和国に平成2年度円借款政府調査団を派遣し、インドネシア共和国政府と協議するなどしたのであって、日本国政府は、これらの日本国政府又は基金とインドネシア共和国政府又はPLNとの間の数次にわたる検討及び協議を経た上で本件第1次交換公文を締結したのであり、この締結に至るまでの上記一連の手續及び措置に何らの瑕疵がないことは明らかである。

また、本件F/S報告書においては、代替地の確保につき、「JICA調査団は、州開発計画局（BAPPEDA）と協議の上、次の候補地を選定している。なお、候補地の選定に当たり、行政区分上、リアウ州と西スマトラ州に分けて考慮し、又、移転地は現在の居住区と出来る限り隣接した開発プロジェクト予定地及び進行中の地点…を最優先に取り上げた」（戊A6〔IV-19〕）とあるように、適切な配慮をしている上、事業団の調査団からインドネシア共和国政府に対して水没地域の住民に対する移住先の提供について十分な配慮を行うよう勧告している（戊A6〔12頁〕）。加えて、生活水準向上、住民意識を考慮した適正妥当な考察については、

一義的にはインドネシア共和国の内政上の問題であり、そのインドネシア共和国政府関係者が、「協議の席上、住民移転計画の実施に当り、関連機関である電力公社（PLN）、州移民局（Dinas Transmigrasi）、州公共事業局（DPU）等と密接な連絡を持ち、詳細な検討を継続する旨表明」（同〔IV-21〕）しており、事業団の調査団が、これを踏まえ、水没に伴う補償及び移住については何ら問題がないと思われるものと評価したのであって、何ら根拠のない見通しであるとの指摘は当たらない。

住民の移住に係る費用の補償単価については、そもそも住民の移住に関する土地などの財産の評価及び補償方法が、国内法の内容、立地条件などのために千差万別であり、何が適正であるのかの判断が難しいものであるため、事業団の調査団がそのような情報を保有するインドネシア共和国側と協議して補償単価を決めたものであって、そのことをもって注意義務に違反するとはいえない。

ミナンカバウ文化への配慮についても、インドネシア共和国の内政上の問題であり、この点について日本国政府が責任を負うことはない。

イ 本件第2次交換公文及び本件第2次借款契約の各締結による注意義務違反について

(ア) 上記アのとおり、日本国政府は、本件プロジェクトの本件第2次交換公文及び本件第2次借款契約の各締結段階において、非自発的な移住に対する注意義務を負っていない。

そもそも討議の記録とは、円借款の交渉過程における日本国政府と相手国政府との間の討議を記録し、両国政府の一定の方針を明らかにするものであるが、両国間の権利又は義務を規定する国際約束としての性格を有するものではなく、このよう

な討議の記録の本来的性格に照らせば、本件討議の記録に何らかの法的注意義務を課すような規定が設けられることはあり得ない。日本国政府は、本件プロジェクトにおいて、住民の移住等を円滑に行うための必要な措置は優れてインドネシア共和国政府の内政上の問題であるものの、環境配慮の重要性等にかんがみ、インドネシア共和国政府に対して、移住地の整備、野生動物の保護措置、移住補償について住民と十分に意見を交換して対処することなどに対する配慮を要請し、本件討議の記録において、インドネシア共和国政府が適切な配慮を行うことを確認したが、これはあくまでこのような配慮をするようインドネシア共和国政府に要請するにすぎないものであって、原告住民らが主張するような本件3条件などとして定められたものではない。

また、本件3条件については、仮に、その内容が原告住民らが主張するとおりであって、原告住民らが本件3条件の内容が履行されることにより何らかの利益を受けることがあったとしても、それは両国政府間の行為の結果から生ずる反射的利益にすぎず、日本国政府がインドネシア共和国政府に対して政府開発援助を供与する際の条件にすぎないのであるから、日本国政府に、原告住民らとの関係で何らの法的義務を負担させるものではないのであり、したがって、仮に、インドネシア共和国政府が本件3条件を遵守していないとしても、日本国政府に何ら違法の問題は生じない。

(イ) 日本国政府が、本件第2次交換公文を締結するまでに、①基金が、平成2年9月に、象の移転候補地の適正について現地調査を実施し、②同年12月以降、インドネシア共和国政府とPAFsらとの間で移住に関する合意が順次成立し(乙B1[2頁])、③平成3年2月、アンダラス大学が、居住等に関するF/S調査報

告書を作成し、④同年4月、日本国政府が、インドネシア共和国に日本国政府調査団を派遣し、インドネシア共和国政府と協議、検討を行い、⑤同月以降、インドネシア共和国政府とPAFsらとの間で補償基準単価に関する合意が順次成立する（乙B1 [3頁]）などしたのであって、日本国政府は、これらの日本国政府又は基金とインドネシア共和国又はPLNとの間の数次にわたる検討及び協議を経た上で本件第2次交換公文を締結したのであり、この締結に至るまでの上記一連の手續及び措置に何らの瑕疵がないことは明らかである。

ウ PLNのコンサルタント契約の締結に対する同意の指示及びその同意による注意義務違反について

（ア）前記ア及びイと同様に、日本国政府は、PLNのコンサルタント契約の締結に対する同意等の際、非自発的な移住に対する注意義務又は本件3条件に基づく注意義務を負っていない。OECD指針は、政策決定者等が重大な国内的、地域的、国際的環境問題に取り組む上での一助となることを意図して定められた（乙A8）ものであり、「この領域における最善の慣行のいくつかを体系的に集積したもの」にすぎず、「住民の意に反する再定住を伴うプロジェクトの第一責任は、そのプロジェクトが実行される国の政府にある」旨記載されており、OECD指針が日本国政府に対して法的効力を有するものではないのであるから、日本国政府がOECD指針を根拠として何らかの法的義務を負うことはない。

（イ）日本国政府は、基金に対し、PLNのコンサルタント契約の締結に対して同意するように指示したことはなく、基金がPLNのコンサルタント契約の締結に対して同意することを事実上承認したにすぎない。日本国政府は、基金に対して個別具体的な案件について指示する権限など有していない上、円借款の供与に係る交換

公文を締結した後においては、円借款を実施する基金が融資機関としての監理を行っているものであって、日本国政府が基金による個別の契約同意について指示することなどあり得ない。

また、日本国政府が、PLNのコンサルタント契約の締結に対する同意について事実上承認するまでに、①平成3年9月、外務省経済協力局畠中篤外務参事官（以下「畠中外務参事官」という。）が、被告国を訪日中のギナンジャール・カルタサスミタ・インドネシア共和国鉱業・エネルギー大臣（以下「ギナンジャール鉱業・エネルギー大臣」という。）と会談し、住民の移住問題がインドネシア共和国の内政問題であることを前提とした上で、本件プロジェクトの円滑な進捗を確保する等の観点から、日本国政府に対し、移住に係る補償基準及び補償内容、移住先の整備状況、象の移転先の状況、熱帯林の保護の状況等についての十分な情報提供をすること等種々の協力を要請し（甲B18の015、乙B18）、②同年10月、インドネシア共和国に派遣された石橋課長が、インドネシア共和国政府高官らと会談し、本件プロジェクトにおける住民の移住問題がインドネシア共和国の内政問題であることを前提とした上で、本件ダムの建設に伴う住民の移住問題対策及び環境対策について十分かつ迅速な配慮を要請し（甲B18の016から024まで、乙B20、乙B21）、③同年11月、日本国政府及び基金の調査団が、インドネシア共和国政府と協議し、現地視察による確認を行った（甲B18の026、丁B6）のであり、日本国政府は、これらのインドネシア共和国政府との間の数次にわたる検討及び協議を経た上でPLNのコンサルタント契約の締結に対する同意について事実上承認したのであり、この事実上の承認に至るまでの上記一連の手續及び措置に何らの瑕疵がないことは明らかである。

エ PLNの本件ダム本体の建設工事契約の締結に対する同意の指示及びその同意による注意義務違反について

(ア) 前記アからウまでと同様に、日本国政府は、PLNの本件ダム本体の建設工事契約の締結に対する同意等の際、非自発的な移住に対する注意義務又は本件3条件に基づく注意義務を負っていない。旧政府開発援助大綱は、被告国の政府開発援助が世界最大級の規模に達し、内外の関心が一層高まる中、内外の理解を深めることによって幅広い支持を得るとともに、援助を一層効果的・効率的に実施するため、我が国の援助の基本的な考え方や方針などを包括的にとりまとめ、閣議決定されたものであって、行為準則として具体的な基準が設けられているものではない。

(イ) 日本国政府は、基金に対し、PLNの本体ダム本体の建設工事契約の締結に対して同意することを指示したことはなく、基金がPLNの本件ダム本体の建設工事契約の締結に対して同意することを事実上承認したにすぎない。前記ウのとおり、日本国政府は、個別具体的な案件について基金に対して指示する権限など有していない上、円借款の供与に係る交換公文が締結された後においては、円借款を実施する基金が融資機関としての監理を行っているものであって、日本国政府が基金による個別の契約同意について指示することなどあり得ない。

また、日本国政府が、PLNの本件ダム本体の建設工事契約の締結に対する同意について事実上承認するまでに、①平成4年4月、本件プロジェクトに係る補償金の支払が開始され、②同年8月、本件プロジェクトに係る住民の移住が開始され(甲B18の025)、③同年9月、日本国政府が、インドネシア共和国に本件プロジェクトに係る住民の移住問題に関する日本国政府調査団を派遣し、インドネシア共和国政府と協議したほか、本件プロジェクトの関係するほぼ全域を訪問して、現地

視察及びP A F sとの直接対話等を行い、本件プロジェクトの現状と今後の見通しに関する確認調査を行い（甲B18の025 [丁B7]、026、027 [乙B19]、028）、この調査において、総じて住民の移住自体は、円滑に進んでおり、移住計画そのものへの不満はなく、現地の状況が平穏であることや組織的な反対運動などが行われていないことを確認しているのであり、日本国政府は、これらの経緯を踏まえてPLNの本件ダム本体の建設工事契約の締結に対する同意について事実上承認したのであり、この事実上の承認に至るまでの上記一連の手續及び措置に何らの瑕疵がないことは明らかである。

オ 本件ダムへの湛水を事実上承認したことによる注意義務違反について

(ア) 前記アからエまでと同様に、日本国政府は、本件ダムへの湛水の開始及び湛水の再開の際、非自発的な移住に対する注意義務又は本件3条件に基づく注意義務を負っていない。

日本国政府は、本件ダムへの湛水の開始及び湛水の再開について、そもそも同意又は承認する立場にはなく、同意又は承認をしたことも、インドネシア共和国政府及びPLNから同意を求められたこともない。一般に、日本国政府は、プロジェクトの実施段階において諸問題が発生した場合には、必要に応じて交換公文に基づき相手国政府及び実施機関との間で随時協議しているが、本件プロジェクトについては、基金が融資機関としてプロジェクトの監理を行い、その報告を受けていたのであって、日本国政府は、何らかの問題が発生する場合には、インドネシア共和国政府と住民との間で解決されるべきとの基本的な立場に立ちつつ、必要な場合には、その改善を求めるため内政干渉とされない範囲でインドネシア共和国政府側に申入れをしていた。

本件ダム本体は平成9年2月には完成し、その付け替え道路もほぼ整備され、物理的に湛水可能な状態にあったところ、本件ダムへの湛水が行われる直前の段階では、全住民の移住及び象の移転が完了していたが、移住する住民への補償金の支払が一部完了しておらず、移住先の整備をすべて完了しているとはいえない状況にあったことから、基金からインドネシア共和国政府に対し、住民に十分な措置を示すとともに、本件ダムへの湛水の前にこれを日本国政府及び基金に説明するよう要請し、同年3月11日、基金が、インドネシア共和国政府との間で、翌日に予定されているとの情報のあった本件ダムへの湛水が、実際の湛水ではなく単に水門の開閉実験であり、実際の湛水決定前に基金に対し、インドネシア共和国政府の判断について報告書を提出することを確認した（乙B24、丁B9）。

しかし、インドネシア共和国政府側は、同月12日、上記の確認に反して、自身の判断において、本件ダムへの湛水を一方的に開始したものである。

そこで、日本国政府及び基金は、同月13日、インドネシア共和国政府に対し、本件ダムへの湛水が開始されたことについて、誠実に経済協力を実施するという原則に反するとして、日本国政府においては、本件プロジェクトに係る円借款の供与国として、上記湛水が、誠実に経済協力を実施するという両国の伝統的な方法にそぐわないものとして、緊急かつ深い懸念を表明するとともに、事態を收拾するための行動を直ちにとるよう強く要請する旨の書簡を送付し（乙B24、乙B25）、基金においては、本件プロジェクトに係る円借款の実施機関として、上記湛水が双方の相互理解に沿うものではないとして遺憾の意を表明し（丁B10）、それぞれインドネシア共和国側に対してその善処を求めたものであって、もとより本件プロジェクトの事業主体がインドネシア共和国政府であり、住民の移住等の内政上の問

題が優れてインドネシア共和国政府の判断によるべきものである旨の前提を踏まえたものであり、これと抵触する行動に及んだものではない。

(イ) また、日本国政府が、本件ダムへの湛水の開始及び湛水の再開に関し、①平成9年3月、基金が、インドネシア共和国政府に対し、本件プロジェクトを成功させるためには、P A F s への対策を解決することが不可欠であることなどを伝達し(丁B8)、上記のとおり、同月12日に予定されているとの情報のあった本件ダムへの湛水が、実際の湛水ではなく単に水門の開閉実験であり、実際の湛水決定前に基金に対し、インドネシア共和国政府の判断について報告書を提出することなどを確認し、②同月13日、上記の確認に反して本件ダムへの実際の湛水が行われたことから、基金及び日本国政府が、インドネシア共和国政府に対し、それぞれ上記のとおり遺憾の意を表明し、③同月20日、基金が、インドネシア共和国政府に対し、本件ダムへの湛水につき、洪水吐(スピルウェイ又は余水吐ともいい、ダムに溜まった水を下流に放流するための放出口)のレベルより高く水位を上げないために洪水吐のゲートを開放しておくようにP L N に対して指示する必要性を伝え(丁B11)、④同年4月9日及び10日、日本国政府及び基金が、本件ダムへの湛水状況を視察するとともに、現地関係者等と意見交換する(乙B26)など、日本国政府は、基金とともに、インドネシア共和国側と数次にわたって事前、事後の協議を行い、必要な場合には現地調査まで実施している。これらの点に、⑤平成8年2月には、本件プロジェクトに伴う最後の住民の移住が実施されたこと、⑥平成9年1月及び3月、インドネシア共和国政府が、P A F s に対する対策を協議するため、全体調整会合を開催したこと(丁B8、丁B11)、⑦上記④の意見交換の際、ウスマン州開発庁長官から、P A F s の生活保障問題に関し、P A F s がゴムからパ

ームへの転換を希望していることから、移住地周辺にパーム・プランテーションを開発等する計画を実行中であるとの説明があったこと（乙B26）なども考え併せれば、本件ダムへの湛水の開始及び湛水の再開に係る日本国政府の対応に何ら瑕疵がなかったことは明らかである。

カ 湛水終了商業運転開始後の放置に関する作為義務違反について

（ア）前記アからオまでと同様に、日本国政府は、非自発的な移住に対する注意義務又は本件3条件に基づく注意義務を負っていないし、そもそも、本件プロジェクトの事業主体はインドネシア共和国政府であり、住民の移住といった内政問題の責任はインドネシア共和国政府にあるのであって、いかなる意味においても日本国政府がインドネシア共和国内の住民の移住やその被害の改善に関して法的な作為義務を負うことはない。原告住民らの主張は、主権国家であるインドネシア共和国政府の存在を軽視、看過するものといわざるを得ない。

（イ）また、日本国政府は、本件ダムへの湛水が終了し、本件水力発電所が商業運転を開始した後、①平成13年8月、インドネシア共和国政府が、本件プロジェクトに係る社会的及び自然環境的問題に関する行動計画について討議するための会合を開催し、②同年11月以降、国際協力銀行が、上記行動計画を順次受け取り、③同年12月、上記行動計画に基づいて会合が開催され、④平成14年1月及び2月、国際協力銀行が、インドネシア共和国に本件プロジェクトの事後調査チームを派遣し、⑤同年3月、国際協力銀行が、事後調査チームに続き、インドネシア共和国に援助効果促進調査チームを派遣し、⑥同年6月、在インドネシア共和国日本国大使館員が、本件ダムを訪問し、その現状に関する事実関係の調査を実施し、本件ダム及び本件水力発電所が適切に運営されていること、補償金については全額支払済み

であること、P A F sの一部に生活上の困難が生じていることは否定できないが、一般水準に比して特段に劣っているということとはできないことなどを確認し（乙B 6）、⑦平成15年1月、日本国政府が、本件ダムを訪問し、現地視察を実施し、本件プロジェクトの運営及び住民の移住先の状況等につき直近の状況を確認する（乙B 7）などしているのであって、このような日本国政府の対応に何らの瑕疵はなく、日本国政府に、本件ダムへの湛水が終了し、本件水力発電所が商業運転を開始した後、原告住民ら主張の作為義務違反があったということができないことは明らかである。

（被告東電設計の主張）

原告住民らの上記主張はいずれも争う。

一般的に、社会的存在である企業として、業務を遂行するに当たり、人権侵害や自然環境破壊の問題を考慮することはあるが、被告東電設計が、本件プロジェクトに当たり、これを超える特別な配慮義務を負っていない。

ア 本件F / Sの実施及び本件F / S報告書の作成における注意義務違反について

国際人権A規約は、個人に具体的な権利を付与したのではなく、被告東電設計との関係で法的拘束力を有するものではないし、先住民条約14条1項から3項まで及び16条1項から5項までについては、そもそも被告国自体が締結していないのであるから、民間企業である被告東電設計との関係で法的拘束力を有するものではない。また、世界銀行の業務指令は世界銀行の業務指針にすぎず、被告東電設計の業務には適用がない。したがって、被告東電設計が、本件F / Sを実施し、その結果として本件F / S報告書を作成するに当たり、上記条約又は業務指令の内容に

従い、本件ダムの建設による水没地域及びその周辺に住む住民及び自然環境に対する悪影響を生じさせず、悪影響の拡大を防止すべき注意義務を負っていない。また、被告東電設計は、本件エンジニアリング・サービス協定上も本件3条件を遵守すべき義務を負っていない。「コンサルティング・エンジニア国際連盟」の倫理要項は、倫理規範にすぎず、被告東電設計はコンサルティング・エンジニアリング国際連盟に加盟していないことからすれば、上記注意義務の根拠にはならない。原告住民らが上記注意義務の根拠として主張するその他の行為準則についても、いずれも上記注意義務の根拠となるものではない。

被告東電設計が、本件F/Sを実施し、その結果として本件F/S報告書を作成するに当たっては、次のとおり、適切に業務を遂行したものである。また、被告東電設計は、事業団に対して本件F/S報告書を提出することでその業務は終了しており、事業団が本件F/S報告書をどのように利用するかを決定することができず、ましてやインドネシア共和国政府が本件F/S報告書を採用するか否かはインドネシア共和国政府の自由裁量によるものであって、仮に、本件F/Sを実施し、本件F/S報告書を作成するに当たり、被告東電設計に注意義務違反が認められるとしても、原告住民ら主張の損害との間に相当因果関係がないというべきである。

(ア) 架空の電力需要設定について

被告東電設計は、本件F/Sの電力需要予測に当たり、インドネシア共和国政府関係の公的資料をもとにPLNが作成した資料を基礎資料とし、住宅用需要、商業用需要、公共用需要及び工業用需要の四つのカテゴリーに区分し、各区分毎に一般的に用いられる方法により需要予測を行ったのであり、その調査方法は何ら問題ではない。電力需要を予測する際、リアウ州及び西スマトラ州について、それぞれイ

インドネシア共和国政府の移住政策、自家発電設備所有の一般需要家の一部が電力供給を自家発電から PLN に変更すること、新規工業用需要家数が増加すること等を考慮したのであり、被告東電設計は、電力需要をでっちあげたものではない。また、本件ダムは、順調に稼働しており、平成 14 年には 578 GWh / 年の発電実績及び 114 MW の最大出力を記録しているのであるから、架空の電力需要を設定したということとはできない。

(イ) 生物学的多様性、考古学的及び歴史的な重要地域、ミナンカバウ社会に対する無理解について

本件 F / S は、事業団と PLN との間で合意した本件実施細則の範囲で行われ、被告東電設計が調査項目を自由に選択することはできないところ、本件実施細則では、社会環境面の作業項目については、事業団及びその委託を受けた被告東電設計の担当事項は、社会環境調査の技術仕様書の策定にすぎず、社会環境面での調査自体は、PLN の担当事項とされていたのであり、本件 F / S 報告書において、環境的側面つき簡略した記載しかなく、ミナンカバウ社会に関する記載がないこと、本件ダムの周辺地域にかつて仏教国スリウィジャヤ王国が存在していた可能性があるにもかかわらず、本件ダムの建設を実行可能であるとしていることは、何ら被告東電設計の注意義務違反を基礎付けるものではない。

被告東電設計は、野生動物について、保護区の確認のほか、地元住民からの聴き取り情報も考慮した上で、各種の必要な調査を実施し、本件 F / S 報告書にその調査結果を報告したものである。

また、ミナンカバウ社会の特殊性については、PLN がアンダラス大学に本件プロジェクトに係る環境調査を委託して実施しており、補償基準の特殊性についても

その中で検討されている。

(ウ) 1段階開発計画案の採用について

F/Sが、経済的、技術的な観点から事業化の可能性を検討することを目的として行われるものであることからすれば、本件F/S報告書において、技術的経済的財務的観点から検討した結果、1段階開発計画案がより有利であると結論付けたことは、合理的かつ妥当なことであるといえることができる。

また、PLNは、被告東電設計が1段階開発計画案を提案する以前から1段階開発計画案に相当するダム建設計画を有しており、被告東電設計は、上記決定のための参考資料として本件F/S報告書を作成したにすぎず、最終的に1段階開発計画案を採用したのはPLNである。

本件F/S当時、プロジェクトの経済的妥当性につき、社会及び環境面への影響を定量化した収益率の算定の手法は確立しておらず、被告東電設計は、当時の通例的な経済分析手法を採用したのであるから、本件F/S報告書において社会及び環境面への影響を定量化した収益率が考慮されていないことにつき、被告東電設計に注意義務違反があるということはいえない。

(エ) 移住対象住民数の過小評価について

本件実施細則では、水没範囲の予測のみが被告東電設計の業務の範囲とされており、移住対象住民数の確認は、インドネシア共和国の行政機関及び州政府の担当であり、被告東電設計の担当事項ではなかったのであるし、被告東電設計は、人口数の詳細につき知りうる立場にもない。

のみならず、被告東電設計は、各村長事務所で記録された家族数及び人口数をもとに州政府に確認して本件F/S報告書の移住対象住民数を取りまとめているので

あり、その方法に問題はない。また、移住に際して1家族を単位として補償が支払われるため、同居世帯が1世帯から2世帯へと分かれたことにより、移住対象住民数のうちの世帯数が増加した面も否定できない。

(カ) 住民に対する補償費の過小な見積りについて

被告東電設計は、本件ダム建設により水没する可能性のある土地及び家屋等について調査したものであり、PLNから補償基準単価の提示を受け、これに基づき、補償総額を積算し、算定したものである。ミナウカバウ社会の特殊性についての調査は、PLNがアンダラス大学に委託した環境調査の中でされている。

(ク) 水没範囲の予測の誤りについて

被告東電設計は、本件F/S時、航空写真測量を実施し、航空写真を撮影後、地上三角測量を行い、航空写真及び三角測量の結果をもって等高線の入った地図を作成し、これに本件ダムの計画満水位である85mを記入して水没範囲を予測したものであり、上記水没範囲の予測に関する調査方法に問題はない。また、航空写真測量による地形図の作成については誤差が生じ得るものであり、PLNは、本件ダムの建設中、その誤差の修正のために冠水地の境界線測量を実施し、誤差を修正している。

また、タンジュン村及びバルン村については、本件ダムへの湛水による冠水被害は生じていない。バルン村では、本件ダムへの湛水により生活道路が寸断されたが、PLNとインドネシア共和国政府の移住省とが対策を検討した結果、幹線道路からの進入道路が開通し、上記問題も解決している。

(キ) 本件ダムの貯水池に当たる地域の手抜き調査について

原告住民らは、本件ダムの貯水池の底部からカンパル・カナン川沿いに巨大な地

下水路が走っていることを見過ごし、本件ダムの貯水池の水位の低下を招いていると主張しているものの、本件ダムの水位につき定点観測もされていないのであるから、原告住民らの上記主張は科学的根拠のない憶測にすぎない。

(ク) 国道の付け替えの手抜き調査について

原告住民らの上記主張は争う。

イ 本件プロジェクトに係る詳細設計の実施及び本件詳細設計書の作成における注意義務違反について

被告東電設計は、世界銀行が策定した業務政策覚書等を根拠として法的な注意義務を負うことはない。また、被告東電設計は、本件プロジェクトに係る詳細設計の実施及び本件詳細設計書の作成に当たり、本件F/Sの実施及び本件F/S報告書作成の時点よりも強度の、本件ダムの建設による水没地域及びその周辺に住む住民及び自然環境に対する悪影響を生じさせず、悪影響の拡大を防止すべき注意義務を負っていない。

本件環境管理計画書及び本件環境モニタリング計画書については、仮に、原告住民らの主張するとおり、計画の実施の一部が履行されていないとしても、多くの実施された内容に対する評価を看過するものであるし、当該土地が実際には水田として造成されていないとしても、そのことと当該土地が水田として造成することが可能であるかは別問題である。

また、被告東電設計は、平成元年4月22日、PLNから本件プロジェクトに係る詳細設計及び入札・契約書類の作成作業等のエンジニアリング・サービスに関する協定の追加契約として、移住地調査等の委託を受け、これを受け、被告東電設計は、同日、PLNから本件プロジェクトにおける最初の移住地であるコト・ラナ地

区の移住地調査の基本調査の委託を受けているものの、被告東電設計が PLN から移住地調査の委託を受けたのは、コト・ラナ地区のみであり、その他の移住地についての移住地調査の委託を受けておらず、委託を受けたコト・ラナ地区の調査も地形、土壌、地下水等の調査という基本調査に限られていたこと、移住関係の業務の実施主体は、インドネシア共和国政府の移住省及び州政府であったことからすれば、被告東電設計が自ら中心となって住民の移住対策を策定していたということはできない。

ウ 工事監理における注意義務違反について

(ア) 前記のとおり、世界銀行が策定した「非自発的な移住」に関する業務指令のみならず、OECD 指針は、政策決定者についてのガイドラインであるし、本件 3 条件は、日本国政府とインドネシア共和国政府との間のことであって、いずれも被告東電設計が本件ダム本体の建設工事の監理を行うに当たっての注意義務の内容となるものではない。

被告東電設計は、本件ダム本体の建設工事の監理を行うに当たり、本件エンジニアリング・サービス協定に基づき、本件ダム本体の工事監理を行わなければならないとともに、契約の当事者である PLN に対し、監理行為の報告を行う義務を負っていたものであるが、インドネシア共和国政府や基金に契約上の義務を負うことはないし、本件ダムの建設による水没地域及びその周辺に住む住民及び自然環境に対する悪影響を最小限に食い止めるべき注意義務を負っていたこともなく、本件 3 条件の履行状況を実際に確認すべき義務を負っていたこともない。

(イ) 被告東電設計が本件エンジニアリング・サービス協定上の義務をすべて履行していることは、PLN により明らかにされている。

本件ダムへの湛水は、PLNが被告東電設計に対し、リアウ州及び西スマトラ州の各知事の許可に基づいて指示を出し、被告東電設計がこれを受けて監理行為として担当業者に対し、PLNの上記指示を伝達することで行われたものであり、被告東電設計が本件ダムへの湛水を自ら指示したものではない。そして、被告東電設計は、上記伝達に際し、水没予定地の住民の移住及び本件ダムが物理的に湛水可能な状態であることを確認したのであるから、監理業務を怠ったということとはできない。また、被告東電設計は、PLNに対し、貯水池内の樹木の伐採を助言したが、PLNは、予算の都合上、伐採業者を雇用できず、PLNの職員がボランティアで可能な範囲で樹木の伐採を行ったものであり、被告東電設計の業務としての助言は尽くされている。本件環境管理計画書には、可能な限り多くの樹木を伐採することが望ましいと記載されているものの、これが本件ダムへの湛水に当たっての不可欠な条件となっていたわけではない。

エ 損害について

原告住民らが損害として主張している生活の経済的苦境、ミナンカバウ社会の崩壊の危機などは、本件ダムの建設に伴う一時的変化ともいえるべきものであり、また、経済のグローバル化によって必然的に対応せざるを得ないものであって、インドネシア共和国側の住民の移住政策又は社会政策の中で解決が図られるべき問題である。原告住民らが環境被害として主張している稀少生物、遺跡、貯水池の汚濁などは定量的具体的主張、立証を欠いている上、インドネシア共和国側の環境管理計画の実行の問題であり、本件ダムの建設自体とは関係がない。

(被告国際協力機構の主張)

ア 基金に関する主張について

原告住民らの基金に関する上記主張はいずれも争う。

(ア) 本件第1次交換公文及び本件第1次借款契約の各締結による注意義務違反について

基金は、本件第1次交換公文及び本件第1次借款契約の各締結段階において、非自発的な移住に対する注意義務を負っていない。

そもそも、憲法は、日本の領土外に在留する外国人に対しては基本的人権を当然に保障しているものではないし、原告住民らが、具体的に憲法のどの条項に基づいて基本的人権が保障され、基金に対して損害賠償請求をしているのかが不明であり、原告住民らが憲法を根拠として損害賠償請求をすることはできないというべきである。また、条理とは、その本質上抽象的なものであり、具体的な裁判規範の形をとりやすく、基金が条理に基づく注意義務を負うべき相当の事情も存在しないのであるから、条理に基づく注意義務も存在しない。

原告住民らが主張する非自発的な移住に対する注意義務の根拠として掲げる各事由に対する個別的な反論は、次のとおりである。

a 国際基準に基づく行為準則について

原告住民らが主張する条約又はガイドラインは、次のとおり、いずれも基金が原告住民らに対して職務上の法的義務を負担する直接の法的根拠とはなり得ない。

(a) 国際人権A規約11条1項について

国際人権A規約には、「立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成する」(2条1項)のために、締約国において、積極的に社会保障政策を推進すべき政治的責任を負うことを宣明したものであるから、基金が国際人権A規約により何らかの法的義務を負うことはな

い。

(b) 先住民条約 14 条 1 項から 3 項まで及び 16 条 1 項から 5 項までについて

そもそも被告国が先住民条約を締結していないのであるから、基金が先住民条約を根拠として法的義務を負うことはない。

(c) 世界銀行の業務指令等について

世界銀行の「非自発的な移住」に関する業務指令には、「世界銀行の職員の指針のために策定されたものであり、また、必ずしも記載された事項を完全に手当てするものではない」と注釈が付され、「移住に関する責任は借入人にある。移住を管理するための組織の枠組みは準備期間中に開発され、責任のある組織に適切な資源が提供されなければならない」と規定されており、あくまでも世界銀行の職員の指針として定められたものであるとともに、住民の移住に関する責任を被援助国が負う旨明記されているのであり、上記業務指令が基金に対して法的効力を有するものではないのであるから、基金が上記業務指令を根拠として被援助国の個別の住民に対して法的義務を負うことはない。

b 政府開発援助が公金を用いて行われる行政活動であることについて

政府開発援助は、開発途上国の自助努力を支援することを基本理念としているのであり、内政不干渉の原則に基づき、相手国の主権を最大限尊重し、相手国との信頼関係があることを前提として、相手国政府の立場やその考え方を尊重しなければならない。したがって、日本国内の公共事業における準則をそのまま本件プロジェクトのような海外におけるプロジェクトに当てはめようとするのは、相手国がプロジェクトを行うに当たって、相手国の法制度や公共事業における準則を全く無視して日本法や日本の一般原則に従わせることにほかならず、上記内政不干渉の原則

に反するものであり、相当とはいえない。また、政府開発援助が公金を用いる事業である点についても、納税者との間では公金の運用方法が問題となり得るが、納税者ではない原告住民らとの間で問題となるものではない。

c 日本国政府及び基金の政府開発援助によるプロジェクトにおける役割について政府開発援助の対象となるプロジェクトを計画し、実施するのは借入国であって、基金ではないのであり、本件プロジェクトにおいても、これを実行するか否かなどの実質的かつ最終的な決定権限は、インドネシア共和国政府が有するものであって、基金は、インドネシア共和国政府との信頼関係を前提に、インドネシア共和国政府から提出を受けた資料が一見して虚偽でない限りその資料を前提に融資の判断を行うにすぎず、本件プロジェクトの帰すうについて決定的な地位にあるわけではない。

d 政府開発援助による問題の顕在化と基金及び事業団のガイドラインについて一般に、住民の移住に関する土地などの財産の評価及び補償方法は、国内法の内容、立地条件などのために千差万別であり、何が適正であるのかの判断が難しいものであって、法制度、プロジェクトの必要性、住民の移住の実施方法、実施時期など前提条件の全く異なる他の案件の状況のみを根拠として、本件プロジェクトにおいて援助機関である日本国政府や基金に不法行為責任を問うほどに高度の注意義務を負わせることはできないというべきである。

また、基金ガイドラインは、開発プロジェクトに係る環境配慮については開発途上国が自らの責任において行うものであるという認識に立ち、開発途上国の基準を尊重しつつ、開発途上国がプロジェクトの準備段階において行うべき環境評価の基準や項目について取りまとめたものであって、基金の職員に向けて円借款の供与の審査の指針として定めたものである（TA6）。したがって、基金ガイドラインは、

インドネシア共和国の国民に対する注意義務を基礎付けるものということとはできない。

さらに、本件環境配慮解説報告書は、基金ガイドラインと共に、基金の職員が融資プロジェクトの環境配慮面を検討する際の利用の便に供するため、主要なチェック項目に関する基礎資料と認識の整理を目的として、基金から委託を受けた海外環境協力センターが実施した調査結果をとりまとめたものであり、本件環境配慮解説報告書が何らかの基準となるものではなく、基金が本件環境配慮解説報告書を根拠として法的義務を負うことはないというべきである。

e 被援助国の政治状況について

原告住民らは、インドネシア共和国における政治状況について種々の主張をするが、いずれもそれが真実であるか否かも不明なものばかりか、抽象的な事実をもって本件プロジェクトにおいても同意が強制されることの予見可能性があったとすることはできないというべきであるので、スハルト政権下のインドネシア共和国内の情勢が基金の不法行為責任を基礎付ける事実とはなり得ない。

基金は、インドネシア共和国政府との間で本件第1次借款契約を締結するまでに、融資機関として、次のaからeまでのとおりの可能な限りの調査を行ったものであり、基金ガイドラインの内容に沿って、住民の移住や補償費、環境等について十分配慮しており、インドネシア共和国政府及びPLNを通じて、必要かつ十分な確認及び審査を行っているのみならず、移住候補地の視察や移住予定の村落を訪問し、一部の村民にインタビューを行うなど、融資機関としてできる限りの調査を行ったものである。

a 基金は、インドネシア共和国が、平成2年2月、日本国政府に対し、本件プ

プロジェクトを平成2年度円借款対象プロジェクトとして要請したことを受けて、同月下旬ころ、本件プロジェクトに関してインドネシア共和国政府から提出された本件F/S報告書やその他の情報等を検討した。

b 基金は、平成2年3月19日から同月24日までの間、本件プロジェクトの環境調査を行い、同調査において、住民の移住について、次の各事項を確認した（丁B1〔3頁〕）。

(a) 州、県、郡、村の各責任者レベルでの連絡会が毎月開催されていること

(b) 村長、区長（慣習法上の指導者）、村民との間では、毎週金曜日のモスクでお祈りの後に開かれる集会において適宜説明され、村民の意見の聴取も行われていること

(c) この時点において、水没地域の村長を含め、区長以上の関係者の移住同意のサインは得られており、基本的に村民の同意が得られていること

c 基金は、PLNに対し、上記調査結果を受けて、次の各事項を確認した（丁B1〔4頁及び5頁〕）。

(a) 移住の同意に当たって出された住民の条件及び要望事項の処理等を処理すること

(b) 子象はすべてトレーニングセンターへ移さないこと

(c) 象の保護区は十分な面積を用意すること

d 基金は、同年9月4日から同月7日にかけて、本件ダムの建設に伴い、水没予定地域に生息している象の移転候補地が審査前の環境調査の時点で移転候補地と予定された場所と異なっていたことから、移転候補地の現地調査を実施し、その結果、二つの移転候補地のうち1箇所については象を移転することが困難であると判

明したため、インドネシア共和国政府に対し、象の生息に必要な面積を十分に確保することのできる候補地の方を移転地とするよう十分配慮することを要請し、インドネシア共和国政府もこれを了承した（丁B2）。

e 基金は、同年12月6日から同月9日まで、本件プロジェクトの現地に中間監理ミッションを現地に派遣し、水没が予定されている10か村（リアウ州の8か村、西スマトラ州の2か村）において、ランダムに選んだ各村ごとに2名ずつの移住対象住民に対してインタビューを実施した結果、インタビューした住民の全員が村長から本件プロジェクト、移住の必要性について知らされてこれを了知しており、また、移住先についてもその大半が知らされていること及び移住に対して反対する人がいないことを確認した（丁B3）。

また、本件F/S報告書には、何ら適切を欠く点はなく、そもそも、住民の移住に関する土地などの財産の評価及び補償方法は、インドネシア共和国政府によってインドネシア共和国の法律に基づくインドネシア共和国の国家予算の範囲内で解決されるべき問題なのであるから、インドネシア共和国政府が事業団との間で協議した上で最終的に決定した補償単価の見積りに問題があるということとはできない。

(イ) 本件第2次交換公文及び本件第2次借款契約の各締結による注意義務違反について

前記のとおり、基金は、本件第2次交換公文及び本件第2次借款契約の各締結段階においても、非自発的な移住に対する注意義務を負っていない。

原告住民らの主張する本件3条件については、その内容はおおむね認める。本件3条件は、本件第1次借款契約に定められているものであるが、①そもそも、本件第1次借款契約は、基金とインドネシア共和国政府との間で締結されたものであり、

原告住民らとの間で締結されているものではないから、このような契約を根拠に、基金が原告住民らに対して本件3条件に基づく注意義務を負うことはないし、②本件3条件は、本件プロジェクトを円滑に進行させるため、インドネシア共和国政府のすべき義務を定めたものであって、基金に対し、借款契約を締結するに当たり、これらの条件が満たされているかどうかを実際に確認することを要求するものではないし、③本件3条件が原告住民らを保護する内容の規定であり、その存在によって利益を受けるとしても、それは反射的利益にすぎないし、④本件3条件は、本件第2次円借款契約の締結時（平成3年9月25日）に充足されていることを定めたものでもないので、本件第2次円借款契約の締結が本件3条件に基づく注意義務違反となる余地がない。

また、原告住民らが主張する本件履行確保特約は、その内容が不正確であり、具体的立証も不十分である。そもそも、原告住民らが主張するように、本件履行確保特約が本件3条件が満たされていない場合に基金に本件プロジェクトに関する同意を拒否できる権限を与えたものだとすれば、あくまでそれは、基金の権利にすぎず、本件履行確保特約があるから、基金が原告住民らに対し、本件3条件に基づく注意義務を負うということはない。

基金は、インドネシア共和国政府との間で本件第2次借款契約を締結するまでに、融資機関として、次のaからcまでのとおりの可能な限りの調査を行ったものであり、融資機関としてのできる限りの調査を行ったものである。

a 現地の住民らが、本件プロジェクトや移住に同意していることを確認した。

b 基金は、平成3年9月1日及び2日、日本国政府とともに本件ダムの周辺地帯につき現地視察を行い、本件プロジェクトの実施に対する組織的な反対運動がな

いことを等を確認した（乙B22）。

c 基金は、補償に関し、補償対象物件に係る合意については、各村の代表の声明という形式を取り、それを村長、郡長、知事が同意、承認するという方法により行われ、補償基準単価に係る合意については、地方政府（カンパール県及びリマプル・コタ県）が実施主体となり、県の土地収用委員会と村民代表を交えた会議の結果を踏まえ、民主主義の原則に則り、内務大臣令15号その他の規則に従い取得するという方法により行われ、これらの合意に基づき、土地収用委員会によってPAFsの財産目録調査が実施され、平成3年4月ころ、地方政府と各PAFsとの間で確認されたという手続を確認した。

(ウ) PLNのコンサルタント契約の締結に対する同意の指示及びその同意による注意義務違反について

前記のとおり、基金は、PLNのコンサルタント契約の締結に対して同意する際、非自発的な移住に対する注意義務又は本件3条件に基づく注意義務を負っていない。OECD指針には、「政策決定者及びその実施者が、重大な国内的、地域的、国際的環境問題に取り組む上での一助となることを意図して定められたもの」と明記され、「他の開発プロジェクト同様、住民の意に反する再定住を伴うプロジェクトの第一責任は、そのプロジェクトが実行される国の政府にある」と定められており、援助国が負担する義務を定めたものではない上、住民移住の責任を被援助国が負うことを明記しているのであるから、基金がOECD指針を根拠として法的義務を負うことはない。

基金のPLNのコンサルタント契約の締結に対する同意は、借款契約の締結後、プロジェクトの実施機関が、調達手続において、選定したコンサルタントとの間で

コンサルタント契約を締結し、コンサルタントの支援を受けつつ、プロジェクトの実施に必要な資機材・役務を請け負う企業を選定し、請負契約を締結するに当たり、最終的に各請負企業に支払われる原資が日本国政府及び基金の円借款によって支払われることから、融資機関として、融資資金の効率的な使用を確保する観点から、例えば、業者に対する差別が行われないことや入札手続の公正性、透明性が確保されているかを確認するなどプロジェクト実施機関によるコンサルタント契約及び請負契約の締結に至る過程に問題がないかどうかを確認する趣旨であるものにとすぎず、上記同意をするに際しての具体的な審査としては、借款契約及び基金の各種ガイドラインの違反、抵触の有無につき、インドネシア共和国政府との信頼関係を前提に、机上審査を行うにとどまるものであり、それ以上の審査を行う業務体制にはなっていない。したがって、基金が、上記同意をするからといってプロジェクトの実質的監理を行っているわけではなく、インドネシア共和国政府及びPLNと同様の本件プロジェクトの共同事業主体であるというわけでもない。

基金は、平成3年12月にPLNのコンサルタント契約の締結に対して同意をするに当たり、その直前である同年11月13日の時点で、PLNから次のaからcまでの各事項を確認していたものである（丁B6）が、このような確認は、当時の環境問題、社会的配慮に対する問題の高まりを受け、事業の円滑な実施のために行ったものであり、原告住民らに対してそのような確認義務を負っていることを理由とするものではない。

a 本件ダムの建設に伴う住民の移住に関し、現在に至るまで住民説明会（県、地区及び村の長と間の会合、地区及び村の長と慣習法上の指導者との間の会合、県等の地方役人から住民への説明）が数多く実施されており、インドネシア共和国政

府は、上記会合等を通じて、住民に対し、本件プロジェクトに関する情報提供を行った。合意書のフォームの配布は、リアウ州においては平成2年11月26日から、西スマトラ州においては同年12月17日からそれぞれ実施され、合意書への署名は、リアウ州においては同月4日から12日まで、西スマトラ州においては同月24日から平成3年1月12日までに行われた。

b 補償に関し、住民と住民がミナンカバウ文化の慣習に基づき選任した慣習法上の指導者との間で会合及び協議が各村で2回以上開かれ、慣習法上の指導者と地方政府との間の補償対象物件についての会合がリアウ州については平成3年1月29日に開催され、西スマトラ州については同月18日に開催された。補償基準単価の合意に当たって主要な役割を果たす慣習法上の指導者は、種族の長、宗教上のリーダー、知的リーダー等の中からミナンカバウの慣習に基づき住民から選出された上で同意された1村当たり約32名のリーダーがいるところ、補償基準単価の合意のための10名のリーダーは、村民の会合で選ばれ、地区の長、村長の了承を受けており、補償基準単価は、リアウ州及び西スマトラ州の政令、市場価格、土地の目的等を基準に決定されており、補償基準単価の合意については、合意書のコピーが署名の日にリーダーに渡され、そのリーダーが会合で村民にその内容を伝えていた。

c コト・ラナ地区の整地、幹線道路及び橋の整備は、平成3年10月時点で完了しており、その他の村内道路、井戸等の公共インフラ等の整備は、平成4年1月31日までに完成する予定であった。

(エ) PLNの本件ダム本体の建設工事契約の締結に対する同意の指示及びその同意による注意義務違反について

前記のとおり、基金は、PLNの本件ダム本体の建設工事契約の締結に対して同

意する際、非自発的な移住に対する注意義務又は本件3条件に基づく注意義務を負っていない。旧政府開発援助大綱は、政府開発援助の遂行に当たっての政府の方針を明確化した文書であるにすぎず、基金に対する法的効力を伴う性質のものではない。

前記(ウ)のとおり、基金のPLNの建設工事契約の締結に対する同意は、最終的に各請負企業に支払われる原資が日本国政府及び基金の円借款によって支払われるのであるから、融資機関として、プロジェクト実施機関による請負契約の締結に至る過程に問題がないかどうかを確認する趣旨とするものにすぎない。したがって、基金が、上記同意をするからといって本件プロジェクトの実質的監理を行っているわけではなく、インドネシア共和国政府及びPLNと同様の本件プロジェクトの共同事業主体であるというわけでもなく、このような契約の締結に対する同意をするに当たり、住民の人権が侵害される事態が引き起こされないかどうかについて、現地の具体的な状況を正確に把握して判断すべき義務を負うことはない。

基金は、平成4年10月にPLNの本件ダム本体の建設工事契約の締結に対して同意をするに当たり、同年9月16日から同月21日にかけて実施された日本国政府調査団に基金の職員も随行する形で、住民が移住及び補償基準に対して同意し、住民の移住問題が解決していることを確認していたものである（甲B18の025 [丁B7]）が、このような確認は、原告住民らに対してそのような確認義務を負っていることを理由とするものではないことは、前記(ウ)と同様である。

(ウ) 本件ダムへの湛水を事実上承認したことによる注意義務違反について

前記のとおり、基金は、本件ダムへの湛水の開始及び湛水の再開の際、非自発的な移住に対する注意義務又は本件3条件に基づく注意義務を負っていないし、住民

の被害が解決するまで、本件ダムへの湛水の再開を容認しないための措置をとる作為義務を負っていない。

前記のとおり、基金は、政府開発援助によるプロジェクトの調達手続において、コンサルタント契約及び請負契約の締結に関して同意する手続が予定されているが、その後の建設工事の段階以降では、請負企業の選定手続がすべて終了しているため、基金が同意する手続はそもそも予定されていないのであって、本件プロジェクトにおいても、本件ダムへの湛水の開始及び湛水の再開に対して同意する手続は予定されていなかった。

のみならず、住民の移住問題は、インドネシア共和国の内政問題であり、インドネシア共和国政府と P A F s との間でインドネシア共和国の制度、法律に基づき解決されるべき問題であるため、基金は、本件プロジェクトの円滑な実施という観点から、内政干渉にならない範囲でインドネシア共和国政府等に働きかけを行っていたにすぎない。

本件ダムへの湛水については、湛水の開始時点において、住民の移住はすべて完了し、移住の対象となっていた象の移転も完了していたものの、補償金の支払について一部が完了しておらず、また、移住先の整備もすべて完了しているとはいえない状況にあった。そのため、基金は、B A P P E N A S に対し、湛水開始前の平成 9 年 3 月 3 日、湛水を開始するに当たり、残された問題を解決するよう要請し（丁 B 8）、同月 1 2 日、補償費の支払、移住先のインフラストラクチャー、P A F s に対する生活手当や生計の手段に関する詳細な状況と具体的な対策に係る報告書の早急な提出を求めた（丁 B 9）。

しかし、インドネシア共和国政府及び P L N が、同日、事前に日本国政府及び基

金に対して何の連絡もなく本件ダムへの湛水を開始した。

そこで、基金は、同月13日、BAPPENASに対し、上記湛水の開始がインドネシア共和国政府及び基金の双方の相互理解に沿うものではなく、強く遺憾の意を表すると伝える（TB10）とともに、同月20日、BAPPENASのラハデイ・ラメラン副長官を往訪し、同月12日にBAPPENASに対して求めた報告書の提出等について再確認を行うとともに善処を求め、同副長官の了承を得た（TB11）ものである。また、同年4月9日及び同月10日、日本国政府及び基金は、湛水状況等の視察、関係者に対する申入れ及び意見交換のために現地を訪問し、インドネシア共和国政府に対し、上記湛水の開始に係る遺憾の意を改めて示すとともに、土地の補償問題や住民の生活補償の問題の解決を申し入れ、インドネシア共和国側からの了解を得た（TB26）。そして、補償金については、インドネシア共和国政府及びPLNとしては全額支払済みであるとの立場を確認した（TB6）。

しかし、PLNは、同月17日ころ、基金に何らの通知を行うことなく本格的な湛水を再開したので、基金は、同年5月7日、インドネシア共和国政府関係者に対し、湛水を行う前に、移住する住民の生活を確保すべきであり、これが確保されるまでは洪水吐のゲートを開放しておかなければならないこと、最近の湛水による水位の上昇を改めてもらいたいことを申し入れ、湛水を実施することについて引き続き抗議を行った（TB16）。しかし、PLNは、その後も湛水を継続した。

このように、本件ダムへの湛水の開始及び湛水の再開は、基金らの同意がないまま、インドネシア共和国政府が一方的に行ったものであり、これに対し、基金らは、インドネシア共和国政府に対して可能な限りの働きかけを行ったのであり、基金が注意義務に違反したとする原告住民らの指摘は当たらない。

(カ) 湛水終了商業運転開始後の放置に関する作為義務違反について

前記のとおり、基金は、本件ダムへの湛水の開始及び湛水の再開の際、非自発的な移住に対する注意義務又は本件3条件に基づく注意義務を負っていないし、基金が住民の被害の回復のために直ちに具体的措置をとる作為義務を負っていたということもない。その他の原告住民らの主張する事実を否認し、法的主張は争う。

イ 事業団に関する主張について

原告住民らの事業団に関する上記主張は争う。

(ク) 開発調査は、開発途上国政府から日本国政府に対する要請に応じ、日本国政府からの指示又は委託を受けた事業団が、当該国の開発計画又は事業計画に関する調査を実施することにより、当該開発途上国政府が行う計画策定を支援するものであるため、開発調査事業は、調査実施過程において被援助国政府関係者に対して行われる技術移転及び調査の成果として作成される調査報告書をインドネシア共和国政府に対して提出することで終了する。

そして、F/Sは、通常、当該プロジェクトが技術的、経済的及び財務的に実行可能か否かを客観的に検証し、実施に最適な事業計画を策定するために行われるものであり、被援助国政府に提出されたF/S報告書は、そこで提案された事業計画の準備段階における検討資料として活用される。したがって、以上のような目的のもとで作成された本件F/S報告書は、当該プロジェクトの実施可能性だけを判断するために用いられる概括的な設計を行うものにすぎない上、相手国政府にその内容を強制するものではなく、あくまで相手国政府が当該プロジェクトを実施するか否かの判断資料として利用されるものにすぎず、本件F/S報告書の内容がそのまま実際に建設された本件ダムの設計根拠となっているわけではない。

また、その後、本件プロジェクトの実施段階では、本件F/S報告書とは別に円借款により詳細設計等の更なる調査が行われており、本件F/S報告書と詳細設計では、その内容、精度及び確度が全く異なっている。

本件F/Sは、事業団とPLNとの間で合意した本件実施細則の範囲で行われ、事業団が調査項目を自由に選択することはできないところ、本件実施細則では、事業団の担当事項とされていたのは、専ら土木及び電力の専門分野における技術調査であり、社会環境面での調査自体は、PLNの担当事項とされていた。

事業団は、PLNに対し、本件F/S報告書を提出することでその業務は終了しており、事業団がその後の円借款の供与のプロセスには一切関与していないのであるから、事業団の行為と本件プロジェクトとの関係は、本件F/S報告書を提出することで完全に断絶している。したがって、仮に、本件F/S報告書を作成するに当たり、事業団に注意義務違反が認められるとしても、原告住民ら主張の損害との間に因果関係がない。

(イ) 本件F/S報告書の具体的内容について

a 架空の電力需要設定について

本件F/S報告書記載の電力需要予測に関する数字は、PLNの電力需給に関する過去のデータ、傾向及び計画並びに州開発計画局、州工業局、州農園局、州林野局等関係機関の資料及び情報をもとに、これら関係機関の担当者と協議した結果を反映させて予測、積算し、それらを集計したものであって、架空の電力需要を設定したわけではない。

b 1段階開発計画案の採用について

本件F/S報告書においては、1段階開発計画案と2段階開発計画案とを比較し

て、検討した結果、1段階開発計画案が経済的に有利なものとして採用したのであり、このことは、上記本件F/Sを実施した目的に照らし、相当であるというべきである。

c 住民に対する補償費の過小な見積りについて

本件F/S報告書における補償に関する部分は、PLN等の意見及び協議に基づき作成したものであり、補償費を過小に見積もったわけではない。

d 移住対象住民数の過小評価について

本件F/S報告書において予測された移住対象住民数より実際の移住対象住民数が増えたとしても、それは調査の時点が異なるからであって、移住対象住民数を過小評価したとか、正確な人口調査をしなかったとか、不正確な情報であるなどという批判は誤りである。

e ミナンカバウ社会に対する無理解について

本件F/S報告書にミナンカバウ社会に関する記載が一切ないことをもって、ミナンカバウ社会への無理解と評価すべきではない。

f その他自然環境等に対する配慮の欠如について

上記のとおり、本件F/Sは、環境調査ではなく、土木及び電気の専門分野を中心として主に技術面からの実施可能性を探る調査であり、事業団が、本件F/S報告書を作成する際、原告らの環境面における利益等に対する具体的な配慮義務まで負担するものではない。

のみならず、事業団は、本件F/S報告書において、水没補償の調査と対策を提示し（戊A6 [7頁]）、インドネシア共和国政府に対し、水没地域の住民に対する移住先の提供について十分な配慮を行い（同 [12頁]）、ムアラタクス仏教遺

跡に関しては、その考古学的、歴史的な価値に配慮し、水没を防ぐための満水時の水文を提示し、更に洪水時に備えて堤防を設け、浸水を防ぐべきであり（同 [7頁及びIV-26頁から29頁まで]）、遺跡の埋蔵物の調査の結果に基づき、保全対策の設計を進める（同 [12頁]）ことを勧告したり、野生動物（象）の生活圏、行動範囲に影響を及ぼすことを懸念し、必要な場合は象の散歩道の設定又は象の定住圏への移転を提案したりしており（同 [IV-31頁]）、相当な調査とインドネシア共和国政府に対する勧告及び助言を行ったといえることができる。

また、事業団は、本件F/S報告書を提出後にそれを正すべく事後調査を行うべき義務を負わないというべきである。

(3) 原告らの被告国による勧告請求及び被告東電設計による勧告請求の適否及び可否（争点(3)）

（原告らの主張）

ア 原告住民らの勧告請求について

原告住民らは、本件ダム建設及びこれに伴う非自発的な移住により、前記(2)の（原告住民らの主張）エのとおり損害を被り、人格権を侵害されているが、これらの被害から正当に回復されるためには、金銭賠償のみでは不十分かつ無意味であって、自然環境を保持し、これを回復することが必要であり、森林を水没状況から救出し、従前どおりの良好な自然環境に戻すため、本件ダムの水門を開放し、それでも排除しきれない水位において従前の川の水位を超える部分の湛水を排水し、従前どおりの流下状態を実現し続けることが必要である。

そして、原告住民らは、前記のとおり人格権を侵害されており、人格権による原状回復請求権に基づき、被告国による勧告及び被告東電設計による勧告を求めるこ

とができる。

イ 原告ワルヒの勧告請求について

(ア) 自然は、人間にとって、生物学的生存の基礎であり、進化の基盤であり、一切の経済活動の資源であり、人間の精神活動・文化の基盤でもあることから、公共的な価値を有するものであるとともに、他方で、個人に帰属する具体的な利益を提供するものである。そして、原告ワルヒは、人間の生活も含めた本件ダム開発区域の自然環境のために活動を行っており、本件ダムの開発によって自然が破壊された結果、団体としても自然を共有する権利が侵害されたといえるのであるから、条理上認められる自然の管理者の地位に基づき自然を防衛することができるというべきである。

したがって、原告ワルヒは、グローバルコモンズとしての本件ダム開発区域の自然の管理者としての権限に基づき、被告国による勧告及び被告東電設計による勧告を求めることができる。

(イ) 本件ダムの建設により、本件ダムの貯水池周辺にもともと存在した豊かな自然環境が壊滅的な打撃を被り、特に、野生動物の中にはスマトラゾウ、スマトラトラ、マレーバクなど、本件ダムの建設により絶滅の危機に瀕しているものもあり、原告ワルヒは、被告国及び被告東電設計に対し、このような環境機能保全の利益のため、インドネシア環境管理法38条2項に基づき、被告国による勧告及び被告東電設計による勧告を求めることができる。

(被告国の主張)

原告らの上記主張はいずれも争う。

ア 本案前の答弁

被告国による勧告は、日本国政府が外国の国家又は国有の法人に対して外交交渉の一環として行うものであるところ、このような外交交渉は、内閣の職務の一つであり（憲法73条2号）、行政権の行使そのものであるから、被告国による勧告の請求は、その実質において、公法上の法律関係に関する訴訟としての当事者訴訟（行政事件訴訟法4条）であるということができ、このような行政権の行使又はその発動を求める請求を民事訴訟においてすることは不適法である（最高裁昭和51年（オ）第395号同56年12月16日大法廷判決・民集35巻10号1369頁参照）。

イ 原告住民らの勧告請求について

人格権に基づいて認められるのは、通常、妨害排除請求又は妨害予防請求であり、原状回復請求をすることができるのか自体疑問であるし、原告住民らは、人格権に基づく現状回復請求権として被告国による勧告を求めることができることの法的根拠を何ら明らかにしていない。また、被告国による勧告は、原状回復そのものとは異なる別個の行為である。

ウ 原告ワルヒの勧告請求について

(ア) ①グローバルコモンズとしての本件ダム開発区域の自然の管理者としての権限について

実体法秩序の中に条理が基本的な価値体系として含まれていない場合には、条理が裁判規範となる余地はない。

そして、自然環境に関する考え方や利害の内容、程度は、具体的な場面において多種多様であり、ある個人が最も望ましいと考える自然環境を他の者は必ずしも最適とは考えず、また、ある自然環境の保護行為により、利害関係人の財産権、活動

の自由，開発利益の享受等が制約される事態が生じ得るため，自然環境の保全の必要性，保護の程度，保護の態様等を決めるには，関係する多数の者の利害や意見の調整が必要であり，立法又は行政の過程を通じて具体化され，諸利益を調整して実現されるべきものである。また，日本法又は国際社会における法体系の中に，個人又は団体が国家に対し，他の国家への勧告を直接請求することができるとの条理は存在しない。

(イ) ②インドネシア環境管理法を根拠とした環境保護権限について

インドネシア環境管理法が実体法上の規定であった場合，前記アのとおり，被告国による勧告の請求の実質は，外交交渉という行政権の行使又はその発動を求めるものであり，このような法律関係は，正に国家利益が直接に反映される公法的法律関係であるから，この分野において外国法が直接適用されることはない。

インドネシア環境管理法が訴訟法上の規定であった場合，「手続法は法廷地法による」という国際私法の原則により，インドネシア環境管理法が本件に適用されることはないのであるから，インドネシア環境管理法の規定が被告国による勧告を求める請求の根拠となることはない。

(被告東電設計の主張)

原告らの上記主張はいずれも争う。

ア 原告住民らの勧告請求について

原告住民らが，現時点でインドネシア共和国政府及び PLN との間で何らの契約関係を有しない 1 外国民間企業にすぎない被告東電設計に対し，インドネシア共和国政府又は PLN に勧告することを請求することはできない。

イ 原告ワルヒの勧告請求について



原告ワルヒがインドネシア共和国政府等に対して原状回復を求めるのではなく、被告東電設計に勧告による原状回復を求める根拠が不明であり、主張自体失当であるし、インドネシア環境管理法上の権利行使が、被告東電設計を通じた間接請求を行う権利が含まれると解することもできない。

(4) 原告ワルヒの管理費の請求の可否 (争点(4))

(原告ワルヒの主張)

ア 原告ワルヒは、被告らが行うべき本件ダムの建設に伴う自然生態系の破壊を阻止し、破壊された自然生態系を回復する事務のために、別紙6「費用一覧表」のとおり費用合計4億3624万6314ルピア(平成15年11月12日現在で1円当たり78.0287ルピアであり、日本円に換算すると559万0844円である。)を費消したので、被告らに対し、事務管理に基づき、インドネシア環境管理法38条2項所定の実費の支払を求める。

イ 平成18年法律第78号による廃止前の法例11条1項は、事務管理については事務管理地法主義を採用しているところ、上記事務の管理はインドネシア共和国において実施されており、事務管理地はインドネシア共和国であることから、原告ワルヒの被告らに対する上記請求権の準拠法はインドネシア共和国法となるので、インドネシア環境管理法38条2項に基づき、上記請求をすることができる。

(被告国の主張)

原告ワルヒの上記主張は争う。

被告国は、本件プロジェクトにおいて、インドネシア共和国との間の外交関係により円借款を行ったものであるところ、このような外交関係は、正に国家利益が直接に反映される公法的法律関係であるから、本件プロジェクトにより生ずると主張

される上記義務の存否の判断につき、外国法が適用されることはない。そして、日本法上、日本国政府に本件ダムの建設に伴う自然生態系の破壊を阻止し、破壊された自然生態系を回復する事務を行うべき義務があったことの根拠はない。

(被告東電設計の主張)

原告ワルヒの上記主張は争う。

(被告国際協力機構の主張)

ア 国際協力銀行に関する主張

原告ワルヒが主張する阻止行為及び回復行為を行うことが国際協力銀行の本来すべき事務であることの根拠が明らかでない上、原告ワルヒが具体的な行為を行ったかどうかは不明である。

インドネシア環境管理法38条が手続法であるとすれば、「手続は法廷地法による」との国際私法の原則により、そもそも適用されることはない。インドネシア環境管理法38条が実体法であるとしても、上記規定が、事務管理について定めた規定でないことは明らかであるから、原告の主張する事務管理という法律構成の根拠とはならない。そもそも、原告ワルヒがインドネシア環境管理法38条3項所定の要件を満たしていることの立証もないし、インドネシア環境管理法38条2項は、同条1項を前提とした規定であり、環境団体が、同条1項に基づき一定の行動を取る要求を行う場合に、当該要求を行うために支出した実費の要求を伴わせることができるということを定めた規定であると解されるどころ、原告ワルヒは、国際協力銀行に対し、実費を請求するのみであり、何ら行為の要求をしていないのであるから、その前提を欠くものである。

また、インドネシア環境管理法38条1項は、「(そうすることが必要な者)」や

「環境汚染もしくは損傷のゆえをもって、それを惹起した者」に対して、一定の行動を取るよう要求する権利を定めた規定であると解することができるが、本件プロジェクトにおいて基金は何らの不法行為を行っていないのであるから、国際協力銀行は、インドネシア環境管理法38条1項に基づく請求の相手方とならない。

さらに、インドネシア環境管理法38条2項所定の「実費」とは、同条1項による訴訟提起を行うために支出した訴訟費用と解するのが相当であるところ、原告ワルヒが請求している実費には、訴訟費用以外のものが含まれているし、訴訟費用については何らの立証がされていない。

イ 事業団に関する主張

(ア) インドネシア環境管理法38条は、その規定上、環境団体が、ある者に対して環境機能保全の利益のために一定の行動を取るよう命ずることを裁判所に求める権利を認めているにすぎず、インドネシア環境管理法38条2項で環境団体において請求が認められる実費支出についても、それは単に訴訟提起に係る費用であると理解されるものであるから、同条項は、事務管理の規定とは法的性質、要件、効果を全く異にする規定である。

また、上記の解釈からすれば、環境汚染等を発生させた第三者に対して一定の行動を求める請求の存在を前提としなければ、付帯請求として実費支出分の請求ができない構造となっているのであるから、原告ワルヒが、上記のような一定の行動を求める請求をせずに単純に付帯請求としての実費支出の補償のみを請求することはできない。

(イ) インドネシア環境管理法が実体法と手続法のいずれであるか不明であり、インドネシア環境管理法が本件訴訟の準拠法となるか不明であるし、原告ワルヒがイ

インドネシア環境管理法38条3項所定の要件を充足しているかどうかについての立証もなく、インドネシア環境管理法38条2項所定の実費の支出についての立証もされていない。

第3 当裁判所の判断

1 原告ワルヒの当事者能力及び当事者適格の有無（争点(1)）について

(1) 当事者能力について

当事者能力は、訴訟の行われる地の裁判所において、民事訴訟の手續上の主体と認めるのにふさわしいものを選別する制度であることからすれば、法廷地法に基づき当事者能力の有無を判断するのが相当である。

そして、原告ワルヒは、昭和57年10月15日にインドネシア共和国内において設立され、財団に関するインドネシア共和国法2001年第16号法令及び同法令の改正法令であるインドネシア共和国法2004年第28号法令に基づく認可を受けている財団法人であり（前記第2の1の争いのない事実等）、法人格を付与されているものである以上、原告ワルヒは、民訴法28条により、日本の民事訴訟においても当事者能力を有するというべきである。

(2) 当事者適格について

被告国際協力機構は、我が国においては環境保護団体に対して具体的な提訴権限を認めた法律が制定されていないこととの関係で、原告ワルヒの当事者適格は認められないというべきであると主張する。

しかし、原告ワルヒは、本件訴訟において、原告ワルヒが給付請求権を有すると主張して被告らに対して給付請求をしているのであるから、当事者適格を有していることが明らかである。

したがって、被告国際協力機構の上記主張は採用することができない。

2 事実経過

前記第2の1の争いのない事実等、証拠（甲A13, 甲A77, 甲A85の1及び2, 甲B17, 甲B18, 甲B21, 甲B22, 甲B24, 甲B25, 甲B27から29まで, 甲B31, 甲B34 [乙B11], 甲B35, 甲B38, 甲B39, 甲B42の1, 甲B44, 甲B50, 甲B51, 甲B52, 甲B71, 甲B72の3及び4, 甲B73から75まで, 乙A2, 乙A27, 乙B1, 乙B2, 乙B3から7まで, 乙B12, 乙B14から16まで, 乙B18, 乙B19 [甲B18の027], 乙B20から26まで, 乙B31, 乙B33, 乙B34, 乙C1, 丙A2, 丙B2, 丙B3, 丙B5 [相反する部分を除く。], 丁A6, 丁A7, 丁A10, 丁A11, 丁A13, 丁A14, 丁B1, 丁B2, 丁B3, 丁B5, 丁B6, 丁B7 [甲B18の025], 丁B8から11まで, 丁B13, 丁B15, 丁B16, 丁B18, 丁B19, 戊A4, 戊A6, 戊A12, 証人鷺見, 同山田順一, 同吉田好男) 及び弁論の全趣旨によれば、本件プロジェクトに係る経緯として、以下の事実を認めることができる。

(1) 政府開発援助 (ODA) の仕組み

政府開発援助 (ODA) とは、政府資金による開発途上国に対する経済協力のうち、商業ベースのものと比べて開発途上国にとって有利な条件のものをいう。政府開発援助には、開発途上国に対して直接行われる二国間援助及び国際機関を通じて行われる多国間援助があるが、そのうち二国間援助には、贈与である無償資金協力及び技術協力並びに政府貸付けである有償資金協力 (円借款) がある。

円借款とは、政府開発援助のうち、開発途上国等の要請により、開発途上国等に

対して元本及び利子の返済を前提として資金を供与する有償資金協力のことをい
い、大別して、プロジェクト型借款、ノンプロジェクト借款及び債務救済がある。
プロジェクト型借款の中には、ダム、発電所、工場の建設等あらかじめ策定された
プロジェクトに必要な設備、資機材、サービス、土木工事等の調達資金を融資する
「プロジェクト借款」、フィージビリティ調査の見直し、入札書類の作成等プロジ
ェクトの設計にかかわるエンジニアリング・サービスに必要な資金を融資する「エ
ン지니어リング・サービス（E/S）借款」等がある。円借款は、開発途上国の経
済発展の土台としての不可欠である経済的、社会的なインフラの整備のための資金
需要に対して緩やかな条件で対応すること及び開発途上国に対して返済義務を課す
ことによって開発途上国の開発に対する主体性を高め、自らの力で自立するための
自助努力を支援することを目的としている。

上記プロジェクト借款によるプロジェクトは、一般に、次のアからカまでの各段
階を経て実施され、本件プロジェクトも、この経過に従って実施された。

ア 対象プロジェクトの準備

借入国政府が、長期間にわたる開発計画の目標と戦略に応じてプロジェクトを策
定し、基金（国際協力銀行）による円借款の供与のための審査が可能な段階まで準
備する。

プロジェクトの策定は、借入国又は援助国の公共団体、民間の団体、地域住民、
非政府組織、学術研究者等により様々な方法で行われる。

策定されたプロジェクトを審査が可能な段階まで引き上げる作業は、通常、F/
Sにより行われる。F/Sは、借入国政府自身によって行われるものであるが、技
術的、資金的な理由により借入国政府自身がF/Sを行うことが困難な場合に、援

助国及び国際機関等の支援によって行われることがあり、日本国政府は、借入国政府からの要請に基づき、事業団（被告国際協力機構）を通じた技術協力によりF/Sの実施に協力することがある。この事業団によるF/Sは、政府開発援助のうち、前記技術協力の一つである開発調査の一種と位置付けられる。

イ 円借款供与の要請

借入国政府は、プロジェクトの準備段階で作成されたF/S報告書等を当該借入国の国内手続に従って審査し、承認した上で、在外公館等を通じ、日本国政府に対し、これらを添えて円借款供与の要請を行う。日本国政府は、借入国による円借款供与の要請がなければ円借款を供与することはできないとされており、この立場を「要請主義」という。

ウ 対象プロジェクトの審査

基金（国際協力銀行）は、借入国政府から上記要請があった場合、対象プロジェクトの妥当性及び実施可能性について審査し、日本国政府は、その結果に基づいて円借款の供与の可否を決定する。

なお、大規模施設の建設が予定されているプロジェクト等においては、F/S報告書をもとに、更に現場データの収集、詳細設計等により対象プロジェクトの詳細な調査を行い、その結果を踏まえて当該プロジェクトの融資に係る審査を行う必要がある。このような場合に、基金（国際協力銀行）のエンジニアリング・サービス借款が利用されることがある。

エ 交換公文及び円借款契約の締結

借入国政府及び日本国政府は、円借款供与の限度額、供与条件など円借款の供与に関する合意事項を具体的にまとめた交換公文を締結し、借入国政府及び基金（国

際協力銀行) は、円借款契約を締結する。

オ 対象プロジェクトの実施及び貸付け実行

プロジェクトの実施は、コンサルタント並びに資機材及び土木工事等の発注先を選定し、契約を締結する調達段階と、受注した企業が土木工事等を行う建設段階に大別される。調達段階においては、借入国の事業実施機関が自らコンサルタント及び建設業者と契約を締結し、基金はプロジェクトの実施監理を担当する者として、入札書類、入札評価結果及び契約の各段階においてそれぞれ確認し、同意するものとされている。この同意は、融資資金の効率的な使用という観点から、業者に対する差別が行われないことや入札手続の公平性、透明性等を確保するために行われるものであり、その審査の内容も借款契約及び基金のガイドラインの違反の有無の確認を行うに留まるものであって、その方法も、被援助国の主権の尊重及び内政不干渉の原則から、被援助国との信頼関係を前提にして行われるものであり、原則として机上審査に留まるものである。建設段階においては、受注した企業が土木工事等を行い、コンサルタントが施工監理を行い、基金は、プロジェクトの実施監理を担当する者として、借入国の事業実施機関からプロジェクトの進捗状況の報告を受けるとともに、随時プロジェクトに関する調査を行うものとされている。

基金（国際協力銀行）による借款契約に基づく貸付けは、当該プロジェクトの進捗に伴い、費用が発生するごとに実行される。

カ 事後評価、フォローアップ

完成したプロジェクトについては、その運営及び維持管理を行うが、基金（国際協力銀行）は、政府開発援助により資金の使途の有効性、効率性を確認し、所期の効果が上がっているかどうかを調査するとともに、当該プロジェクトの実施の経験

から教訓を導き、これを後の政府開発援助業務活動に活かすことを目的として、事後評価を行う（甲A13、乙A2、乙A27、丁A7、丁A10、丁A11、丁B18、戊A4、証人山田順一）。

(2) 本件F/Sの実施に至るまでの経緯

被告東電設計は、PLNからの依頼を受け、昭和54年9月及び同年11月、カンパル・カナン川全流域についてプロジェクト・ファイナディングを実施し、昭和55年3月、本件ダムの開発地点としてコトパンジャン地点を提案し、このコトパンジャン地点と、従前計画されていたカンパル・カナン川の支流のマハット川流域のマハット地点を段階的に開発する内容の2段階開発計画案を内容とする調査報告書を作成してPLNに提出した。

また、被告東電設計は、同年8月、上記カンパル・カナン川を対象としてさらに具体的な調査（プレ・フィージビリティ・スタディ）を実施し、同年10月、PLNに対し、本件ダムの開発可能時点として、カンパル・カナン川の流域の五つの地点及びロカン川流域の四つの地点を提案し、コトパンジャン地点を大規模開発する1段階開発計画案を立案した上で、上記2段階開発計画案と比較検討するよう提案することを内容とする報告書を作成してPLNに提出した（前記第2の1の争いのない事実等）。

(3) 本件F/Sの実施等

ア インドネシア共和国政府は、これまで立ち遅れていた同国中部スマトラ地方の電源開発について日本国政府の協力を求める意向を固め、昭和56年6月15日付け書状により、日本国政府に対し、カンパル・カナン川における本件プロジェクトに係る本件F/Sに対する技術協力を要請し、これに対し、日本国政府は、事業

団に対して本件F/Sを委託した。インドネシア共和国政府は、本件F/Sにつき、PLNをインドネシア共和国側の実施機関とした。

事業団は、本件プロジェクトの内容につき予備的な検討を行い、同年9月17日、各省との打合せ会において、その検討結果を報告した結果、本件プロジェクトについては、水力発電案件として取り扱うこと、電力需給調査対象は、リアウ州とするが、現地の状況を調査の上、ウイラヤⅢ地区を対象とすることもやむを得ないこと、本件F/Sの開始時期については、現地調査の結果によって判断することなどが決定された。

事業団は、同月21日から同年10月8日にかけて、本件F/Sに先立ち、事業団の職員2名及び北電興業株式会社の従業員2名の合計4名で調査団を編成して本件F/Sの実施に先立つ本件プロジェクトの事前調査として、スマトラ島の電力事情、現地の地形等の現地調査及び資料の収集、現地への接近立入りの難易度並びにインドネシア共和国側の本件F/S調査に対する熱意及び協力の程度を調査した上で、インドネシア共和国側と日本側の調査内容及び費用の分担、スケジュール、現地における便宜供与等について意見交換を行い、同調査中の同月6日、インドネシア共和国政府（鉱業・エネルギー省）及びPLNとの間で、本件F/Sのための本件実施細則を合意し、同月、上記調査につき本件事前調査報告書を作成した。

本件実施細則には、次の内容が記載されている。調査の目的は、本件プロジェクトの実施のための詳細地点の調査を含む実施可能性調査（本件F/Sのこと）を実施し、技術、経済及び財務分析等他の関係する要素を考慮してプロジェクトの実施のための地点調査と屋内調査を実施し、実施可能性調査の結果を最終報告書としてインドネシア共和国政府に提出することである。本件F/Sは、約17か月以内又

は現地調査終了後6か月以内に、①予備調査段階、②詳細現地調査段階、③実施可能性計画策定段階の3段階に分けて実施する。①予備調査段階においては、電力、社会的、経済的背景の現場調査、比較配置調査、現場踏査、予備現場調査業務、最適地点の選定をし、最適地点の選定に関しては、特に、会議議事録に「i)コタパンジャンダムとii)下流コタパンジャンダムとマハットダムの組み合わせ」について、技術・経済面から検討して選定する。②詳細現地調査段階においては、地形調査、地震探査、掘削作業、トレンチ掘削、採掘試験、流量観察、現場・ラボラトリー検査、電力市場調査、変電所及び発電所から最も近く提案された変電所までの送電線の調査、社会環境問題の調査、洪水・干ばつ時の流水及び沈殿物の水文・気象調査、港からプロジェクト地点までのアクセス道路と輸送の調査、貯水池に水没する家屋、道路、土地と権利の調査及びその補償の提言、最適計画の策定をする。③実施可能性計画策定段階においては、最適発電案の調査及びレビュー、地質と原料の分析、実施可能な設計、費用の見積り、プロジェクト実施の建設計画、プロジェクトの経済・財務分析をする。

本件F/Sは、事業団とPLNとの間で合意した本件実施細則の範囲で行われ、事業団及びその委託を受けた被告東電設計が調査項目を自由に選択することはできない。本件実施細則では、社会環境面の作業項目については、事業団及びその委託を受けた被告東電設計の担当事項は、社会環境調査の技術仕様書の策定にすぎず、社会環境面での調査自体は、PLNの担当事項とされていたし、移住する住民数の確認は、インドネシア共和国の行政機関又は州政府の担当事項とされていた。

本件事前調査報告書には、次の内容が記載されている。カンパル・カナン川における開発計画のうち、コトパンジャン地点を中心とする一連の計画が最も経済性が

高く、開発に対する便宜がよいとして選ばれた。この場合、コトパンジャン地点は湛水区域内に推定2000戸（住民1万2000人）の水没家屋があり、この移住補償の難易度はにわかに決定できないので、コトパンジャン地点の大規模開発をする1段階開発計画案及びコトパンジャン地点の開発を小規模にし、上流のマハットに更に1か所開発地点を設ける2段階開発計画案の二つの案について、技術面、経済面及び社会環境面等から比較して本件F/Sを実施することとなった。湛水区域内の住民の移住補償の成否については、PLN関係者の間でも懐疑派と楽観派があり、水没道路、民家等の問題があるため、満水位の決定には慎重な検討を要するし、湛水区域内の水没住民の移住については、単に金銭的な見積りだけではなく、代替地の確保の可能性、生活水準の向上、住民意識等を考慮した適切妥当な考察が必要であり、そのためには、PLN以外の関係先ともPLNを媒介として事前に接触し、意見を求めておく必要がある。また、将来の電力需要予測を行う対象地域としては、リアウ県のみならず、ウイヤラⅢ地区について検討することが必要であり、将来の電力需要の見通しを立てるに当たって、希望事業の所要電力を無批判に積み上げると正確性を欠くので、既往の計画達成実績率、関係企画部門（BAPPENAS及びBAPEDA等）の意見を参考にして、地域の実態を適正に反映したものとすることが大切である（前記第2の1争いのない事実等、甲B17、戊A6、戊A12、証人吉田好男）。

イ 被告東電設計は、事業団との間で、事業団が被告東電設計に本件F/Sを委託する旨のコンサルタント契約を締結し、調査団を編成するなどした上、昭和57年1月24日から同年2月21日まで及び同年6月24日から同年12月5日にかけて予備調査を、昭和58年6月27日から昭和59年3月11日にかけて詳細現

地調査を、昭和58年12月6日から昭和59年3月11日にかけて実施可能性計画策定をそれぞれ実施し、事業団は、同月、被告東電設計の上記各調査結果をもとに本件F/S報告書を作成し、PLNに提出した。

本件F/S報告書の調査方法については、①本件プロジェクトの経済的妥当性につき、技術的、経済的及び財務的な項目を定量化した収益率を算定するにとどまり、社会及び環境面への影響を定量化した収益率が算定されていないが、本件F/S当時、社会及び環境面への影響を定量化した収益率の算定方法は確立しておらず、被告東電設計が採用した上記収益率の算定方法は、当時の通例的な経済分析手法であったのであり、②本件F/Sの電力需要予測については、リアウ州及び西スマトラ州ともインドネシア共和国政府の統計局、経済企画局等の関係諸機関から収集した公的資料を基礎資料として、住宅用需要、商業用需要、公共用需要及び工業用需要の四つのカテゴリーに区分し、各区分毎に一般的に用いられる方法により需要予測を行ったものであり、PLN第3支店に登録されているウェイティング・コンシューマー・リスト及びインドネシア共和国政府関係の公的資料に基づき自家発電設備所有の一般需要家の一部が電力供給を自家発電からPLNに変更すること、PLN第3支店、投資調整委員会、州農園局、州林野局から収集した公的資料に基づき新規工業用需要家数が増加することを想定しており、本件F/S当時に存在したインドネシア共和国政府の移住政策が考慮されたのであり、③本件F/Sにおいては、航空写真測量を実施し、航空写真を撮影後、地上三角測量を行い、航空写真及び地上三角測量の結果をもって等高線の入った地図を作成し、これに本件ダム計画満水位である85mを記入して水没範囲を予測したのであり、本件ダムの建設中にその誤差の修正のために冠水地の境界線測量を実施することを予定しており、④移住

対象住民数は、各村長事務所で記録された家族数及び人口数をもとに州政府に確認してとりまとめられたものであり、⑤補償単価は、PLNから提示を受けたものによっており、移住先の整備は、移住省の直轄事業又は国営農園会社の事業であり、移住省のプログラムを利用して住民の移住が行われ、移住省の予算により移住候補地の整備及び移住直後の支援対策が講じられるため、移住先の整備費用等につき補償費には含まれていない。

本件F/S報告書には、具体的には、大要、次のとおり記載されている。

(ア) 電力需要予測について

本件プロジェクトが完成する予定の平成3年には、リアウ州のみで十分電力需要が発生することが予測され、西スマトラ州よりもリアウ州の方が電力需給がひっ迫していることが判明したので、電力需給計画としては、当面は本件水力発電所の電力をリアウ州で消費し、将来、西スマトラ州と連携して電力系統の安定を図るものと考えられる。

急増する電力需要に対応するため、本件ダムにつき最大出力111MWの発電所が最適である。

(イ) 水没地域の住民に対する補償について

本件ダムの建設に伴い、リアウ州及び西スマトラ州の合計10か村（リアウ州カンパル県XIII [ティガブラス]・コト・カンパル郡のプロウ・ガダン村、ムアラ・マハット・バル村、タンジュン・アライ村、バトゥ・ブルスラット村、ポンカイ村、コト・トゥオ村、ムアラ・タクス村、グヌン・ブンス村、西スマトラ州リマプル・コタ県パンカラン・コト・バル郡のタンジュン・バリット村、タンジュン・パウ村）に影響が及ぶことが判明し、本件ダムの常時満水位を85mと設定すると、貯水池

面積が124km²に達し、水没家屋が2644戸、家族数が2990家族、水没水田が3864haと推定される。

このような水没地域の住民に対しては、適切な補償及び移住候補地として現在の居住地域とできる限り隣接した開発プロジェクト予定地及び進行中の地点を最優先に取り上げ、移住により住民の生活水準が向上されるように配慮すべきであるとの観点から、州開発計画局と協議の上、9か所の候補地を選定した。また、州開発計画局が、協議の席上、上記住民の移住計画の実施に当たり、関連機関であるPLN、州移民局、州公共事業局などと密接な連絡を持ち、詳細な検討を継続する旨表明したことから、水没に伴う補償及び移住については、何ら問題が生じないと思われる。水没地域の住民に対しては、移住先の提供について十分な配慮をすること、水没補償促進のための公的機関を設置して計画的に移住を促進することを勧告する。水没地域内の住民の移住費用として、家屋、水田、耕作地に対する補償を含むものとし、単価は、PLNと協議の上で決定し、補償費として1588万1000米ドルと見積もる。また、補償費の予備費として上記補償総額の20%相当額である317万6200ドルを計上する。

付け替え道路については、現在の道路にできるだけ近く、将来の地域の発展、経済性等を考慮し、比較検討の上、ルートを選定を行ったが、ルートを選定は、最終的には、インドネシア共和国政府の決定を待つ必要があり、工程からみてその決定を急ぐことを勧告する。

(ウ) 社会・環境調査について

社会調査として、本件プロジェクトが計画されているリアウ州カンパル県XIII(ティガブラス)・コト・カンパル郡及び西スマトラ州リマプル・コタ県パンカランコ

トバル郡を調査した。貯水池の満水位の検討に際しては、考古学的、歴史的な重要な文化財であるムアラタクス仏教遺跡が水没又は影響を受けないように配慮することを基本方針とし、遺跡の敷地の最低標高86.25mよりも低い85mとした。また、今回の調査においては、調査期間その他の制約もあり、上記遺跡の詳細な保全対策を確立するには至らなかったが、今後、地形、地質等の現地調査を行い、これをもとに総合的な保全対策を検討していく必要があり、暫定的な保全対策としては、寺院周囲に堤防を建設して敷地内を保護すること、寺院の基礎を補強すること、敷地内に雨水排除のための排水システムを設けること、遺跡を中心とした観光開発を行うこと、寺院周辺地区の遺跡の調査と保存を行うことを提案する。ムアラタクス仏教遺跡の周辺村落においては、近年出土品が発見されており、さらに埋蔵されている可能性もあるといわれているので、貯水池の湛水までの約7年間に計画的な調査が促進されること及び遺跡の保全対策については、今後の詳細な調査に基づき、設計を進める必要があることをそれぞれ勧告する。

環境調査について、森林、漁業、洪水調節とかんがい、野生動物について調査した。

(エ) 開発方式について

1段階開発計画案は、カンパル・カナン川と支流のマハット川の合流点から約10km下流のコトパンジャン地点に高さ58mのダム（HWL〔常時満水位〕85m）を築造し、有効貯水容量を10.4億 m^3 の貯水池により111MWの発電所を建設するものであり、この案によれば、大規模電源開発による河川の有効利用並びに下流の治水及び利水効果が期待できるが、貯水池の湛水により、家屋が2644戸、水田畑が8989ha、国道が約25.3km、州道が約27.2km水没す

る。

2段階開発計画案は、水没補償を軽減させる方策として、2段階に調整池を設ける案であり、下流地点としてカンバル・カナン川に1段階開発計画案と同じ位置に高さ30.5mのダム（HWL58m）、有効貯水容量0.2億 m^3 の調整池及び41MWのコトパンジャン発電所を建設し、上流地点としてマハット川のタンジュンパウ上流に高さ38mのダム（HWL85m）、有効貯水容量0.2億 m^3 の調整池及び23MWのマハット発電所を建設するものである。この案によれば、貯水池の湛水により、家屋が約390戸、田畑が約1860ha、国道が16km水没する。

そして、1段階開発計画案及び2段階開発計画案を比較検討した結果、1段階開発計画案の方が経済的に有利であるという結果となった（前記第2の1の争いのない事実等、丙B2、戊A6、証人吉田好男）

ウ PLNは、本件F/Sに併せて、昭和57年、アンダラス大学に委託して本件プロジェクトに係る環境調査を実施し、アンダラス大学は、昭和58年、本件環境影響評価報告書の草案をPLNに提出し、昭和59年7月に、その最終報告書として本件環境影響評価報告書を完成させてPLNに提出した（前記第2の1の争いのない事実等）。

(4) 本件第1次交換公文及び本件第1次借款契約の各締結に至るまでの経緯等

ア 日本国政府は、昭和59年4月4日、インドネシア共和国政府から要請のあった本件プロジェクトを基金の調査対象案件とすることとし、同年5月22日、インドネシア共和国政府に対し、本件E/Sにつき、供与限度額を11億5200万円として円借款を供与することを決定した。

基金は、昭和60年2月15日、インドネシア共和国政府との間で、本件E/S

について、供与限度額を11億5000万円として借款契約を締結した（前記第2の1の争いのない事実等）。

イ 被告東電設計及びヨドゥヤ・カルヤ社は、昭和62年1月15日、PLNとの間で、本件プロジェクトに係る詳細設計及び入札・契約書類の作成作業等のエンジニアリング・サービスに関する協定を締結した。本件ダムにつき1段階開発計画を採用することは、上記協定の締結時、インドネシア共和国政府により既に決定されており、上記協定の付属文書Bにより主要な諸元として指示されていた。

被告東電設計は、上記協定4条及び付属文書Bに基づき、PLNから、本件プロジェクトに係る発電プラントのすべての構成要素、発電施設、メタルワーク及び送電線の基本設計、発電プラントの構造物すべての詳細設計、国際入札及び現地入札の入札図書を作成業務の他に、本件F/Sと入手されたすべての関連データの研究及びレビューの後、調査着手報告書を作成すること、土地取得についての詳細調査と調査活動の実施の点でPLNを支援し、この点での調査結果と勧告を提示すること、発電プラントの近接の社会共同体における水関連疾病と節足動物起因疾病の異常発生の可能性、冠水地域からの住民の移住、希少種と絶滅の危機に瀕した種及び考古学的遺跡の調査（考古学的遺跡の調査については、ムアラタクス仏教遺跡の地形調査及び地図作成のみ）、ダム貯水池による冠水地域の踏査調査、ダム貯水池の冠水によって、貯水池に近接する住民の井戸に発生する影響の調査、水生植物への影響等の研究と調査を実施することにより、インドネシア共和国政府の規則に従って環境的側面に関する報告書を作成すること等の業務を委託された。

被告東電設計は、本件F/Sの研究及びレビューとして、本件F/S報告書の地形に係る部分につきその精度を高め、水文に係る部分につき流量調査の追加データ

一に基づき見直しを行った。また、被告東電設計は、昭和63年8月、上記協定に基づき、本件プロジェクトに係る本件詳細設計書を完成させてPLNに提出した。

リアウ大学は、昭和62年11月19日、被告東電設計から上記協定に基づく業務のうち、環境的側面に関する報告書の作成業務を委託され、アンダラス大学が作成した本件環境影響評価報告書のデータの更新を内容とする改訂を行い、昭和63年8月、本件環境影響評価改訂報告書、本件環境管理計画書及び本件環境モニタリング計画書を作成して被告東電設計に提出した。被告東電設計は、リアウ大学に対し、本件環境影響評価改訂報告書、本件環境管理計画書及び本件環境モニタリング計画書の作成のために環境の専門家として被告東電設計の従業員であるシマダ某及び日本の環境法制の専門家である稲垣某を派遣した。

本件環境影響評価改訂報告書には、本件プロジェクトにより、生物地球物理学的には、深刻な悪影響がみられないが、社会経済的及び文化的には、特に貯水池予定地に居住する住民に悪影響が及ぶのであり、具体的には、①初期段階において、本件プロジェクトにより移住する住民に対し、不安を及ぼしていること、②建設段階において、良い影響として、社会経済上サービス部門と商業において新規の雇用の場が開かれること、悪影響として、本件プロジェクトにより移住する者にとって、住居、インフラ、農地などのすべての財産が失われ、補償金額は1700万米ドルに上ると推定されること、慣習や宗教上の考え方にも影響を及ぼすこと、生物地球物理学的構成については、農地の水没、植生・動物相の破壊、下流域への水流の停止があるが、深刻なものとは分類できないこと、社会経済・社会文化環境構成については、リアウ州カンパル県ティガブラス・コト・カンパル郡のミナンカバウ文化の価値観及び規範に影響し、古代遺跡に変化が現れるであろうこと、ミナンカバウ

族については、スマトラ島を離れ、ジャワ島又はマレーシアに出稼ぎに行っていることからすれば、居住地から遠く離れていない場所への移住は、相対的に生活が良くなるのであれば問題にならないであろうこと、移住においては、伝統的に行われてきた宗教儀式にも配慮が払わなければならないこと、③稼働段階において、良い影響として、新分野の工業活動や商業活動が成長し、下流域での農業生産が向上することが見込まれること、悪影響として、漁獲量の減少、鉱山資源の水没、受水域における地層浸食が生ずることなどが記載されている。

本件環境管理計画書には、①初期段階において、生物地球物理学的環境構成については、本件プロジェクトによる重要な影響はみられず、社会経済・社会文化環境構成については、財産が水没し、移住を強いられることについて住民が不安に陥っており、これに対しては、住民に対し、補償と移住地を与える旨の情報を提供し、移住地は、移住前と同じ郡内の場所を選定し、村の単位を損なわないようにするなどの対策を講ずること、土地以外の不動産への価格算定と補償金額の算定ミスを犯さないようにするため、補償チームを組織すること、②建設段階において、生物地球物理学的環境構成については、湛水後の水質を悪化させることを防止するために地方政府が貯水池予定地での鉛鉱の採掘許可を撤回し、植生の伐採についての計画を策定するなどの必要があり、地滑りや浸食を防ぐために貯水池内に形成される島のような土地を開拓しないようにする必要があり、森林を保護するために新しい道路のうち保護林を通過する部分に居住しないようにする必要があり、貯水池下の流域において水量が減少しないようにするために貯水池の貯水を調整するなどの必要があり、ムアラ・タクス寺院の遺跡について、水没を引き起こすことはないものの、寺院の遺跡の破壊が起こらないように環境管理を行う必要があり、象の生息地の移

転を行う必要があること、社会経済・社会文化環境構成については、農地が水没することに対し、新居住地開発プログラムを策定し、水没する農地に見合う新しい農地を開拓する必要があること、居住地が水没して居住地と職業を失うことに対し、居住地を失わないよう新たな移住地を用意し、農地を用意し、更に正当な補償金を与える必要があること、③稼働段階において、生物地球物理学的環境構成については、カンパル川上地域での浸食と堆砂を防ぐための施策を実行する必要があるとし、そのための具体的施策を列挙しており、本件ダムのは洪水のコントロール及びかんがいのための機能により、農業生産力の向上がされること、水草を除去する必要があること、貯水池は、淡水魚の養殖を発展させるために利用することができること、貯水池の満水は、疾病媒介生物の数の増加の原因となるので、インドネシア共和国政府水産局によって魚を放流する必要があること、本件ダムによって希少生物に含まれる魚類がカンパル・カナン川の上流への移動がはばまれ、絶滅を引き起こしうるため、その防止策として、インドネシア共和国政府水産局によって保護と厳しい監視を行う必要があること、社会経済・社会文化環境構成については、用意される電力が増加することで産業の発展を可能にし、その結果、新しい雇用を生み、住民の収入を増加させること、貯水池は、水中の運動と観光のようなレクリエーションの場として利用されることなどが記載されている。

本件環境モニタリング計画書には、本件プロジェクトの環境影響評価及び環境管理計画における提案事項に基づき、環境（構成）成分の変化に対するモニタリング計画を編集し、カンパル・カナン川の水資源の活用が、周辺環境の質を助けている他の天然資源の能力を減少させないように、天然資源自体の保全も目的とすること、環境モニタリングを行う側、監視される必要のある重要な影響のタイプやモニタリ

ングが行われる場所などを決定すること、技術的なアプローチ、環境（構成）成分の変化現象におけるモニタリングの手段や道具などを決定すること、環境モニタリング計画としては、本件プロジェクトによる環境への影響として本件環境影響評価報告書及び本件環境管理計画書において指摘されている具体的な各事項について、コトパンジャンダムの建設の初期段階、建設段階及び稼働段階に分けて、高等教育機関や、地方自治体、地域行政などによって監理すべきものであることなどが記載されている。

被告東電設計は、平成元年4月22日、PLNから上記協定の追加契約として、移住地調査等を受注した。これを受け、被告東電設計は、同日、PLNから本件プロジェクトにおける最初の移住地であるコト・ラナ地区の移住地調査の基本調査（地形、土壌、地下水等の調査で、移住先の土地の居住可能性調査である。）を委託され、リアウ大学に対し、上記調査を委託した。なお、住民の移住関係の業務の実施主体は、インドネシア共和国政府の移住省及び州政府であった（前記第2の1の争いのない事実等、甲B51、甲B52、甲B71、甲B72の3及び4〔32巻及び33巻〕、甲B75、乙B1〔15頁から17頁まで〕、丙B5、証人吉田好男。なお、原告らは、被告東電設計は、PLNから上記コト・ラナ地区の移住地調査のみならず、南ムアラタクス地区、南シベルアン地区及びリンボ・ダダ地区の調査を委託され、リアウ大学に対し、南ムアラタクス地区及び南シベルアン地区の調査を、アンダラス大学に対し、リンボ・ダダ地区の調査をいずれも委託したと主張しているが、これを裏付ける的確な証拠はなく、上記各調査は、いずれも平成3年以降にわたり継続的に実施されているが、被告東電設計とPLNとの間の上記コンサルティング協定は、2度延長され、平成2年5月21日に終了しており〔甲B

71, 証人吉田好男], 上記各調査は, 上記協定の契約期間内に行われたものではないことが明らかであるから, 被告東電設計が上記協定の履行として行ったものということはできず, 原告らの上記主張は採用することができない。)

ウ インドネシア共和国政府は, 平成元年3月, 本件環境影響評価改訂報告書, 本件環境管理計画書及び本件環境モニタリング計画書を承認した(前記第2の1の争いのない事実等)。

エ リアウ大学は, 同年10月, 上記委託された調査についての報告書を作成した(甲B50, 甲B75, 乙B1 [17頁], 丙B5, 証人吉田好男)。

オ 基金は, 同月, 基金ガイドラインを策定した。基金ガイドラインには, 基金ガイドラインの性格として, 「開発援助における環境配慮の目的は, OECD理事会の勧告においても述べられているように, 開発途上国が自助努力により環境保全上健全な方策で開発を行うことを支援することである。このため, 本ガイドラインは, 先方借入人が借款申請に先立ち当該案件の計画・準備段階において配慮すべき環境面の諸事項を内容としたものであり, 融資機関としてのOECFの審査は借入人側が行う環境上の所要の措置等の確認がその主体となる。」と記載され, 水力発電の項目においては, 自然環境問題の「施設の設置及び利用による生態系への影響」として, 「アクセス道路, ダム等の工作物の設置, 貯水池の水質の悪化, 下流流量の減少などによる集水域全体における主要及び貴重な魚類, 動物, 植物への影響等について検討され, 植生保全計画, 緑化計画, 貴重種の保全計画等の策定, 維持放流量設定等の措置が講じられる必要がある。」と, 社会環境問題の「住民移転等」として, 「水没によって移転を余儀無くされる住民の生活状況等について検討され, 所要の措置が講じられる必要がある。」とそれぞれ記載されている(丁A6)。

カ 被告東電設計は、同年12月、本件プロジェクトにつきプロジェクト管理計画を策定した（乙B1〔17頁〕）。

キ 基金は、審査前の内部の勉強会において、審査に入る前に環境問題対応策のうち、特に重要視される住民の移住及び生態系について基金が調査を行い、その結果で審査対象とするか否かを決めると決定されたことを受けて、平成2年3月19日から同月24日までの間、本件プロジェクトが実施されている現地に環境調査団を派遣し、移住候補地の一部を訪問し、村長らへのインタビュー、象のトレーニングセンターの視察、PLNとの協議を行い、インドネシア共和国側で検討した措置の実施スケジュールについて確認するなどし、PLNとの間で、PLNが、住民の移住地の確保、住民の要求に沿った移住の円滑な実行をし、移住計画を基金にも提出すること、移住の同意に当たって出された住民の条件及び要望事項を処理すること、住民の不満のないよう十分な調査の結果に基づき決定された補償を行うこと、移住する住民の誤解等に起因するトラブルを解消すること、モニタリングの結果不都合があった場合には、その適切な処理をすること、本件環境モニタリング計画書に含まれていない野生生物のモニタリングを行うこと、インドネシア共和国政府の森林省の助言に応ずること、子象はすべてトレーニングセンターへ移さないこと、象の保護区は十分な面積を用意すること（他の動物の保護区も必然的に増加すること）、必要に応じて基金の環境に関する監理ミッションを受け入れること、半年毎に基金にモニタリング報告書を提出すること、基金は、PLNに対し、本件プロジェクトにつき、環境問題の点で不都合があった場合、それを解消すべくPLNにインドネシア共和国政府関係機関（地方政府を含む。）と協議させ、善後策を検討の上、基金に報告させることができることを確認した。そして、基金は、同年4月1

0日、上記調査結果等をまとめた本件プロジェクトの環境問題に係る報告書（丁B1）を作成した。

日本国政府は、同年3月28日及び29日、インドネシア共和国に平成2年度円借款政府調査団を派遣した上、インドネシア共和国政府との間で、同政府に対する平成2年度円借款について協議した。その際、上記調査団の外務省経済協力局有償資金協力課林梓課長が、被告国内においては、政府開発援助に対する関心が高まり、国会や報道機関において失敗例を取り上げて非難するケースが増加しているため、効果的、効率的に案件を実施することがより重要となっており、問題がある場合には早急に是正に努めるよう日本国政府及びインドネシア共和国政府の協力が必要であり、また、環境への配慮についても、問題が深刻化する以前に対応する必要があるが、インドネシア共和国側にとってはコストが増加する可能性もあるが、政治問題化する前に解決に努めることは、結局インドネシア共和国側にとって利益となるものと考えられる旨発言した（甲B18の004、丁B1、丁B19、証人山田順一）。

ク 日本国政府は、平成2年6月、インドネシア共和国政府に対する平成2年度円借款として、本件プロジェクトを含む17の案件について、供与限度額を総額1815億8200万円とし、うち本件プロジェクトについて、供与限度額を125億円として供与する旨の方針であることを決定し、対インドネシア援助国会議（IGGI）においてその旨表明した（前記第2の1の争いのない事実等）。

ケ 鷲見を中心とする民間調査団は、平成2年8月上旬から中旬にかけて、本件プロジェクトの現地において調査を実施した上で、同年9月19日、上記調査の結果について、本件プロジェクトは、①本件ダム建設により1万4000人以上のPAFsが立ち退きを強制されるおそれがあること、②本件ダムへの湛水による水

没地域には貴重な野生動物であるスマトラ象が20頭余り生息していること、③水没地域の近くに11から12世紀ころの貴重な仏教遺跡があること、④本件プロジェクトの内容を住民は十分に知らされていないことなどの問題点があると指摘し、本件ダム建設がPAFsの生活や自然を脅かすおそれが強く、融資を取りやめるべきである旨発表した（甲B21、甲B42の1、証人驚見）。

コ 基金は、同月4日から同月7日にかけて、本件ダム建設に伴い、水没予定地域に生息している象の移転候補地が審査前の環境調査の時点で移転候補地と予定された場所と異なっていたことから、移転候補地の現地調査を実施し、同月17日、上記調査結果として、ギアム・シアク・ケシルとブキット・リンバ・ブキット・バリンという二つの移転候補地のうち、象の生息に必要な面積を十分に確保することができるギアム・シアク・ケシルを移転地とするよう十分配慮することを要請し、インドネシア共和国側もこれを了承した（甲B22、TB2）。

サ 基金は、同年12月6日から同月9日まで、本件プロジェクトに関し、本件プロジェクトの現地に中間監理ミッションを派遣した。その際、住民の移住に関して予定より遅れているのが、移住予定地であるコト・ラナ地区の伐採、住民の移住に対する合意の取付け、象の移転予定地であるギアム・シアク・ケシル及びブキット・スリギの植物相の調査であることが確認されたので、同月12日、BAPPENASにこれらの点について指摘したところ、BAPPENASから、住民の移住に対する合意の取付けに努力することが表明されるとともに、コト・ラナ地区の整備については、既に国内予算を手当し、必要な契約を締結しており、平成3年2月には土地整備及び道路建設が終了する予定であることが説明された。また、住民の移住について、中間監理ミッションを現地に派遣し、水没が予定されている10か

村（リアウ州の8か村，西スマトラ州の2か村）において，ランダムに選んだ各村ごとに2名ずつの移住対象住民に対してインタビューを実施した結果，インタビューした住民の全員が村長から本件プロジェクト，移住の必要性について知らされてこれを了知しており，移住先についてもその大半が知らされていること及び移住に対して反対する人がいないと考えられることを確認した（丁B3，丁B19，証人山田順一）。

シ 日本国政府とインドネシア共和国政府は，平成2年12月13日，日本国政府のインドネシア共和国政府に対する平成2年度円借款の供与に係る本件第1次交換公文を締結し，本件プロジェクトの第1期分（発電所及び関連送電線建設事業計画）について，供与限度額を125億円として円借款が供与されることを取り決めた。日本国政府においては，本件プロジェクトに係る住民の移住等を円滑に行うための必要な措置につき，優れてインドネシア共和国政府の内政上の問題であるので，インドネシア共和国政府が講ずる措置の内容を確認するという立場を基本的に採っているものの，本件プロジェクトに係る住民の移住等を含む環境問題に対する配慮の重要性などにかんがみ，インドネシア共和国政府に対し，住民の移住地の確保，補償基準の問題，野生動物の保護に係る措置について適切な配慮をするよう要請し，インドネシア共和国政府がこれに応じた結果，本件討議の記録にインドネシア共和国政府が充足すべきものとして本件3条件の趣旨の定めが入れられた。

また，基金とインドネシア共和国政府は，同月14日，上記平成2年度円借款について，供与限度額を125億円とする本件第1次借款契約を締結した。そして，上記のとおり，本件討議の記録にインドネシア共和国政府が充足すべきものとして本件3条件の趣旨の定めが入れられたことを受け，本件第1次借款契約には，日本

国政府がインドネシア共和国政府に対して実施する円借款の前提として、インドネシア共和国政府が充足すべき条件として、①事業対象地に生息するすべての象を適切な保護区に移転させること、②事業により影響を受ける世帯の生活水準が移住以前と同等かそれ以上のものが確保されること、③事業により影響を受ける世帯の移住の同意は公正かつ平等な手続を経て取り付けることが必要であるという本件3条件の趣旨の定めが入られるとともに、本件第1次借款契約には、基金が、PLNがコンサルタント契約を締結することに同意するためにインドネシア共和国政府が充足すべき条件として、①移住に関して各々のPAFsと地方政府との間の合意が成立していること（5条2項）、②補償基準に関してのPAFsと地方政府との間の合意が満足的な進捗を遂げていること（6条1項B）、③コト・ラナ地区の移住地が、プロウ・ガダン村のPAFsによって利用できる状態に置かれていることが必要であるという趣旨の特約（16条2項B）が、また、基金が、PLNが土木工事コントラクター契約を締結することに同意するためにインドネシア共和国政府が充足すべき条件として、④野生動物のための適切な保護、モニタリング計画が作成され、基金に対して提出されていること（6条2項A）、⑤移住問題が、良好に解決されること（6条2項B）、⑥インドネシア共和国政府が、実施機関が各々の問題について予定される措置の完了までの期間、3か月ごとに、基金に対し、進捗状況報告書を提出し、同報告書には、補償、移住及び野生動物の保護の事項に触れることが必要であるという趣旨の特約が入られた（前記第2の1の争いのない事実等、甲B24、甲B31、甲B34 [乙B11]、甲B75、乙A27、乙B12、丁B19、証人山田順一）。

(5) 本件第2次交換公文及び本件第2次借款契約の各締結に至るまでの経緯等

ア 西スマトラ州リマプル・コタ県の合計734世帯が平成2年12月13日までに本件プロジェクトによる移住に同意し、リアウ州カンパル県の合計4152世帯が平成3年1月22日までに本件プロジェクトによる移住に同意した。

本件プロジェクトによる移住に係る補償について、慣習法上の指導者が、西スマトラ州リマプル・コタ県においては、平成3年1月18日までに補償対象物件に関し、同年4月19日までに補償基準単価に関してそれぞれ同意し、リアウ州カンパル県においては、同年1月29日ころまでに補償対象物件に関し、同年4月14日ころまでに補償基準単価に関してそれぞれ同意した（甲B35〔訳文の13頁〕、乙B1〔2頁〕、丁B5、丁B6、丁B13〔13頁〕）。

イ 日本国政府は、平成3年4月、インドネシア共和国に日本国政府調査団を派遣し、その際、同調査団は、インドネシア共和国政府に対し、住民の移住問題及び環境問題への取組、工程の詳細に関する資料を提供するよう要請した（甲B18の013）。

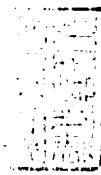
ウ 当時の内閣総理大臣であった海部俊樹は、同月10日、参議院予算委員会において、政府開発援助に関する4原則を表明した。そのうちの第4の基準は、「被援助国の民主化の促進及び市場志向型経済導入の努力並びに基本的人権及び自由の保障状況といった諸点に対し十分注意を払いながら、二国間関係、被援助国の置かれた安全保障環境を含めた国際情勢、被援助国のニーズ、被援助国の経済社会状況などを総合的に判断して対処していかなければならない」とされている（甲A77）。

エ SKEPHI（インドネシア共和国の森林保全NGOであるインドネシア森林保全ネットワーク）の事務局長であるヒラ・ジャムタニ、驚見らは、同年5月9

日、外務省国際協力局有償資金協力課を訪問し、同課の石橋課長らに対し、本件プロジェクトについて、インドネシア共和国政府からPAFsに対し、今同意しなければ補償金が支払われないなどと移住同意書に署名するよう圧力が加えられていること、インドネシア共和国政府が移住費用として計上している予算が足りないこと、巨大な発電所を建設する必要性がなく、スマトラゾウだけではなくスマトラトラの生息地であることに対する十分な手当てがされていないことなどの問題点がある旨指摘するとともに、情報の公開、NGOのモニタリングプロセスへの参加等を求める旨申し入れた（甲B25、乙B2）。

オ 日本国政府は、同年6月10日、インドネシア共和国政府に対する平成3年度円借款として、本件プロジェクトを含む19の案件について、供与限度額を総額1612億4600万円とし、うち本件プロジェクトについて、供与限度額を175億2500万円として供与する旨の方針であることを決定し、同月12日、対インドネシア援助国会議（IGGI）においてその旨表明した（前記第2の1の争いのない事実等）。

カ 被告東電設計、ヨドウヤ・カルヤ社及びトリミトラ・ヌサ・エンジニアリング社は、PLNとの間で、同月3日に本件プロジェクトのための土木工事の建設監理、パヤクンプ変電所とコトパンジャン開閉所との間の送電線の設計に関する第1期工事のためのエンジニアリング・サービスに関する協定を締結し、同年10月19日に本件プロジェクトのためのメタルワーク、発電施設、関連施設、代替道路及び橋梁工事の建設監理、コトパンジャン開閉所を經由するパヤクンプ変電所とプカンバル変電所との間の送電線の建設監理に関する第2期工事のためのエンジニアリング・サービスに関する協定を締結した（本件エンジニアリング・サービス協定）。



被告東電設計は、本件エンジニアリング・サービス協定4条及び付属文書Bに基づき、PLNから、本件ダム建設契約、供給及び据付契約を監理する業務（ただし、国際競争入札により行われるものに限る。）等の委託を受けるとともに、社会環境面の業務として本件プロジェクトの環境アセスメントの点でPLNを支援すべき義務、具体的には①PLNによって実施される環境面での作業をレビューし、助言する、②環境調査の点でコンサルタントとしての専門家（PLNが雇用した現地コンサルタント会社、リアウ大学並びにインドネシア共和国政府及び州の関係諸機関）によって行われる環境作業の進捗状況をモニターする、③本件プロジェクトの環境モニタリングに関し、PLNと基金に提出する目的で、半年ごとに報告書を作成する業務を委託された。

上記①のPLNによって実施される環境面での作業は、本件ダムの貯水池内の樹木の伐採であり、被告東電設計は、PLNに対し、本件ダムの貯水池内の樹木の伐採を指示したが、PLNは、予算の都合上、伐採業者を雇用することができず、PLNの職員によりボランティアで可能な範囲での伐採が行われた。

また、PLNは、現地コンサルタント会社、リアウ大学並びにインドネシア共和国政府及び州の関係諸機関といったコンサルタントに対し、本件環境モニタリング計画書記載の計画の実行を委託し、環境モニタリングを実行していた。被告東電設計は、PLNによる上記各コンサルタントへの委託には関与しておらず、PLNの了解を得て上記各コンサルタントから直接、環境モニタリングの進捗状況等に関する資料を入手し、上記環境モニタリングの進捗状況を監理していた。

また、被告東電設計は、上記各資料を月次の進捗状況報告書としてまとめ、PLNとその内容を協議した上で、PLNに提出していた。

被告東電設計と PLN は、PLN が基金に対して提出するため、被告東電設計の補助を受け、3 か月ごとの環境進捗状況報告書を作成しており、さらに、被告東電設計が PLN に対して上記月次の進捗状況報告書を提出していたことから、本件プロジェクトの環境モニタリングに関する半年ごとの報告書は不要となり、本件エンジニアリング・サービス協定4条1項に基づき、本件エンジニアリング・サービス協定を改訂し、被告東電設計の半年ごとの報告書の作成義務を免除した（前記第2の1争いのない事実等、甲B73、甲B74、甲B75、丙B5 [相反する部分を除く。]、証人吉田好男）。

キ 在インドネシア共和国日本国大使館員らが平成3年9月1日から2日にかけて、本件ダムの周辺地帯につき現地視察を行ったが、本件プロジェクトの実施に対する組織的な反対運動は確認されなかった（乙B22）。

ク 同月3日、コトパンジャン住民と名乗る者5名、「コトパンジャン住民団結のための行動委員会」の学生20名、現地の記者10名及びコトパンジャン住民と名乗る者5名の合計約35名が、在インドネシア共和国日本国大使館を訪問し、同館員に対して面会を求め、面会した同館員に対し、本件ダムの建設により自然が破壊され、将来が不安であるなどと陳情した。

同月4日、上記団体員が再度同館を訪問して、同館員と面談し、同館員に対し、概要、住民は、本件プロジェクトによる開発そのものに反対しているわけではないが、20世代にもわたり住み続けてきた村に愛着を持っており、インドネシア共和国政府が住民との間で昭和58年に同意した条件を順守することを要求していること、現在、移住に反対する旨の約100名の署名を持っており、他にも、インドネシア共和国政府からの脅しがなければより多くの者がこれに署名すると考えられる

こと、多くの住民が、圧力を受けて移住同意書に署名したこと、移住予定地に建てられる住居は、床はセメント、壁は下半分がセメントで上半分が木造という約束であったにもかかわらず、実際に建てられている住居は、床は地面、壁は全部木造であるなど、粗悪なものであることを陳情した。これに対し、同館員は、上記申し入れられた事項については、ほとんどすべてインドネシア共和国側で処理すべき問題であり、日本国政府として勝手に処理する問題ではないので、インドネシア共和国政府と十分話し合うよう勧める、同館においては、住民のほとんどが移住に同意していると聞いており、実際にコトパンジャンに出張した際にも、十分な補償を求める意見は聞かれたが、移住に対する同意が強制的にされたという印象は全くなかったが、申入れがあったことをインドネシア共和国側に伝えることはやぶさかでない

と回答した。なお、上記のとおり平成3年9月3日に上記団体が同館を突然訪問してきた経緯を踏まえ、同館は、インドネシア共和国に警察官による警備を要請していたので、上記面談の際には、インドネシア共和国の警察官2名も立ち会っていた。

同月5日、コトパンジャン住民と名乗る者らとインドネシア共和国日本大使館の館員との間で面談が行われた(乙B5、乙B14から16まで、乙B23)。

ケ 平成3年9月7日、リアウ州の旧バトゥ・ブルスラット村のアニス(ラハマトという仮名を用いた。)という男性及びSKEPHIのイエニー(シティ・バヘラムという仮名を用いた。)という女性が来日した。

アニスとイエニーは、同月9日、記者会見を行い、その際、「日本政府と日本国民に対するインドネシア・コタパンジャン連帯行動委員会からのアピール」と題する書面(乙B5[25枚目])を発表した。同書面には、本件プロジェクトの現地では、インドネシア共和国政府が本件プロジェクトによるPAFsに対して十分な

説明を行っていないこと、移住の同意書への署名については、すべての住民が同意書に署名したわけではなく、ほとんどの人が同意書に署名したことを覚えておらず、同意書に署名しないと補償費を得ることができないと脅かされた者もいたこと、補償額についても、インドネシア共和国政府が各村から選んだ各10名の者と秘密裡に交渉を行い、低額の補償基準を定めたことが記載されるとともに、このような実際の状況を踏まえ、日本国政府に対し、次のような措置をとることを要請すると記載されている。

(ア) 日本国政府は、本件ダムの建設に対して融資による援助を行っているのだから、本件ダムの建設が引き起こす環境及び社会的な影響に対する責任を全面的にとらなければならない、インドネシア共和国政府の決めることであると主張するだけでは全く不十分である。

(イ) 本件プロジェクトのあらゆる段階において、PAFsが、警察やその他の機関からの威嚇行為を受けることなく、自分たちの意見を述べ、集会を開き、署名を集めるなど、本件プロジェクトに関連する行動を自由に行うことができることが完全に保障されなければならない。

(ウ) 本件ダムの必要性に関し、日本国政府の経費の負担により、独立機関による完全な再評価を行う。

(エ) 上記の各措置がとられるまでは、本件プロジェクトに関する融資又は融資のコミットメントを直ちに中止する。

また、アニス及びイエニーは、同月10日に基金を、同月13日に外務省経済協力局有償資金協力課を、同月17日に事業団及び被告東電設計をそれぞれ訪問し、同月19日には、アニス、イエニーと鷺見らが、2名の国会議員、4省庁（外務省、

旧通商産業省，旧大蔵省，旧経済企画庁）及び基金の担当者と会合を行った（甲B 27から29まで，甲B 42の1，乙B 3から5まで）。

コ 日本国政府とインドネシア共和国政府は，平成3年9月19日，日本国政府のインドネシア共和国政府に対する平成3年度円借款に係る本件第2次交換公文を締結し，本件プロジェクトの第2期分（第1期分の継続事業として発電所の建設の土木工事の建設監理，変電所の新設及び拡張）について，供与限度額を175億2500万円として円借款が供与されることを取り決めた。

基金とインドネシア共和国政府は，同月25日，上記平成3年度円借款について，供与限度額を175億2500万円とする本件第2次借款契約を締結した（前記第2の1の争いのない事実等）。

(6) PLNのコンサルタント契約の締結に対する同意に至るまでの経緯等

ア 畠中外務参事官は，同年9月30日，訪日中のギナンジャール鉱業・エネルギー大臣と会談した。畠中外務参事官は，ギナンジャール鉱業・エネルギー大臣に対し，本件プロジェクトに関し，住民の移住問題がインドネシア共和国の内政問題であることを前提とした上で，本件プロジェクトの円滑な進捗を確保する観点から，①移住に係る補償基準及び補償内容，移住先の整備状況，象の移転先の情報，熱帯林の保護の状況等について情報を提供すること，②現地住民と十分に対話を図ること，③本件プロジェクトのメリットに関する広報活動に尽力すべきことを要請した。これに対し，同大臣は，上記①の点については，本件ダム建設により，集約的な農業が可能となり，代替家屋の提供及び補償金の支払により，住民の生活が向上すること，代替家屋は，移住省の定型によるものであるから，これを変更することは考えにくい，現在住民が使用している家屋よりも良いものであること，象につい

ては、31頭を移転させることとなっていること、上記②の点については、西スマトラ州及びリアウ州の合計103名の慣習法上の指導者から同意を取り付けており、この方法は民主主義にかなうものと考えていること、インドネシア共和国政府の費用により、コトパンジャン住民の代表者をサグリングダムに派遣し、意見交換の場を設けたこと、上記③の点については、マスコミにおいて、受益者の声を取り上げてもらえない実情にあるが、今後も継続的に努力することを回答し、今後も日本国政府に対して情報提供を行うことを約束した。

石橋課長は、同年10月3日から5日にかけて、インドネシア共和国を訪問し、インドネシア共和国政府の高官ら7名と面談し、本件プロジェクトにおける住民の移住問題が内政問題であることを前提とした上で、本件ダム建設に伴う住民の移住問題及び環境問題について、日本国内及びインドネシア共和国国内において反対運動が生じていることにかんがみ、十分かつ迅速な配慮を要請するなどした（甲B18の015から024まで、乙B18から21まで）。

イ 基金は、同月、本件プロジェクトに関する住民の移住及び補償問題に関して調査を行い、同月23日付けで報告書（丁B5）を作成した。同報告書には、①住民及び財産調査について、各州の土地収用委員会により実施され、住民調査については、平成2年12月から平成3年1月までに実施されたこと、財産調査については、同年2月から5月までに実施されることが予定されているが、終了しているかどうかは不明であること、②移住に関する合意については、各村において説明会が開催され、住民は、財産補償を100%受けるのに加え、④居住地を自由に選択すること、⑤ Local Transmigration Pattern（州政府が実施する移住プログラムに則ったものであり、2.5haの耕作地及び住宅を無償で供与され、その他の生活支援を

受けることを内容とする。)を受けること、◎ PIR Pattern (移住省が実施する国家移住政策のプログラムに則ったものであり、2.0haのオイルパーム又はゴムのプランテーション用地を無償で供与され、0.5ha程度の家庭菜園付き住宅を無償で供与され、オイルパーム又はゴムの木の購入、その他の生活支援を受けることを内容とする。)を受けることの三つの選択肢から一つを選択するとされていたところ、全世帯のうち95%が上記④案を希望したのであり、リアウ州については平成3年1月22日までに、西スマトラ州については平成2年12月13日までに合意が取り付けられたこと、③補償に関する合意については、補償対象物件につき、各村の代表の声明について村長、郡長及び知事が同意し、承認するという手続により、平成3年1月18日又は29日に合意され、補償基準単価については、地方政府が実施主体となり、県の土地収用委員会及び村民代表を交えた会議の結果を踏まえ、同年4月14日又は19日に合意されたことが記載されている。

基金は、同年11月、インドネシア共和国に調査団を派遣し、同月13日、PLNから、本件ダム建設に伴う住民の移住に関し、現在に至るまで住民説明会(県、地区及び村の長と間の会合、地区及び村の長と慣習法上の指導者との間の会合、県等の地方役人から住民への説明)が数多く実施されており、インドネシア共和国政府は、上記会合等を通じて、住民に対し、本件プロジェクトに関する情報提供を行っていること、移住の合意書に対する住民による署名が、リアウ州については平成2年12月4日から同月12日に行われ、西スマトラ州については同月24日から平成3年1月12日に行われたこと、最初の水没地域であるプロウ・ガダン村の住民によるコト・ラナ地区の視察が行われたこと、住民との個別交渉が最初の水没地域であるリアウ州のプロウ・ガダン村については平成4年1月に、リアウ州の他の

7村については同年5月から平成5年1月に行われる予定であり、西スマトラ州の2村については平成4年5月から同年11月に行われる予定であること、補償に関し、住民と住民がミナンカバウ文化の慣習に基づき選任した慣習法上の指導者との間で会合及び協議が各村で2回以上開かれたこと、慣習法上の指導者と地方政府との間の補償対象物件についての会合がリアウ州については平成3年1月29日に開催され、西スマトラ州については同月18日に開催されたこと、補償基準単価についての会合がリアウ州については同年4月13日に開催され、西スマトラ州については同月19日に開催されたこと、住民の移住先の整備に関し、コト・ラナ地区の整地、幹線道路及び橋の整備は、同年10月時点で完了しており、その他の村内道路、井戸等の公共インフラ等の整備は、平成4年1月31日までに完成する予定であることなどの報告を受けた（甲B18の026、丁B5及び6、丁B19、証人山田順一）。

ウ 基金は、平成3年12月、本件プロジェクトに関し、PLNが受注したコンサルタントとの間でコンサルタント契約（本件エンジニアリング・サービス協定は、上記コンサルタント契約に含まれる。）を締結することに同意し、日本国政府はこれを事実上承認した（前記第2の1の争いのない事実等）。

(7) PLNの本件ダム本体の建設工事契約の締結に対する同意に至るまでの経緯等

ア 本件プロジェクトにより移住するPAFsに対する補償金の支払については、平成4年4月に最初の水没地域であるリアウ州のプロウ・ガダン村において行われ、その後、各村ごとに平成8年12月まで順次行われた。

平成4年8月30日から同年9月4日にかけて、本件プロジェクトの実施に伴い、

最初の水没地域であるリアウ州のプロウ・ガダン村からコト・ラナ地区への住民の移住が実施され、その他の住民の移住についても順次実施され、平成8年2月ころまでに全10か村、4886世帯の住民が移住し、住民の移住が完了した（甲B18の025，甲B35〔訳文の5頁及び13頁〕，甲B75の13部〔訳文の21頁〕，乙B24，丁B13〔6頁及び14頁〕）。

イ 平成4年6月30日、旧政府開発援助大綱が閣議決定された。旧政府開発援助大綱は、被告国が、政府開発援助について、内外の理解を深めることによって幅広い支持を得るとともに、援助を一層効果的・効率的に実施するために定めるものとされ、その原則として、次のとおり定められている。「国際連合憲章の諸原則（特に、主権、平等及び内政不干涉）及び以下の諸点を踏まえ、相手国の要請、経済社会状況、二国間関係等を総合的に判断の上、実施するものとする。(1) 環境と開発を両立させる。(2) 軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する。(3) 国際平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正かつ優先的に配分すべきであるとの観点から、開発途上国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入等の動向に十分注意を払う。(4) 開発途上国における民主化の促進、市場志向型経済導入の努力並びに基本的人権及び自由の保障状況に十分注意を払う。」(丁A14)。

ウ 日本国政府は、同年9月16日から同月21日にかけて、インドネシア共和国に対して日本国政府調査団を派遣し、インドネシア共和国政府（BAPPENAS）と協議したほか、本件プロジェクトによる住民の移住の対象となる10か村全て及び四つの移住地を訪問し、現地視察及びPAFsとの直接の対話を行うなどして、本件プロジェクトの現状とその後の見通しに関する調査を行った結果、総じて

住民の移住自体は、円滑に進んでおり、移住計画そのものへの不満はなく、現実に住民の移住が実施されている状況下でも現地の状況が平穏であることや組織的な反対運動が行われていないこと、上記のとおり、最初の水没地域であるリアウ州のプロウ・ガダン村からコト・ラナ地区への住民の移住が円滑に実施されたこと、補償費の支払も最初の水没地域であるリアウ州のプロウ・ガダン村については支払が基本的に完了したこと及びその他の水没地に所在する村についての支払も開始されていること、インドネシア共和国政府は、日本国政府がインドネシア共和国政府に対して設置を求めていた住民の問題解決及び苦情処理のための機関を県レベルで設置し、本部をリアウ州についてバンキナンに、西スマトラ州についてパヤクングにそれぞれ設置するとともに各移住対象村毎に支部を設置する予定であり、プロウ・ガダン村については、同年8月25日に既に設置していること、上記機関には、日本国政府の要望を入れ、住民の慣習法上の指導者が加わった形で運営が行われることを確認した上で、インドネシア共和国政府に対し、補償の問題を含め住民との対話による円滑な問題処理を行ってほしい旨申し入れ、インドネシア共和国政府から、日本国政府に対し、今後とも住民側との話し合いを通じて円満な住民の移住の実施に努めていくことが確約された。

基金は、同年10月、PLNが受注した請負業者と本件ダム本体の建設工事契約を締結することに同意し、日本国政府は、これを事実上承認した。ロットI（土木工事）の契約書に関する基金の同月2日付け承認書（承認番号IP-358/C-002）には、要請事項として①移住と補償の手続は、予定されたスケジュールに基づいて講じられなければならない、②PAFsの要求に対しては、誠意ある考慮が払われなければならない、③移住と補償の進捗状況は、遅滞なく報告されなければ

ばならない、④基金としては、契約条件14.1(1)の第Ⅱ部に掲げられる最初の6か月間の活動を網羅する全体計画と詳細計画及び契約条件14.1(4)に掲げられるその後の6か月毎の詳細計画を提出するように求めたい、⑤基金としては、契約条件27.1の第Ⅰ部に掲げられる地質学的又は考古学的な関心のある化石、貨幣、有価物又は骨董品、建造物、その他の遺跡又は遺物のいずれかを発見した場合には、遅滞なく知らせるように求めたい、確認事項として①土木工事と備品調達のための今後の契約に対する基金の同意は、移住と補償の状態を斟酌した後に決定されるものとする、②移住と補償の手続の過程において深刻な問題が発生する場合には、本件プロジェクトのための支出は、当該問題が解決されるまで先送りすることができ、このことは、基金によって既に同意されている契約の下での支出であっても同じであるとの定めがある。また、本件ダムのロットⅢBの発電機の契約書に関する基金の平成5年8月20日付け承認書(承認番号IP-374/C-005)には、確認事項として①移住地の造成、補償の支払及び旧村からのPAFsの移住については、PAFsの要求を考慮に入れ、計画的なスケジュールに従って必要な措置が講じられるべきであり、とりわけバトゥ・ブルスラット村については、補償の支払の目標日が平成5年9月に迫っているにもかかわらず、当該村のPAFsに対しては未だに補償金が支払われてきていないという事実にかんがみて、緊急で適切な措置が講じられるべきである、②PAFsが補償金を受け取った後に早い時期に移住地に移住することができるように、可能な限り早期に移住地の造成が行われるべきであるとの定めがある。さらに、本件ダムのロットⅢAのタービンの契約書に関する基金の同年12月8日付けの承認書(承認番号IP-374/C-007)には、確認事項として①現在、ポンカイ村とコト・トゥオ村においては、補償金の支払が

当初の計画表よりも遅れており、貯水池の対象地域の補償金の支払が完了していない状態であるのであって、補償金の支払がこれ以上に遅滞する場合には、基金としては、残余のロットのための契約に同意することは難しいと考えられるので、一方において、P A F s の要求に考慮を払いつつ、他方において、現行のスケジュールに従って貯水池の対象地域のための補償金の支払を行うとともに、これ以上スケジュールを遅らせないための適切な措置が講じられるべきである、②移住地の造成と旧村からの移住については、住民の移住が円滑に完了することが望まれるので、移住地の造成が可能な限り早期に行われ、またスケジュールを遅延させないための適切な措置が講じられるべきであるとの定めがある。本件ダムの関連送電線の契約書に関する基金の平成6年3月21日付けの承認書（承認番号IP-374/C-008からIP374/C-012まで）には、確認事項として①現在、貯水池の対象地域のための補償金の支払が完了していないのは、バトウ・ブルスラット村においてのみであり、この村の補償スケジュールは、当初のスケジュールよりも遅れているので、一方において、P A F s の要求に考慮を払いつつ、他方において、現行のスケジュールに従って貯水池の対象地域のための補償金の支払を確実に完了するようにすべきである、②移住地の造成と旧村からの移住が完了していない村々については、移住地の造成が可能な限り早期に行われ、また現行のスケジュールを遅延させないための適切な措置が講じられるべきである、③基金としては、移住地の進捗状況を継続的にモニターする意向であり、基金に遅延理由を知らせることなく、いずれかの移住が大幅に遅延する場合には、当該問題が解決されるまでは支出が延期されることもあり得るので、今後の移住の進捗状況に関して、基金に対して報告を行うべきであるとの定めがある（甲B18の025から028まで、乙B19〔甲

B18の027], 丁B7 [甲B18の025], 甲B75の13部 [訳文の13頁及び14頁], 丁B19, 証人山田順一)。

(8) 本件ダムへの湛水に至るまでの経緯等

ア 平成4年10月16日, 本件ダム本体の建設工事が開始された (前記第2の1の争いのない事実等)。

イ 日本国政府は, 同年11月, 本件ダムの上流域約33haを対象として植林造成事業の調査検討に係るエンジニアリング・サービスに対し, 4億2600万円を限度として円借款を供与することを決定し, インドネシア共和国政府との間で交換公文を締結した (甲B44)。

ウ 基金は, 平成7年8月, 「住民移転・用地取得計画に関する審査における留意事項」を策定した。そこには, 基金の考え方として, ①住民の移住に係る最終的な責任は借入国自身にあり, 補償の内容及び方法など借入国が行うべき個別の所要の措置の適正さは, 当該国の法制度又は移住する住民との話し合い等を通じて確保されるべきものであって, 基金は, 事業審査の際に, 借入国側が行う住民の移住に係る所要の措置等について借入国から提出された資料に基づき, 事業実施者が考え方が明らかであり, 実施可能性の裏付けがあるという意味において, しかるべき配慮の計画を有しているか, 住民との話し合いというシステムが組み込まれているかという点を中心に確認を行うこと, ②住民の移住問題の解決のために最も重要なのは, 粘り強い話し合いを通じて事業の必要性(移住の必要性)について関係住民の同意を得ることと, 補償を含め移住後の生活再建のための方策について関係住民の同意を得ることであること, ③住民の移住に係る費用のうち少なくとも補償に係るものを貸付け対象とすることは適当でないこと (ただし, そのうち, 移住地の整備, インフ

ラの整備又は農業開発等，生活再建のための投資については貸付けの対象として適当な場合がある。)などが記載されている(丁A13)。

エ アジア経済研究所の米倉は，基金の依頼を受け，平成8年7月ころ，本件プロジェクトにおける土地収用及び住民の移住に関する調査を行い，同年10月ころ，同調査結果を中間評価として米倉調査報告書としてまとめ，基金に対してこれを提出した。米倉調査報告書には，本件プロジェクトによる土地収用とこれに対する補償金の支払，住民の移住，集合的な意思決定の方法を明らかにした上で，本件プロジェクトの実施された地域が，伝統的な慣習法が支配し，ミナンカバウ社会という特殊な母系制度に基づく社会であり，居住形態，土地所有制度，社会における意思決定の方法などにおいて，近代的な社会との違いがあることを指摘した上で，基金の住民の移住，用地取得計画に関する審査の基本方針や調査によって明らかとなった援助機関の課題につき，手続的，事務的側面の厳密さが強調されているように思われ，プロジェクトの対象地域の社会的制度及び組織，慣習的に尊重されてきた地元の取決め，住民の社会的組織(地元自治体やNGO等)との協力の仕組みについてはややウェイトが軽く，基金に，対象社会の実態を正確に把握し得るだけの組織的，制度的な背景が十分でなかったように思われ，日本の常識，社会制度，法律等を前提としてプロジェクトを観察し，援助を実施し，プロジェクトの実施地域の住民らや地方政府等が被る社会的な犠牲とメリットについて深く検討されることがなかったように思われる旨記載されている。

アンダラス大学は，同年，本件プロジェクトの社会的，経済的な影響の調査を行い，この調査結果をアンダラス大学調査報告書としてまとめ，基金に対してこれを提出した。アンダラス大学調査報告書は，カンパル県の10か村の住民から，各村

ごとに50世帯ずつをサンプル抽出し、同年7月14日から同月25日にかけて、合計500世帯に対してインタビュー方式によるフィールド調査を実施し、その結果として、社会的・経済的影響、移住プロセス、ムシャラワ（会合のこと）、補償、移住の受け止め方及び満足度という各項目ごとにまとめている（甲B38、甲B39、弁論の全趣旨）。

オ 平成9年1月3日、本件プロジェクトに関係するインドネシア共和国政府らにより、PAFsに対する対策を協議するために、全体調整会合が開催された（なお、原告らは、日本国政府及び基金の関係者も同会合に出席しているはずであると主張しているが、被告国及び国際協力銀行は、出席している旨の記録がないため出席しているかどうかは不明であると反論しており、出席していると認めるに足りる証拠がない以上、上記主張を採用することはできない。）。

同年2月、本件ダム本体及び付け替え道路等がおおむね完成したため、同月28日、PLNが付け替え道路の開通を記念する式典を挙行し、本件ダムは、物理的に湛水可能な状況となった。

ダムの建設工事に当たっては、ダムの上流から流れてくる水を、ダムの工事現場を經由せずにダムの下流に放流するため、河川幅の広くないダム工事地点では、ダムの脇にダイバージョントンネル（仮排水路トンネル）という水の放水路を建設し、そこから下流に水を放流する。本件ダムにおいては、このダイバージョントンネルが2本建設されている。

ダムへの湛水は、このダイバージョントンネルを閉塞することにより行われる。ダイバージョントンネルを閉塞すると、上流から流れてくる水はダムによりせき止められ、これによりダムに水が溜まり、ダムの水位が上昇する。なお、ダイバー

ジョン・トンネルがいったん閉塞されると、これを再度開くことはできないため、いったんダムへの湛水が開始されると、洪水吐及び水力発電所への取水口（Intake Gate）以外からは水を下流に放流することはできない。

本件ダムには、海拔67.5mに位置する五つの洪水吐のほか、海拔61.5mに位置する三つの取水口が存在したが、本件ダムにおいては、取水口につながっている発電設備が、最も早かった第3号機でさえ平成10年1月上旬に完成したものであり、それまでの間は取水口を開放して水を下流に放水することもできなかった。したがって、本件ダムにおいては、平成9年3月の段階においては、湛水が開始されると、洪水吐の高さまでは必然的に水が溜まることとなる。なお、本件プロジェクトにおいては、この洪水吐の位置（海拔67.5m）まで湛水が完了した状態を部分湛水（この場合の湛水した部分の表面積は、約30km²）といい、海拔83.0～85.0m程度まで湛水された状態を湛水完了（この場合の湛水した部分の表面積は、約120km²）ということになる（前記第2の1の争いのない事実等、丙A2、丁B8、丁B19、証人山田順一）。

カ 基金は、PLNが平成9年3月から本件ダムに湛水を開始する準備が整っているとの発言をしたとの情報を入手し、全住民の移住が完了しており、移住の対象となった象の移転も完了していたものの、移住する住民への補償金の支払が一部完了しておらず、移住先の整備をすべて完了しているとはいえない状況にあると認識していたことから、同月3日、インドネシア共和国政府に対し、①本件プロジェクトを成功させるためには、PAFsへの対策を解決することが不可欠であること、②BAPPENASが残された問題を解決するため、権限のある者が出席する全体調整会合を設け、同会合において、PAFsへの対策につき、項目ごとに具体的な

行動計画を定め、P A F s、基金及び日本国政府に対し、P A F s への対策についての説明のスケジュールを設定することを申し入れた（丁B 8、丁B 19、証人山田順一）。

キ 基金は、同月10日になって、本件ダムへの湛水が近日中に開始されるとの情報を受けたため、同月11日、BAPPENASのラハディ・ラメラン副長官及びPLNのジテン・マルスディ総裁からで、①同月12日に予定されている本件ダムへの湛水は、実際の湛水ではなく、単に水門の開閉実験であること、②BAPPENASは、基金に対し、補償費の支払、移住先での道路、水道及び電気といったインフラストラクチャー及びP A F s に対する生活手当やプランテーション農園でのゴムやヤシ油の採取など生計の手段に関する詳細な状況及び既往又は計画中的具体的な対策について、報告書を作成して提出すること、③BAPPENASは、基金に対し、実際の湛水決定前に、インドネシア共和国政府の判断について報告書を提出することを確認した（乙B 24、丁B 9、丁B 19、証人山田順一）。

ク PLNは、リアウ州及び西スマトラ州の各知事の許可を得て、同日、基金に対して何ら通知することなく、被告東電設計に対し、本件ダムへの湛水を指示し、被告東電設計は、水没予定地域の住民の移住及び本件ダムが物理的に湛水可能な状態であることを確認した上で、担当業者に対し、PLNからの上記指示を伝達し、本件ダムへの湛水が行われた。

基金は、同月13日、BAPPENASに対し、上記湛水は双方の相互理解に沿うものではなく、強く遺憾の意を表すと伝え、また、日本国政府は、同日、インドネシア共和国政府の高官らに対し、上記湛水は誠実に経済協力を実施するという両国の伝統的な方法にそぐわないものとして、緊急かつ深い懸念を表明するととも

に、事態を収集するための行動を直ちにとるよう強く要請する旨の書簡を送付した。

基金、BAPPENAS及びPLNは、同月18日、担当者ベースで湛水地の状況をモニターすることを合意した。

基金は、同月20日、BAPPENASのラハディ・ラメラン副長官と会談し、本件ダム洪水吐のレベルより高く水位を上げないため、洪水吐のゲートを開放しておくようにPLNに対して指示する必要性を伝えた。

基金は、いずれもPLNから、同月25日、同月22日15時現在の本件ダムへの湛水状況については、水深が63.17m、湛水面積が20.55km²、全水量が1億6750万トンであり、翌週初めころまでには部分湛水が完了するとの見込みであるとの説明を、同月31日、同日2時現在の本件ダムへの湛水状況については、水深が67.5mであり、この水深により水位がダムの水門まで到達しており、現在は、ダムの水門を全面的に開放しているので、一時的に湛水が停止していること、水没面積が29.8km²、容量が2億6830万m³であり、今後、水門を閉じてさらに湛水を進める予定についても未定であるとの説明を受けた。

日本国政府及び基金は、同年4月9日及び10日、本件ダムへの湛水状況等を視察し、本件ダム及び本件水力発電所の建設がほぼ完成し、本件ダムの水門がすべて開放されており、水深が部分湛水の69mのまま保持されていることなどを確認するとともに、インドネシア共和国政府の関係者と意見交換を行い、同年3月に湛水が開始された際、日本国政府に正確な情報が伝わらなかったことは遺憾であること、住民への補償対策の進捗状況、湛水の再開など重要な決定、情報があった場合は、日本国政府側に正確な情報が伝わるように努められるよう強く要請し、湛水の再開に当たっては、土地の補償問題及び住民の生活保障の問題が存在することを十分認

識し、今後本件プロジェクトを進める際には、住民との間であつれきや対立が生じないよう問題解決に向けた努力を強く要請することなどを申し入れた。

基金は、上記視察等を踏まえ、同月11日、BAPPENASに対して再度本件プロジェクトに関する認識を申し入れたところ、BAPPENASのヘルマン・ヘルマン次官から、PLNに対し、問題が解決されるまでは洪水吐のゲートを開放しておくよう指示したとの報告があった（前記第2の1の争いのない事実等、乙B24から26まで、乙B33、乙B34、丁B10、丁B11、丁B15、丁B19、証人山田順一）。

ケ PLNは、同月17日ころ、基金に対して何ら通知をすることなく、本件ダム
の洪水吐のゲートを閉じて、本格的な湛水を再開した。

基金は、同年5月7日、インドネシア共和国政府、PLNらとの間で本件プロジェクトに関する会議を行い、同会議において、PLNから、補償費の支払に関する進捗状況について報告がされるとともに、本件ダムへの湛水に関し、現在から湛水を開始しなければ1年間遅れることになり、業者から異議が出される見通しであるため、湛水を行いたいとの意図が表明され、インドネシア共和国政府からも、移住対策についてはほぼ目途が立っており、湛水を阻害する要因にはならないので湛水を行いたいとのPLNの立場を支持するとの意図が表明され、これに対し、基金は、湛水を行う前に、移住する住民の生活を確保すべきであり、これが確保されるまでは洪水吐のゲートを開放しておかなければならないことを指摘し、インドネシア共和国政府の認識を改めてもらうように要請した。

PLNは、その後も湛水を継続し、同年7月末ころまでには、本件ダムの水位が80mを超え、湛水が完了した（前記第2の1の争いのない事実等、丁B16、丁

B19, 証人山田順一。なお、原告らは、被告東電設計がPLNからの指示なく、本件ダムへの湛水を指示したと主張しており、本件完成報告書（甲B75の11部 [訳文の55頁及び56頁]）には「ダム貯水池の湛水開始日は、それが、ロットI, ロットII, ロットIII AおよびロットIVAに直接的な影響を持つために（つまり、建設期間の延長に関係するために）、エンジニア（被告東電設計のことを指す。）によって指示された」との原告住民らの上記主張に沿うかのような記載部分がある。しかし、証拠 [証人吉田好男]によれば、本件ダムへの湛水は、PLNからリアウ州及び西スマトラ州の各知事に対する湛水許可の申請とこれに対する両知事の許可を必要とし、被告東電設計がPLNの指示がないにもかかわらず、本件ダムへの湛水を自ら指示することができなかったことは明らかである。そして、上記のとおり、本件ダムへの湛水は、PLNが両知事の許可を得て、被告東電設計に対し、湛水を指示し、被告東電設計が担当業者に対し、PLNからの上記指示を伝達することで行われたものであり、被告東電設計は、担当業者に対してPLNの本件ダムへの湛水の指示を伝達したにすぎず、本件完成報告書の上記記載も同趣旨の記載であると解するのが相当であるから、本件完成報告書の上記記載によっても、被告東電設計がPLNの指示なく、本件ダムへの湛水を指示したということはできず、他に被告東電設計がPLNからの指示なく、本件ダムへの湛水を指示したことを認めるに足りる証拠はないことに照らすと、原告らの上記主張は採用することができない。）。

コ 平成9年12月、本件ダムの関連送電線が完成し、本件水力発電所のうち、平成10年1月に1基目が、同年3月に2基目が、同年10月に3基目がそれぞれ運転を開始した（前記第2の1の争いのない事実等）。

(9) 本件ダムへの湛水後の経緯

ア 基金は、本件ダムへの湛水が再開された後の同年及び平成11年にインドネシア共和国政府に対し、本件第2次円借款契約により、総額40億3392万円の融資を実行した（甲B75の10部〔訳文の48頁〕，証人山田順一）。

イ 日本国政府は、平成9年7月16日及び17日開催のインドネシア支援国会合（IGGI）でインドネシア共和国政府に対し、2317億円の円借款の供与を決定した（甲A85の1及び2，乙B31）。

ウ 被告東電設計は、平成11年11月、被告東電設計が行った本件詳細設計の作成業務、本件プロジェクトの監理業務及びこれらを通じて入手した情報の他、PLN、森林省、移住省その他のインドネシア共和国関係の諸機関から入手した情報に基づき、本件プロジェクトに関する本件完成報告書を作成し、PLNに提出した（甲B75，丙B5，証人吉田好男）。

エ 国際協力銀行は、本件プロジェクトの完成後、社会的及び自然環境的な側面において、依然として未解決の問題があると報じられたので、現地のコンサルタントを雇用して調査を行い、平成13年4月に完了した。国際協力銀行は、上記調査の結果、可能な限り早期に解決されるべきいくつかの重大な問題が存在すると判断し、BAPPENAS及びその関連機関に対し、これらの問題を解決するための行動計画を策定するよう要請し、その結果、西スマトラ州及びリアウ州の地方政府並びにPLNが、PAFs及び環境問題に関する行動計画を策定することを決定した（甲B35〔訳文の5頁〕，丁B13〔6頁〕）。

オ インドネシア共和国政府は、同年8月21日、上記行動計画について討議するための会合を開催し、PLN、リアウ州政府及び西スマトラ州政府は、それぞれ上記行動計画を策定し、BAPPENASを通じて国際協力銀行に対し、順次、上

記行動計画を提出した。上記行動計画は、ゴム農園の復旧、清潔な水の供給システム、土地に関する法的手続、農道の改善、家畜の養育、漁業開発、社会化プログラムと訓練、PLNによって実施される環境等を主要項目とするものであった。

上記行動計画に基づき、同年12月4日、インドネシア共和国政府、PLN、リアウ州政府、西スマトラ州政府及び国際協力銀行らの関係者が出席し、会合が開催された。上記会合の結果、上記行動計画を実施すること、上記行動計画の進捗状況及び実施状況を監督するためにタスク・フォースを設立することなどを確認した（甲B35 [訳文の130頁から132頁まで]、丁B13 [96頁及び97頁]）。

カ 国際協力銀行は、平成14年1月及び2月、本件プロジェクトの完成に伴い、インドネシア共和国に本件プロジェクトの事後調査チームを派遣した。

国際協力銀行は、同月末から同年10月中旬にかけて、本件SAPSを行った。本件SAPSは、①本件プロジェクトの事後評価並びにPAFs及び環境に関する行動計画の点において本件プロジェクトに関しての追加調査を行うこと、②追加調査の結果に基づき、本件プロジェクトの持続性を確保し、本件プロジェクトの完了後の管理と運行を改善するための勧告案を策定することを目的として行われ、同年3月から4月にかけて第1段階の調査が、同年6月から10月にかけて第2段階の調査がそれぞれされた。

そして、第1段階の調査においては、事後評価のための追加的データの収集について、①開発援助委員会のルールに従い、適切性、効率性、実効性、影響及び持続性についてプロジェクトの効果を評価するための量的データを収集し、②社会調査及び質問調査を通じ、本件プロジェクトがPAFsに対して及ぼした影響を評価するための追加的最新のデータを収集する、PAFsについて、①水供給及び②ゴ

ム農園についてそれぞれ調査（レビュー）を行う、環境について、①貯水池における水質、②水関連疾病、③野生生物の保全及び④貯水池における堆積と下流域における肥沃土の低下について調査するものとされた。また、第2段階の調査においては、PAFsについて、①PAFsに関する行動計画、②水供給、③ゴム農園についてそれぞれ勧告、助言を行う、環境について、上記各項目について勧告を行うものとされた（甲B35、丁B13）。

キ 国際協力銀行は、平成11年10月、「円借款における環境配慮のための」BICガイドライン」を作成していたが、平成14年4月、同ガイドラインを「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」と改訂した。同ガイドラインは、国際協力銀行が、融資等を行うプロジェクト実施者に対して適切な環境社会配慮の実施を促す目的で、上記プロジェクトが環境社会配慮の観点から求められる要件を示したものである（丁B18、証人山田順一）。

ク 在インドネシア共和国日本国大使館員は、同年6月5日から同月7日にかけて、本件プロジェクトに係る本件ダム等の施設及び関係インドネシア共和国政府機関等を訪問、視察し、その結果、本件ダム及び本件水力発電所が適切に運営されていること、補償金については、インドネシア共和国の裁判所において係争中の件を除けば全額支払がされており、上記係争についても同裁判所において認容された部分が支払われることで最終決着がもたらされると考えられること、PAFsの一部に生活上の困難が生じているものの、生活環境全般については、インドネシア共和国の辺境の山岳地域における一般的水準に比して特段に劣っているとは考えられず、解決すべき問題は、収穫可能な換金作物（主としてゴム）園の提供及び生活用水の供給の2点におおむね限定されることが確認され、インドネシア共和国政府も、

自らの行政上の非効率によりこの2点が未解決のまま現在に至っている点を認識し、解決のための措置を迅速にとる姿勢を明確にしたため、日本国政府及び国際協力銀行としては、この2点についてインドネシア共和国政府側の解決、努力を効果的に側面支援することが重要であることが確認された。

平成15年1月24日から同月27日にかけて、日本国政府及び国際協力銀行は、本件プロジェクトの現地を訪問し、西スマトラ州及びリアウ州の各政府高官と面談、PAFsの移住村におけるワークショップ（研究集会）に参加するなどした（乙B6、乙B7）。

ケ PLNは、平成15年1月3日、被告東電設計に対し、被告東電設計が本件エンジニアリング・サービス協定に基づき、本件プロジェクトに関連する送電線及び変電所のコンサルタント及び監理者としての義務を完全に履行したことを認証する旨記載した書面を交付した（丙B3）。

コ アンダラス大学経済研究・制度開発センターのシャフルディン・カリミ（アンダラス大学調査報告書を作成した研究者）、東京大学大学院新領域創成科学研究科の中山幹康等の研究者は、平成16年3月及び4月、被告らの委託に基づくものではなく独自に、本件プロジェクトの事後評価のため、本件ダムの現地調査を行い、「インドネシアにおけるコタパンジャン・ダム事業の住民移住計画に関する事後評価」と題する論文（国際水資源開発ジャーナル21巻2号所収）として発表した。同文献には、①調査対象の四つの村すべてにおいて、移住する住民の生活状況と生活の質は著しく改善しており、移住計画の実施によって移住する住民が新しい村において重い貧困に追い込まれているというような手ごかりはほとんど見受けられないこと、②調査対象世帯の中に、ジャワ島から自発的に移住してきた者が多く含ま

れており、その割合が36%にも上る村があること、③調査対象となった四つの村のうち三つの村では、住民の大部分が、移住前に比べ、収入が増加していること、④より多くの住民が移住前に所有していなかった物品を現在所有して、カラーテレビを見たり、食料保存のために冷蔵庫を使用したりしており、カラーテレビ、冷蔵庫及びオートバイの所有者の割合は、それぞれ平均が11.5%から57.5%に、5.7%から30.5%に、21.8%から41.4%にすべて増加していること、⑤飲用水へのアクセスの面でも生活水準が改善されており、移住前は、住民の大半は、飲用水確保のために川や湖の水を利用していたが、現在では、住民の78%が井戸又は水道を利用し、住民の飲用水へのアクセスに要する時間は大幅に減少していること、⑥マラリア感染者数も、移住前の9.9%から移住後には8.7%に減少していること、⑦調査対象のすべての村において、電化率が著しく向上しており、二つの村では、調査した全世帯が電化されており、また四つの村すべてにおいて、電化率が同地域平均の45.5%のほぼ2倍に達しており、最も低いポンカイ・バル村においても電化率が87.5%に達していること、⑧移住以前に伝統的なミンカバウ建築の住宅に住んでいた世帯は、回答した174世帯のわずか1世帯のみであること、⑨住宅の大きさについては、以前に比べて現在の方がより広い住宅に住んでいる住民の方が多く、移住前に土地及び住宅を所有していた住民の中には、追加的な補償を受けて新たな住宅を建築することができた者もいることなどが記載されている（乙C1）。

サ 被告国際協力機構は、現在でも、インドネシア共和国政府が平成14年から行う移住地の整備等を内容としたアクションプランにつき進捗状況を確認し、進捗状況に問題があれば技術的な助言をしている（証人山田順一）。

3 原告住民らの損害賠償請求の可否（争点(2)）について

そこで、前記2で認定した事実に基づき、被告らの原告住民らに対する各注意義務及び各注意義務違反の有無について検討する。

(1) 被告国及び基金の責任について

ア 被告国の民法上の不法行為責任について

円借款は、開発途上国の経済発展の土台としての不可欠である経済的、社会的なインフラの整備のための資金需要に対して緩やかな条件で対応すること及び開発途上国に対して返済義務を課すことによって開発途上国の開発に対する主体性を高め、自らの力で自立するための自助努力を支援することを目的としているものであり、外務省の所掌事務のうち、外務省設置法4条1号ハの経済協力に係る外交政策に関する事、同条24号の政府開発援助全体に共通する方針に関する関係行政機関の行う企画の調整に関する事、同条25号の政府開発援助のうち有償の資金供与による協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関する事、同条26号の政府開発援助のうち技術協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関する事に当たるものであることに照らせば、円借款に関する日本国政府の行為が、国家賠償法1条1項所定の「公権力の行使」に当たることは明らかである。

したがって、被告国が民法上の不法行為責任を負うことはないというべきである。

イ 本件第1次交換公文及び本件第1次借款契約の各締結による注意義務違反について

ア) 非自発的な移住に対する注意義務について

原告住民らは、日本国政府及び基金が、憲法又は条理上、本件プロジェクトにお

いて、非自発的な移住に対する注意義務を負っていたというべきであると主張する。しかし、原告住民らの主張する非自発的な移住に対する注意義務の内容とされている住民の移住及び補償の問題は、借入国政府の内政上の問題であり、日本国政府及び基金は、本件プロジェクトに当たって、インドネシア共和国政府の主権に属する原告住民らに対し、非自発的な移住に対する注意義務を負うものではないというべきである。もっとも、原告らが上記主張の根拠として、次のaからeまでの各事由を挙げているので、これについて検討する。

a 国際基準に基づく行為準則について

原告住民らは、一定の住民がある居住空間に住み続ける基本的権利は、居住権として国際的に確立された権利であり、この権利は、以下の条約又は業務指令等によって具体化されていたのであるから、日本国政府及び基金は、これらの規定内容を行為準則とすべきであったと主張するが、以下のとおり、いずれも理由がない。

(a) 国際人権A規約11条1項について

国際人権A規約11条1項は、締約国において、生存権に関する権利が国の社会保障により保護されるに値するものであることを確認し、上記権利の実現に向けて積極的に社会保障政策を推進すべき政治的責任を負うことを宣明したものであって、個人に対し、即時に具体的権利を付与すべきことを定めたものではなく、このことは、国際人権A規約2条1項が締約国において「立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成する」ことを求めていることから明らかである（最高裁昭和60年（行ツ）第92号平成元年3月2日第一小法廷判決・裁判集民事156号271頁参照）。

したがって、日本国政府及び基金が、原告住民らに対し、国際人権A規約を根拠

として非自発的な移住に対する注意義務を負うことはないというべきである。

(b) 先住民条約14条1項から3項まで及び16条1項から5項までについて

証拠(乙A6, 丁A16)によれば, 被告国は, 先住民条約を締結していないことが認められるのであるから, 日本国政府及び基金が, 原告住民らに対し, 先住民条約を根拠として非自発的な移住に対する注意義務を負うことはないというべきである。

(c) 世界銀行の業務指令等, 「環境ガイドライン」等について

世界銀行の業務指令等, 「環境ガイドライン」等は, 世界銀行の職員の指針のために策定されたものであるから, 日本国政府及び基金には適用されない。のみならず, 証拠(乙A1, 乙A10)及び弁論の全趣旨によれば, 上記業務指令等は, 移住に関する責任が借入人にあるとの立場を採っていることが明らかであるから, 日本国政府又は基金が非自発的な移住に対する注意義務を負うことを基礎付けるものではないといえることができる。

(d) OECDの理事会の勧告について

OECDの理事会の勧告は, 被告国及び基金を直ちに法的に拘束するものではないし, 後記エで説示するOECD指針と同様に環境アセスメントを行うべき第一次的責任は被援助国が負うべきであるとされている(甲A18)のであるから, 日本国政府又は基金が, 原告住民らに対し, 上記各勧告を根拠として非自発的な移住に対する注意義務を負うことはないというべきである。

(e) 世界遺産条約について

原告は, 世界遺産条約を非自発的な移住に対する注意義務の根拠として主張するが, 被告国は世界遺産条約を締結していないのである(弁論の全趣旨)から, 日本

国政府及び基金が、原告住民らに対し、世界遺産条約を根拠として非自発的な移住に対する注意義務を負うことはないというべきである。

b 政府開発援助が公金を用いて行われる行政活動であることについて

原告住民らは、政府開発援助が公金を用いて行われる行政活動であることを日本国政府及び基金が非自発的な移住に対する注意義務を負う根拠として主張する。

しかし、政府開発援助が公金を用いて行われる行政活動であることから、直ちに日本国政府又は基金がインドネシア共和国の主権に属し、日本国に対する納税義務者ではない原告住民らに対し、非自発的な移住に対する注意義務を負うということにはならないというべきである。

したがって、原告住民らの上記主張は採用することができない。

c 日本国政府及び基金の政府開発援助によるプロジェクトにおける役割について

原告住民らは、日本国政府及び基金は、政府開発援助による開発プロジェクトにおいて、プロジェクトの策定、準備、審査・借款交渉、調達、実施・監理、評価のいずれの過程においてもプロジェクトを監理する地位にあり、プロジェクトの進行に主導的な役割を果たしており、政府開発援助の企画及び執行に伴い発生する問題を監理し、これを解決することができる立場にあったことを、日本国政府及び基金が非自発的な移住に対する注意義務を負う根拠として主張する。

しかし、円借款によるプロジェクトにおいては、①借入国政府が、プロジェクトを策定し、基金による円借款の供与のための審査が可能な段階まで準備し、このような準備に当たり、日本国政府が、借入国政府からの要請があれば、事業団を通じてF/Sが行われることもあるにすぎず、②日本国政府は、要請主義に基づき、借

入国政府から日本国政府に対する円借款供与の要請がなければ円借款を供与することができず、借入国政府からの要請があつて初めて対象プロジェクトの実施可能性について審査し、③借款契約が締結された後、調達段階においては、借入国の事業実施機関が自らコンサルタント及び建設業者と契約を締結し、基金は、プロジェクトの実施監理を担当する者として、入札書類、入札評価結果及び契約の各段階においてそれぞれ確認し、同意するにすぎず、建設段階においては、受注した企業が土木工事等を行い、コンサルタントが施工監理を行い、基金は、プロジェクトの実施監理を担当する者として、借入国の事業実施機関からプロジェクトの進捗状況の報告を受けるとともに、随時プロジェクトに関する調査を行うにすぎず、④プロジェクトが完成した後は、借入国においてその運営及び維持管理がされるものであり、基金は、政府開発援助により資金の使途の有効性、効率性を確認し、所期の効果が上がっているかどうかを調査するとともに、当該プロジェクトの実施の経験から教訓を導き、これを後の政府開発援助業務活動に活かすことを目的として、事後評価を行うにすぎないのであり、本件プロジェクトにおいてもこれと同様の経過により実施されたものである。したがって、円借款によるプロジェクトにおいて、プロジェクトを実施することを決定し、プロジェクトを実施するために日本国政府に対して円借款の供与を求めることを決定し、プロジェクトを実施する際、調達手続を行い、建設段階において工事監理を行い、プロジェクトを完成した後、その運営、維持管理を行うのは、いずれも借入国及び借入国の事業実施機関なのであるから、政府開発援助によるプロジェクトが日本国内の公共事業と同一の性格のものであるということとはできないし、日本国政府又は基金の上記役割が非自発的な移住に対する注意義務を負う根拠となるということとはできない。



したがって、原告住民らの上記主張は採用することができない。

d 政府開発援助による問題の顕在化と基金及び事業団のガイドラインについて
原告住民らは、昭和55年以降、日本国政府が行った政府開発援助によるプロジェクトによる開発地域の住民の生活や環境を破壊する問題が顕在化しており、基金が、このような状況を受けて、基金ガイドラインを作成し、基金や日本国政府の委託により、本件環境配慮解説報告書及び本件環境配慮推進調査が取りまとめられたこと、事業団が「ダム建設計画に係わる環境インパクト調査に関する環境配慮ガイドライン」を策定したことを、日本国政府及び基金が非自発的な移住に対する注意義務を負う根拠として主張する。

しかし、円借款によるプロジェクトにおける住民の移住及び補償の問題は、個々のプロジェクトにおいて個別に検討されるべきものであって、本件プロジェクトとは別の円借款によるプロジェクトにおいて問題があったことをもって、日本国政府及び基金が原告住民らに対して非自発的な移住に対する注意義務を負うことになる
と直ちにいうことはできない。また、基金ガイドラインは、基金の円借款供与の審査の指針とされているものであり、これによって被告国又は基金の原告住民らに対する法的義務を基礎付けるものということとはできないし、念のために、その内容を見ても、基金ガイドラインは、開発途上国が自助努力により環境保全上健全な方策で開発を行うことを支援することを目的として、借入国が借款申請に先立ち当該案件の計画・準備段階において配慮すべき環境面の諸事項を内容としたものであり、融資機関としての基金の審査は、借入国側が行う環境上の所要の措置等の確認がその主体となるものと記載されており、住民の移住及び補償の問題については、借入国側において対策を講ずべきものであることを明記しているのであって、この点か

に基づく注意義務に基づき、①本件F/S報告書、本件詳細設計書、本件環境影響評価改訂報告書、本件環境管理計画書及び本件環境モニタリング計画書の各内容について、本件プロジェクトが、単に技術的、経済的に実行可能かどうかだけではなく、社会的、環境的にも実行可能かどうかを再検討し、②PAFsから日本国政府又は基金に対して直接提供された情報をもとに、PAFsが置かれている現状を調査、把握し、その結果を踏まえ、PAFsの人権が非自発的な移住によって侵害されるような事態を回避する具体的な措置を採り、原告住民らに対し、日本国政府及び基金が負う非自発的な移住に対する注意義務及び本件3条件に基づく注意義務の内容を誠実に説明し、③インドネシア共和国政府が本件3条件の債務不履行に陥っている場合には、その債務不履行状態が解除されるまでは本件第2次交換公文及び本件第2次借款契約の各締結を延期し、その状態が解消される見込みがない場合には、本件プロジェクト全体を中止すべき義務を負っていたと主張する。

しかし、前記のとおり、日本国政府及び基金が原告住民らに対して非自発的な移住に対する注意義務や本件3条件に基づく注意義務を負っているということができないのであるから、原告住民らの主張は、その前提を欠くものであり、既にこの点で採用することができない。

のみならず、日本国政府及び基金が本件F/S報告書、本件詳細設計書、本件環境影響評価改訂報告書、本件環境管理計画書及び本件環境モニタリング計画書の内容を根本的に見直すべきであったということができないことは前記のとおりである。そして、前記2で認定したとおり、日本国政府が本件第1次交換公文を締結し、基金が本件第1次借款契約を締結した後、日本国政府が本件第2次交換公文を締結し、基金が本件第2次借款契約を締結するまでに、日本国政府は、平成3年4月、

インドネシア共和国に日本国政府調査団を派遣し、同調査団が、インドネシア共和国政府に対し、住民の移住問題及び環境問題への取組、工程の詳細に関する資料を提出するよう要請し、在インドネシア共和国日本国大使館員らが同年9月1日から2日にかけて、本件ダム周辺の地帯につき現地視察を行ったが、本件プロジェクトの実施に対する組織的な反対運動は確認されなかったのであるから、前記住民らの在インドネシア共和国日本国大使館の訪問や来日等のことを考慮に入れても、日本国政府及び基金としては、本件第2次交換公文及び本件第2次借款契約を締結するまでに必要かつ十分な手続を経たということができ、原告住民らの上記主張は、この点からも採用することができない。

エ PLNのコンサルタント契約の締結に対する同意の指示及びその同意による注意義務違反について

原告住民らは、日本国政府及び基金は、日本国政府が基金に対して基金がPLNのコンサルタント契約の締結に同意することを指示し、基金が上記同意をする際、非自発的な移住に対する注意義務を負担するとともに、本件3条件に基づく注意義務として、本件履行確保特約にあるように、最初の水没地域の住民から移住に対する同意及び補償の合意が取り付けられ、移住地が利用できる状態になっていなければ、上記同意を指示をしたり、上記同意をしてはならない義務を負担していたのであり、このことは、OECD指針でなお一層明らかになったということができると主張する。

しかし、前記ウで説示したとおり、日本国政府及び基金は、原告住民らに対し、非自発的な移住に対する注意義務や本件3条件に基づく注意義務を負っているということができない。また、OECD指針が被告国及び基金を直ちに法的に拘束する

ものではない上、OECD指針には、意に反する住民の移住は、他のあらゆるプロジェクトデザインの選択可能性を調査し、可能であれば、回避するか最小限にすべきである、プロジェクトによって影響を受ける人々の権利を保護する受入れ可能な移住計画が含まれていない限り、援助国は、住民移住を引き起こすプロジェクトを支援してはならない旨記載されているものの、住民の意に反する再定住を伴うプロジェクトの第一次的責任は、被援助国の政府にあると記載されている（甲A18）のであるから、OECD指針によっても、日本国政府及び基金が原告住民らが主張するような注意義務を負うということとはできない。したがって、原告住民らの上記主張は、既にこの点で採用することができない。

のみならず、日本国政府は、基金がPLNのコンサルタント契約の締結を同意する際、これを承認したにすぎず、基金に同意するように指示したのではなく、上記基金による同意は、融資資金の効率的な使用という観点から、業者に対する差別が行われないことや入札手続の公平性、透明性等を確保するために行われるものであり、その審査の内容も借款契約及び基金のガイドラインの違反の有無の確認を行うに留まるものであって、その方法も被援助国の主権の尊重及び内政不干渉の原則から、被援助国との信頼関係を前提にして行われるものであり、原則として机上審査に留まるものであるところ、日本国政府が本件第2次交換公文を締結し、基金が本件第2次借款契約を締結した後も、日本国政府が基金においてPLNのコンサルタント契約の締結を同意することを事実上承認し、基金が同意するまでに、畠中外務参事官が、平成3年9月30日、訪日中のギナンジャール鉱業・エネルギー大臣に対し、本件プロジェクトにおける住民の移住問題がインドネシア共和国の内政問題であることを前提とした上で、本件プロジェクトの円滑な進捗を確保する観点か

ら、移住に係る補償基準及び補償内容、移住先の整備状況、象の移転先の情報、熱帯林の保護の状況等について、情報を提供すること、現地住民と十分に対話を図ること、本件プロジェクトのメリットに関する広報活動に尽力すべきことを要請し、石橋課長が、同年10月3日から同月5日にかけて、インドネシア共和国を訪問し、インドネシア共和国政府高官に対し、本件プロジェクトにおける住民の移転問題がインドネシア共和国の内政問題であることを前提とした上で、本件ダム建設に伴う住民の移住問題及び環境問題について十分かつ迅速な配慮を要請し、基金は、同月、本件プロジェクトにおける住民の移住及び補償問題に関して調査を行うとともに、同年11月、インドネシア共和国に調査団を派遣し、再度、PLNから、本件ダム建設に伴う住民の移住に関し、現在に至るまで住民説明会が数多く実施されており、インドネシア共和国政府は、上記会合等を通じて、住民に対し、本件プロジェクトに関する情報提供を行っていること、移住の合意書に対する住民による署名がリアウ州及び西スマトラ州について行われたこと、最初の水没地域であるリアウ州のプロウ・ガダン村の住民によるコト・ラナ地区の視察が行われたこと、住民との個別交渉が最初の水没地域であるリアウ州のプロウ・ガダン村については平成4年1月に、リアウ州の他の7村については平成4年5月から平成5年1月に行われる予定であり、西スマトラ州の2村については平成4年5月から同年11月に行われる予定であること、補償に関し、住民と住民がミナンカバウ文化の慣習に基づき選任した慣習法上の指導者との間で会合及び協議が各村で2回以上開かれたこと、慣習法上の指導者と地方政府との間の補償対象物件及び補償基準単価についての会合がリアウ州及び西スマトラ州について開催されたこと、住民の移住先の整備に関し、コト・ラナ地区の整備が整地、幹線道路及び橋の整備は、平成3年10月

時点で完了しており，その他の村内道路，井戸等の公共インフラ等の整備は，平成4年1月31日までに完成する予定であることなどの報告を受けたのであるから，日本国政府及び基金としては，日本国政府が上記コンサルタント契約の締結の同意を事実上承認し，基金が上記同意をするまでに，必要十分な手続を経たものであるということができるのであるから，原告住民らの主張は，この点からも，採用することができない。

オ PLNの本件ダム本体の建設工事契約の締結に対する同意の指示及びその同意による注意義務違反について

原告住民らは，日本国政府及び基金は，日本国政府が基金に対して基金がPLNの本件ダム本体の建設工事契約の締結に同意することを指示し，基金が上記同意をする際，非自発的な移住に対する注意義務を負担するとともに，本件3条件に基づく注意義務として，本件履行確保特約にあるように，住民から移住に対する同意及び補償の合意が取り付けられ，移住問題が解決している状況になっていなければ，上記同意を指示をしたり，上記同意をしてはならない義務を負担していたのであり，このことは，PLNのコンサルタント契約の締結に対する同意をした後の平成4年6月30日，日本国政府が旧政府開発援助大綱を閣議決定し，旧政府開発援助大綱において，開発途上国における良い統治の確保，環境保全の達成，地球規模での持続可能な開発の実現を政府開発援助の基本理念とし，開発途上国における民主化の促進及び基本的人権及び自由の保障状況に十分注意を払うこととしたこととなお一層明らかになったということができると主張する。

しかし，前記ウで説示したとおり，日本国政府及び基金は，原告住民らに対し，非自発的な移住に対する注意義務や本件3条件に基づく注意義務を負っているとい

うことができない。また、旧政府開発援助大綱は、日本国政府において、政府開発援助について、内外の理解を深めることによって幅広い支持を得るとともに、援助を一層効果的・効率的に実施するために定めたものであるから、旧政府開発援助大綱によっても、日本国政府及び基金が原告住民らに対する注意義務を負担したということとはできない。したがって、原告住民らの主張は、既にこの点で採用することができない。

のみならず、日本国政府は、基金がP L Nのコンサルタント契約の締結を同意する際、これを承認したにすぎず、基金に同意するように指示したのではなく、基金の同意は、融資資金の効率的な使用という観点から、業者に対する差別が行われないことや入札手続の公平性、透明性等を確保するために行われるものであり、その審査の内容も借款契約及び基金のガイドラインの違反の有無の確認を行うに留まるものであって、その方法も被援助国の主権の尊重及び内政不干渉の原則から、被援助国との信頼関係を前提にして行われるものであり、原則として机上審査に留まるものであるところ、日本国政府が上記コンサルタント契約の同意を承認し、基金が上記同意をした後、日本国政府が本件ダム本体の建設工事契約の同意を承認し、基金が上記同意をするまでに、日本国政府は、平成4年9月16日から同月21日にかけて、インドネシア共和国に対して日本国政府調査団を派遣し、インドネシア共和国政府と協議したほか、本件プロジェクトによる住民の移住の対象となる10か村全て及び四つの移住地を訪問し、現地視察及びP A F sとの直接の対話を行うなどして、本件プロジェクトの現状とその後の見通しに関する調査を行った結果、総じて住民の移住自体は、円滑に進んでおり、移住計画そのものへの不満はなく、現実に住民の移住が実施されている状況下でも現地の状況が平穏であることや組織

的な反対運動が行われていないこと、上記のとおり、最初の水没地域であるリアウ州のプロウ・ガダン村からコト・ラナ地区への住民の移住が円滑に実施されたこと、補償費の支払も最初の水没地域であるリアウ州のプロウ・ガダン村については支払が基本的に完了したこと及びその他の水没地に所在する村についての支払も開始されていること、インドネシア共和国政府は、日本国政府がインドネシア共和国政府に対して設置を求めていた住民の問題解決及び苦情処理のための機関を県レベルで設置し、本部をリアウ州についてバンキナンに、西スマトラ州についてパヤクングにそれぞれ設置するとともに各移住対象村毎に支部を設置する予定であり、プロウ・ガダン村については、同年8月25日に既に設置していること、上記機関には、日本国政府の要望を入れ、住民の慣習法上の指導者が加わった形で運営が行われることを確認した上で、インドネシア共和国政府に対し、補償の問題を含め住民との対話による円滑な問題処理を行ってほしい旨申し入れ、インドネシア共和国政府から、日本国政府に対し、今後とも住民側との話し合いを通じて円満な住民の移住の実施に努めていくことが確約されたのであるから、日本国政府及び基金としては、日本国政府が上記本件ダムの本体の建設工事契約の締結の同意を事実上承認し、基金が上記同意をするまでに、必要十分な手続を経たものであるということができるのであるから、原告住民らの主張は、この点からも、採用することができない。

カ 本件ダムへの湛水を事実上承認したことによる注意義務違反について

原告住民らは、日本国政府及び基金は、本件ダムへの湛水が再開された際、非自発的な移住に対する注意義務を負担するとともに、住民の移住が完了し、かつ、移住地において、移住した住民に対し、移住以前と同等かそれ以上の生活水準が確保されていなかったのであるから、本件3条件に基づく注意義務として、住民の被害

が解決するまで、本件ダムへの湛水の再開を承認しない義務を負っていたというべきであると主張する。

しかし、前記ウで説示したとおり、日本国政府及び基金は、原告住民らに対し、非自発的な移住に対する注意義務を負うものでも、本件3条件に基づく注意義務を負うものでもないし、住民の被害が解決するまで、本件ダムへの湛水の再開を容認しないための措置をとる作為義務を負うものでもない。米倉調査報告書及びアンダラス大学調査報告書を考慮に入れても、上記結論は左右されない。しかも、日本国政府及び基金が湛水の再開を事実上承認していないことが明らかである。

のみならず、本件ダムへの湛水後、基金は、平成9年3月13日、BAPPENASに対し、上記湛水は双方の相互理解に沿うものではなく、強く遺憾の意を表すと伝え、また、日本国政府は、同日、インドネシア共和国政府の高官らに対し、上記湛水は誠実に経済協力を実施するという両国の伝統的な方法にそぐわないものとして、緊急かつ深い懸念を表明するとともに、事態を収集するための行動を直ちにとるよう強く要請する旨の書簡を送付したのみならず、同月20日には基金がBAPPENASのラハディ・ラメラン副長官と会談し、本件ダムの洪水吐のレベルより高く水位を上げないため、洪水吐のゲートを開放しておくようPLNに指示する必要性を伝えるなどし、同年4月9日及び10日には日本国政府及び基金が本件ダムへの湛水状況等を視察し、本件ダムの水門がすべて開放されており、水深が部分湛水の69mのまま保持されていることなどを確認するとともに、インドネシア共和国政府の関係者と意見交換を行い、住民への補償対策の進捗状況、湛水の再開など重要な決定、情報があった場合は、日本国政府側に正確な情報が伝わるように努められるよう強く要請し、湛水の再開に当たっては、土地の補償問題及び住民の

生活保障の問題が存在することを十分認識し、今後本件プロジェクトを進める際には、住民との間であつれきや対立が生じないように問題解決に向けた努力を強く要請することなどを申し入れ、基金は、上記申し入れにもかかわらず、本件ダム洪水吐のゲートを閉じて、本格的な湛水を再開した PLN に対し、同年 5 月 7 日、湛水を行う前に、移住する住民の生活を確保すべきであり、これが確保されるまでは洪水吐のゲートを開放しておかなければならないことを指摘し、インドネシア共和国政府の認識を改めてもらうように要請したが、PLN は、本件ダムへの湛水を継続したのであるから、本件ダムへの湛水の再開につき、日本国政府及び基金の対応に何ら問題がなかったとすることができる。また、前記のとおり、日本国政府及び基金が非自発的な移住に対する注意義務及び本件 3 条件に基づく注意義務を負わないのであるから、基金が、本件ダムへの湛水が再開された後の平成 10 年及び平成 11 年にインドネシア共和国政府に対し、本件第 2 次円借款契約により、総額 40 億 3 392 万円の融資を実行したこと、日本国政府が平成 9 年のインドネシア支援国会合 (IGGI) でインドネシア共和国政府に対し、2317 億円の円借款の供与を決定したことが日本国政府及び基金の注意義務違反を基礎付けるものということはいできない。

したがって、原告住民らの上記主張は採用することができない。

キ 湛水終了商業運転開始後の放置に関する作為義務違反について

原告住民らは、日本国政府及び基金（国際協力銀行）は、本件プロジェクトの最初から最後まで、非自発的な移住に対する注意義務及び本件 3 条件に基づく注意義務に基づき、本件 3 条件及び本件履行確保特約が遵守されたかどうかを確認する義務を負い、日本国政府及び基金が本件プロジェクトの完工までに上記注意義務に違

反した先行行為により住民の被害が発生していたのであるから、このような先行行為に基づき、その被害回復のために直ちに具体的措置をとる作為義務を負っていたのであり、このことは、国際協力銀行が、本件ダムへの湛水が終了し、本件水力発電所の商業運転が開始した後の平成11年10月、「円借款における環境配慮のためのJ B I Cガイドライン」を作成し、平成14年4月、同ガイドラインを「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」と改訂したことからも明らかであると主張する。

しかし、前記ウで説示したとおり、日本国政府及び基金（国際協力銀行）は、原告住民らに対し、非自発的な移住に対する注意義務や本件3条件に基づく注意義務を負うものでもない。また、国際協力銀行の「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」は、国際協力銀行が、融資等を行うプロジェクト実施者に対して適切な環境社会配慮の実施を促す目的で、上記プロジェクトが環境社会配慮の観点から求められる要件を示したものであり、これによって被告国又は基金（国際協力銀行）の原告住民らに対する法的義務を基礎付けるものということとはできない。

のみならず、本件ダムへの湛水が終了し、本件水力発電所が商業運転を開始した後、国際協力銀行が、BAPPENAS及びその関連機関に対し、PAFsに対する社会的及び自然環境的な側面における問題を解決するための行動計画を策定するよう要請し、その結果、平成13年8月21日、ゴム農園の復旧、清潔な水の供給システム、土地に関する法的手続等を主要項目とする行動計画が策定され、同年12月4日、上記行動計画に基づき開催された会合の結果、上記行動計画を実施すること及び上記行動計画の進捗状況及び実施状況を監督するためにタスク・フォースを設立することなどが確認され、国際協力銀行が、平成14年1月及び2月、イン

ドネシア共和国に本件プロジェクトの事後調査チームを派遣するとともに、同年2月末から同年10月中旬にかけて、本件SAPSを行い、在インドネシア共和国日本国大使館員が、同年6月5日から同月7日にかけて、本件プロジェクトに係る本件ダム等の施設及び関係インドネシア共和国政府機関等を訪問、視察し、その結果、本件ダム及び本件水力発電所が適切に運営されていること、補償金については、インドネシア共和国の裁判所において係争中の件を除けば全額支払がされており、上記係争についても同裁判所において認容された部分については支払われることで最終決着がもたらされると考えられること、PAFsの一部に生活上の困難が生じているものの、生活環境全般については、インドネシア共和国の辺境の山岳地域における一般的水準に比して特段に劣っているとは考えられず、解決すべき問題は、収穫可能な換金作物（主としてゴム）園の提供及び生活用水の供給の2点におおむね限定されることを確認し、インドネシア共和国政府も自らの行政上の非効率によりこの2点が未解決のまま現在に至っている点を認識し、解決のための措置を迅速にとる姿勢を明確にしたため、日本国政府及び国際協力銀行としては、この2点についてインドネシア共和国政府側の解決、努力を効果的に側面支援することが重要であることが確認され、日本国政府及び国際協力銀行が平成15年1月に本件プロジェクトの現地を訪問し、現地の状況を確認し、国際協力銀行が、現在でもインドネシア共和国政府が平成14年から行う移住地の整備等を内容としたアクションプランにつき進捗状況を確認し、進捗状況に問題があれば技術的な助言をしているのであるから、本件ダムへの湛水が終了し、本件水力発電所が商業運転を開始した後の日本国政府及び国際協力銀行の対応に何らの問題がなかったということができ、原告住民らの上記主張は、この点からも採用することができない。

(2) 被告東電設計の責任について

ア 本件F/Sの実施及び本件F/S報告書の作成における注意義務違反について

ア) 原告住民らは、被告東電設計が本件F/Sを実施し、本件F/S報告書を作成するに当たり、本件ダム建設による水没地域及びその周辺に住む住民及び自然環境に対する悪影響を生じさせず、悪影響の拡大を防止すべき注意義務を負っていたというべきであると主張し、その根拠として次のaからdまでの各事由を挙げているが、これらの各事由は、以下のとおりいずれも上記注意義務の根拠となるものではない。

a 国際基準に基づく行為準則について

原告住民らは、被告東電設計は、国際コンサルタントとして長年にわたり政府開発援助によるプロジェクトのコンサルタント業務を行ってきた以上、前記第2の4(2)(原告住民らの主張)ア(ア)に挙げられた行為準則は、被告東電設計においても一般的に遵守すべき基準であったということができるとして、上記各行為準則を被告東電設計の注意義務の根拠として主張する。

しかし、前記(1)イ(ア)aで説示したとおり、被告国及び基金が上記各行為準則を根拠として原告住民に対する注意義務を負わないのと同様に、上記各行為準則は、いずれも被告東電設計には適用されないのであるから、被告東電設計が上記各行為準則を根拠として注意義務を負わないこともまた明らかである。

b 本件3条件について

原告住民らは、本件第1次借款契約及び基金の本件ダムのロットI、ロットIII Bの発電機、ロットIII Aのタービン及び関連送電線の契約書に関する各承認書には、

本件3条件と同趣旨の規定が設けられていたことからすれば、被告東電設計がPLNとの間で本件エンジニアリング・サービス協定を締結するに当たっては、被告東電設計において本件3条件を遵守することが前提条件であり、被告東電設計が本件エンジニアリング・サービス協定において本件3条件を遵守すべき義務を負っていたということができるとして、本件3条件を被告東電設計の注意義務の根拠として主張する。

しかし、本件エンジニアリング・サービス協定は、PLNと被告東電設計との間の協定であるから、本件エンジニアリング・サービス協定上、被告東電設計が本件3条件を遵守すべき義務が課せられていたとしても、これが原告住民らに対する注意義務を基礎付けるものということができず、本件エンジニアリング・サービス協定においては、被告東電設計のサービス業務の内容は、本件エンジニアリング・サービス協定2条及び付属文書Bに列挙されているが、被告東電設計が本件3条件を遵守すべき義務を負っていたことをうかがわせる記載は全くないのであるから、被告東電設計が本件3条件を遵守すべき義務を負っていたということはいえず、原告住民らの上記主張は採用することができない。

なお、被告東電設計の作成した本件完成報告書には、本件第1次借款契約及び基金の上記各承認書に本件3条件と同趣旨の規定が設けられていたことに関する記載があるが、被告東電設計は、被告東電設計が行った本件詳細設計の作成業務、本件プロジェクトの監理業務及びこれらを通じて入手した情報の他、PLN、森林省、移住省その他のインドネシア共和国関係の諸機関から入手した情報に基づき、本件完成報告書を作成しており、本件完成報告書には、被告東電設計が本件プロジェクトの進行時に把握していなかった事項に関する記載も含まれているのであるから、

このことは上記結論を左右するものではない。

c 本件エンジニアリング・サービス協定について

原告住民らは、被告東電設計は、本件エンジニアリング・サービス協定において、① PLNの利益のために行為しつつも、標準的なエンジニア倫理コードに従って行動すべき義務を負っていた、②本件エンジニアリング・サービス協定の停止権及び終了権を有しており、PLNに不履行があった場合には、その是正を要求することができ、本件エンジニアリング・サービス協定を停止又は終了させることもできたのであり、被告東電設計は、上記各権利を行使すべきであった、③サービス業務との関連で最善の努力を尽くすこと、また誠実に行動するとともに、適格なコンサルティング・エンジニアがそのビジネス行為において発揮すべき程度の注意を払うことに同意しており、PLNとの関係のみならず、原告住民らとの関係でも上記義務を負っていた、④本件エンジニアリング・サービス協定上、本件ダムの建設工事とPAFsの移住との間の総合調整を行う義務を負っていたとして、これらを被告東電設計の注意義務の根拠として主張する。

しかし、前記のとおり、本件エンジニアリング・サービス協定は、被告東電設計とPLNとの間の契約にすぎず、原告住民らは、本件エンジニアリング・サービス協定の当事者ではないから、本件エンジニアリング・サービス協定に基づき、直ちに被告東電設計が原告住民に対して注意義務を負うということとはできない。

d 「コンサルティング・エンジニア国際連盟」の倫理要項について

原告住民らは、「コンサルティング・エンジニア国際連盟」の倫理要項を被告東電設計の注意義務の根拠として主張する。

しかし、上記倫理要項は、倫理規範にすぎない上（驚見も証言中でその旨自認し

ている [134頁].), 被告東電設計は, コンサルティング・エンジニア連盟に加盟していないのである(弁論の全趣旨)から, 上記倫理要項が被告東電設計の注意義務の根拠にはならないことは明らかである。

そうすると, 原告住民らの上記主張は既にこの点で採用することができない。

(イ) のみならず, 以下のとおり, 被告東電設計の本件F/Sの実施及び本件F/S報告書の作成につき適切を欠く点があったということはできないし, 後記hの点については, 国道の付け替え工事の工期が遅延し, 工事代金が増加したことで直ちに原告住民らに損害が生ずることを認めるに足りる証拠もないのであるから, この点からも, 原告住民らの被告東電設計に対する損害賠償請求は理由がない。

a 架空の電力需要設定について

原告住民らは, 本件F/S報告書においては, 将来的に電力需要が飛躍的に増加するとされているが, これは, 全く根拠のない恣意的な予想にすぎないと主張する。

しかし, 被告東電設計は, 本件F/Sの電力需要予測に当たり, インドネシア共和国政府の統計局, 経済企画局等の関係諸機関から収集した公的資料を基礎資料として, 住宅用需要, 商業用需要, 公共用需要及び工業用需要の四つのカテゴリーに区分し, 各区分毎に一般的に用いられる方法により需要予測を行ったものであり, PLN第3支店に登録されているウェイティング・コンシューマー・リスト及びインドネシア共和国政府関係の公的資料に基づき自家発電設備所有の一般需要家の一部が電力供給を自家発電からPLNに変更すること, PLN第3支店, 投資調整委員会, 州農園局, 州林野局から収集した公的資料に基づき新規工業用需要家数が増加することを想定しており, 本件F/S当時に存在したインドネシア共和国政府の移住政策が考慮されたのであって, その予測の手法は何ら不適切ではないというべ

きである。

また、証拠（乙B7、丙B2、戊A6、証人吉田好男）によれば、本件F/S報告書では、急増する電力需要に対応するため、本件ダムにつき最大出力111MWの発電所を最適であるとしているところ、実際に平成13年及び14年に最大出力114MWを記録しているし、本件ダムの年間発電量は、平成14年に当初の計画発生電力量である542GWh/年の107%に相当する578GWhを、平成15年に同じく130%に相当する706GWhをそれぞれ記録しており、現実に本件F/Sの想定した電力需要が発生していることが認められ、これを覆すに足りる証拠はないのである（原告住民らは、上記電力需要の記録が信ぴょう性に欠けると主張するが、これを裏付けるに足りる的確な証拠はない。）から、本件F/S報告書の電力需要設計は、合理的なものであるということができ、本件F/S報告書の電力需要予測が根拠のない恣意的な予測ということとはできない。

b 生物学的多様性、考古学的、歴史学的な重要地域及びミナンカバウ社会に対する無理解について

原告住民らは、本件F/S報告書においては、本件ダムの周辺地域は、地球上で生物学的多様性が最も高い地域であったにもかかわらず、環境的価値の重要性について何らの考慮も払われなかったし、本件ダムの周辺地域にかつて仏教国スリウィジャヤ王国が存在していた可能性があるにもかかわらず、本件ダムの建設を実行可能であるとし、原告住民らの属するミナンカバウ社会に関する記載が一切なく、ミナンカバウ社会に対する配慮が全くないと主張する。

しかし、本件F/Sは、事業団とPLNとの間で合意した本件実施細則の範囲で行われ、事業団及びその委託を受けた被告東電設計が調査項目を自由に選択するこ

とはできないところ、本件実施細則では、社会環境面の作業項目については、事業団及びその委託を受けた被告東電設計の担当事項は、社会環境調査の技術仕様書の策定にすぎず、社会環境面での調査自体は、PLNの担当事項とされていたのであるから、本件F/S報告書において、貯水池の満水位の検討に際して、考古学的歴史学的に重要な文化財であるムアラタクス仏教遺跡が水没又は影響を受けることがないように配慮することを基本方針とし、遺跡の敷地の最低標高86.25mより低い85mとし、今後、地形及び地質の現地調査を行い、これをもとに総合的な保全対策を検討していく必要があるとし、暫定的な保全対策として、寺院周囲を堤防で囲み、寺院の基礎を補強するなどの措置をとる必要があることを提案し、ムアラタクス遺跡の周辺村落についても本件ダムへの湛水前に計画的に必要な調査を完了することなどを勧告している以外の記載がなく、ミナンカバウ社会に関する記載がないこと、本件ダムの周辺地域にかつて仏教国スリウィジャヤ王国が存在していた可能性があるにもかかわらず、本件ダムの建設を実行可能であるとしていることは、適切を欠くものということができない。

c 1段階開発計画案の採用について

原告住民らは、本件F/S報告書においては、単一の大規模ダムを建設する1段階開発計画案と、2つの小規模ダムを建設することにより水没面積を小さくしようとする2段階開発計画案とが比較され、1段階開発計画案による大規模ダムが建設されると、水没面積が拡大し、水没予定地域及びその周辺に住む住民及び自然環境に多大な悪影響を与えることは明らかであったにもかかわらず、1段階開発計画案によるダムの建設の方が、経済及び財務分析の結果から妥当であり、優先順位が高いとして、1段階開発計画案を実行可能と評価した、また、本件F/S報告書では、

本件プロジェクトの経済的妥当性につき、技術的、経済的及び財務的な項目を定量化した収益率を算定するにとどまり、社会及び環境面への影響を定量化した収益率を算定していないと主張する。

しかし、本件F/Sは、事業団とPLNとの間で合意した本件実施細則の範囲で行われ、事業団及びその委託を受けた被告東電設計が調査項目を自由に選択することはできないところ、本件実施細則では、本件プロジェクトの最適地点の選定に関しては、技術・経済面から検討して選定するとされていたのであり、本件F/S報告書は、1段階開発案と2段階開発案を経済的技術的な観点から比較検討した結果、1段階開発案の方が有利であると判断し、1段階開発案を提案したのであり、本件F/S報告書は、本件実施細則の内容に適ったものであるし、本件F/S報告書では、1段階開発案を提案するとともに、インドネシア共和国政府に対し、水没地域の住民に対する移住先の提供について十分な配慮がされるべきであることを勧告しているのであって、住民に対する影響についても配慮していることからすれば、本件F/S報告書が1段階開発計画案を実行可能と評価したことにつき、適切を欠く点があったということができない。また、本件F/S当時、プロジェクトの経済的妥当性につき、社会及び環境面への影響を定量化した収益率の算定方法は確立しておらず、被告東電設計は、当時の通例的な経済分析手法を採用したのであるから、本件F/S報告書において社会及び環境面への影響を定量化した収益率が考慮されていないことにつき、適切を欠く点があったということとはできない。原告住民らは、社会及び環境面への配慮を行うことが確立した分析手法であったと主張するが、数量化と計量化が困難であることを自認し、どのような分析方法が確立していたのかを明らかにしていないこと、上記本件F/S報告書の調査範囲に照らすと、原告住

民らの主張を考慮しても、上記結論は左右されない。

d 移住対象住民数の過小評価について

原告住民らは、本件F/S報告書においては、移住対象住民数は2990世帯、1万3907人とされているところ、実際には、インドネシア共和国政府の公式見解では、移住対象住民数は、4886世帯、1万6954人とされており、現地の新聞では、移住対象住民数は、4885世帯、2万3000人と報じられたように、本件F/S報告書で想定された以上の住民が移住させられたのであり、本件F/S報告書は、移住対象住民数を過小評価していると主張する。

しかし、本件実施細則では、移住対象住民数の確認は、インドネシア共和国の行政機関及び州政府の担当であり、被告東電設計の担当事項ではなかったのであるから、本件F/S報告書記載の移住対象住民数が実際の移住する住民数に比べ少なかったことが直ちに被告東電設計の注意義務違反を基礎付けるものではない。のみならず、被告東電設計は、各村長事務所で記録された家族数及び人口数をもとに州政府に確認して本件F/S報告書の移住対象住民数をとりまとめているのであり、その方法に特に問題があるとはいえず、移住に際して1家族を単位として補償が支払われるため、同居世帯が1世帯から2世帯へと分かれたことなどにより、移住対象住民数のうちの世帯数が増加した面も否定できないこと（甲B37、甲B38〔17頁〕、証人吉田好男〔43頁〕）に照らせば、本件F/S報告書の移住対象住民数が客観的に誤りであったと断ずることもできない。

e 住民に対する補償費の過小な見積りについて

原告住民らは、①本件F/S報告書においては、本件ダムの建設に係る補償費として、家屋、水田、耕作地に対する補償を含む移住費用のみが計上され、その金額

が1588万1000ドルとされているところ、補償単価の根拠は全く示されておらず、この金額は、本件F/S報告書における移住対象住民数1万3097人を前提とすると1人当たり約1200ドル、実際に移住させられた約2万3000人を前提とすると1人当たり約700ドルにすぎないが、上記補償費には移住先の整備費用等が含まれておらず、カンパル県においては約3000人もの農民が行っている漁業に対する補償費も全く考慮されていないなど、過小に見積もったものである、②本件F/S報告書においては、ミナカバウ社会に関する配慮がないため、ミナカバウ社会における共有地であり、結婚して独立した家庭に対し、これを開拓することにより専有の畑を取得させることを予定しているウラヤット地に係る補償費も全く考慮されていないと主張する。

しかし、①の点については、前記(1)イ(イ)aのとおり、被告東電設計は、単価につきPLNと協議の上、PLNから提示を受けて決定しており、本件F/S報告書の補償単価の採用につき不適切な点を認めることはできないこと、移住先の整備は、インドネシア共和国政府の移住省の直轄事業又は国営農園会社の事業であり、移住省のプログラムを利用して住民の移住が行われ、移住省の予算により移住候補地の整備、及び移住直後の支援対策が講じられるため、本件F/S報告書では、移住先の整備費用等につき補償費には含まれていないこと、本件F/S報告書では、予備費を考慮した場合の補償総額は、1905万7200ドルであり、PLNが委託した第三者機関であるアンダラス大学が作成した本件環境影響評価報告書における補償費の総額よりも高額であることに照らせば、①の点で、被告東電設計が本件F/S報告書において補償費を過小に見積もったということとはできない。

また、②の点については、前記2で認定したとおり、社会環境面の作業項目につ

いての事業団及びその委託を受けた被告東電設計の担当事項は、社会環境調査の技術仕様書の策定にすぎず、社会環境面での調査自体は、PLNの担当事項とされているのであるから、②の点で、被告東電設計が本件F/S報告書において補償費を過小に見積もったということとはできない。

f 水没範囲の予測の誤りについて

原告住民らは、本件ダム建設により、本件F/S報告書に水没する村として記載されていないリアウ州のタンジュン村及びバルン村が冠水被害を受け、住民が移住を余儀なくされたり、生活道路の寸断による交通難を強いられているなど、本件F/S報告書の水没範囲の予測に誤りがあったと主張する。

(a) 証拠（甲B3, 甲B35 [訳文の40頁], 甲B42の1 [52頁], 甲C19, 甲C28 [346頁], 甲C40, 丙B2, 丁B13 [41頁], 甲B75の13部 [訳文の18頁], 証人吉田好男）によれば、タンジュン村のうちバリック・タンジュン地区の45世帯については、本件ダムへの湛水により冠水被害を受けたものといえることができる。

しかし、被告東電設計は、本件F/Sにおいて、航空写真測量を実施し、航空写真を撮影後、地上三角測量を行い、航空写真及び地上三角測量の結果をもって等高線の入った地図を作成し、これに本件ダムの計画満水位である85mを記入して水没範囲を予測したのであり、本件ダムの建設中にその誤差の修正のために冠水地の境界線測量を実施することを予定していたこと、証人（吉田好男）によれば、現に、PLNは、本件ダムの建設中にその誤差の修正のために冠水地の境界線測量を実施し、誤差を修正していることが認められることに照らせば、本件F/S報告書の水没予測範囲の記載に誤差があったことが直ちに被告東電設計の注意義務を基礎付け



るものということとはできない。のみならず，上記地区の45世帯については，当初はグヌン・ブンス村の補償スキームの一部に入っていたにもかかわらず，そのスキームから除外されたため，補償を受けることができなかったにすぎず（丙B2，甲B35 [訳文の85頁]，丁B13 [76頁]，証人吉田好男），本件プロジェクトによる原告住民らの移住及び補償に関する問題は，インドネシア共和国の管轄事項であって，上記被害につきどのような補償を行うのかは，インドネシア共和国政府の判断にゆだねられているのであるから，本件F/S報告書に上記地区が水没予定地域として記載されていなかったことにより，上記地区の住民が補償を受けることができなかったということもできない。

(b) 鷺見作成の「スハルト『腐敗』援助による人権侵害と環境破壊」と題する論文（甲B3）中には，タンジュン村の350世帯が本件ダムへの湛水により一時的に冠水被害を被ったとの記載が，原告らの訴訟代理人である浅野史生弁護士及び奥村秀二弁護士作成の報告書（甲C19，甲C40）及び鷺見作成の「コトパンジャン・ダム建設による被害住民の陳述書」と題する書面（甲C28 [346頁]）には，上記地区が本件ダムへの湛水により冠水被害を受けたとの記載がそれぞれあり，上記各報告書の添付写真にタンジュン村のバンチャ・ルブック地区にある廃墟になった家屋が写っているのであって，原告ヘルマンからの聴取事項を記載した報告書（甲C35）にもこれに沿う供述記載部分がある。

しかし，平成16年12月1日に撮影された写真（丙B2の写真⑤）によれば，雨期であるにもかかわらず，上記地区が本件ダムへの湛水による冠水被害を受けていないことが明らかであること，証人吉田好男の陳述書（丙B2）及び証言中のタンジュン村の村長から，上記地区の住民がバリック・タンジュン地区の住民の移住

に伴い、自発的に移住した、上記地区が本件ダムの建設前から洪水による冠水被害があったとの説明を受けたとの反対趣旨の供述記載部分及び供述部分に照らし、甲B3、甲C19、甲C28、甲C35及び甲C40の原告住民らの上記主張に沿う部分は、直ちに採用することができず、他に上記地区が本件ダムへの湛水による冠水被害を受けたことを認めるに足りる証拠はない。

(c) 証拠(甲B3、甲B42の1[52頁]、甲C13、甲C20、甲C28[369頁]、丙B2、証人吉田好男)によれば、リアウ州のバルン村が周辺的生活道路を寸断されたことは認められる。

しかし、前記で説示したように、上記水没範囲の予測に関する調査方法に問題があるとはうかがわれず、本件ダムの建設中にその誤差の修正のために冠水地の境界線測量を実施することを予定していたこと、現に、PLNは、本件ダムの建設中にその誤差の修正のために冠水地の境界線測量を実施し、誤差を修正していることからすれば、本件F/S報告書の水没予測範囲の記載に誤差があったことが直ちに被告東電設計の注意義務違反を基礎付けるものということとはできない。のみならず、証拠(甲C13、甲C20、丙B2)及び弁論の全趣旨によれば、上記地区には、周辺的生活道路を寸断されたため、渡し舟が運行され、現在では上記地区への幹線道路からの侵入道路が完成しており、上記冠水による被害は現在では回復していることが認められる。

(d) 以上の事情に照らせば、本件F/S報告書に水没予定地域としてリアウ州のタンジュン村及びバルン村が記載されていないことにつき、適切を欠く点があったということとはできない。

g 本件ダムの貯水池に当たる地域の手抜き調査について

原告住民らは、被告東電設計は、本件ダムの貯水池に当たる地域の水系及び水文調査を行わず、本件ダムの貯水池の底部からカンパル・カナン川沿いに巨大な地下水路が走っていることを見過ごし、本件ダムの貯水池の水位の低下を招いていると主張し、「住民無視の『援助』の後始末」と題する書面（甲B1）、「スハルト『腐敗』援助の後遺症」と題する書面（甲B6）、鷺見の意見書（甲B42の1〔80頁〕）、出版物（乙A23）及び証言中（証人尋問調書81頁）にこれに沿う供述記載部分及び供述部分がある。

しかし、鷺見が証言で自認しているとおり（同頁）、本件ダムの水位につき定点観測もされておらず、これを裏付ける客観的な証拠はなく、上記書面、鷺見の意見書、出版物及び証言中の原告住民らの上記主張に沿う部分は直ちに採用することができず、他に原告住民らの上記主張を認めるに足りる証拠はない。

h 国道の付け替えの手抜き調査について

原告住民らは、被告東電設計は、国道の付け替えについて事前調査を十分に行わず、本件ダムの建設工事中、再三、路線変更が行われ、工期が大幅に遅延し、工事代金も増加したと主張する。

しかし、本件F/Sは、事業団とPLNとの間で合意した本件実施細則の範囲で行われ、被告東電設計が調査項目を自由に選択することはできないところ、本件実施細則には、被告東電設計に本件F/Sを委託した事業団の調査事項として国道の付け替えに関する事前調査の記載はなく、他に被告東電設計が、本件F/Sにおいて、国道の付け替えに関する事前調査を行う義務を負っていたことを認めるに足りる証拠はない。

イ 本件プロジェクトに係る詳細設計の実施及び本件詳細設計書の作成における

注意義務違反

原告住民らは、被告東電設計が、本件F/Sの実施及び本件F/S報告書の作成の後にも、世界銀行が、昭和57年に「世銀融資プロジェクトにおける部族民」という業務マニュアルを策定し、昭和61年に「世界銀行融資プロジェクトにおける非自発的な移住の取り扱いに関する業務政策問題」という業務政策覚書を策定し、これらを昭和63年に「開発プロジェクトにおける非自発的再定住・世界銀行出資プロジェクトの政策ガイドライン」という政策ガイドラインとしてまとめ、移住計画の作成には移住者の参加が必要であること、移住者を受け入れる側の人々の影響及び保護について定めたのであるから、本件ダム建設による水没地域及びその周辺に住む住民及び自然環境に対する悪影響が生ずることが十分に予見することができたのであるから、被告東電設計が、本件プロジェクトに係る詳細設計の実施及び本件詳細設計書の作成に当たり、本件F/Sの実施及び本件F/S報告書の作成時点よりも、より強度の、本件ダム建設による水没地域及びその周辺に住む住民及び自然環境に対する悪影響を生じさせず、悪影響の拡大を防止すべき注意義務を負っていたにもかかわらず、被告東電設計が自ら中心となって住民の移住対策を策定しておきながら、前記第2の4(2)(原告住民らの主張)イ(イ)aからjまで記載の本件F/S報告書における各問題点を確認せず、本件詳細設計書を作成し、リアウ大学の移住地調査においては、移住地1295haのうち405haが水田として利用できるとされていたが、実際には、今日に至るまで水田として造成されていない上、単なるペーパーワークにすぎない本件環境管理計画書、本件環境モニタリング計画書を作成したのであるから、上記注意義務に違反したものであると主張する。

しかし、前記ア(ア)で説示したとおり、被告東電設計が上記注意義務を負っていた

と認めるべき根拠がないというべきである。世界銀行の上記政策ガイドライン等は、被告東電設計に適用されないのであるから、その定めは、上記結論を左右しない。

のみならず、被告東電設計は、平成元年4月22日、PLNから本件プロジェクトに係る詳細設計及び入札・契約書類の作成作業等のエンジニアリング・サービスに関する協定の追加契約として、移住地調査等を受注し、これを受け、同日、PLNから本件プロジェクトにおける最初の移住地であるコト・ラナ地区の移住地調査の基本調査（地形、土壌、地下水等の調査で、移住先の土地の居住可能性調査である。）の委託を受けたにすぎず、コト・ラナ地区以外の移住地についての移住地調査の委託を受けておらず、コト・ラナ地区についても、上記基本調査以外の調査の委託を受けておらず、住民の移住関係の業務の実施主体は、インドネシア共和国政府の移住省及び州政府であったことからすれば、被告東電設計が自ら中心となって住民の移住対策を策定していたということとはできない（なお、①米倉調査報告書には、プロウ・ガダン村の住民の移住における混乱につき「移転対策に当たった東電設計（Tepsco）の現地コンサルタント、イルザル（Irzal）氏からのインタビューにより。」との記載があり、被告東電設計がプロウ・ガダン村の住民の移住対策を行ったかのような記載がある。しかし、甲B71の付属文書D-1-2及び甲B73の付属文書E-2によれば、「イルザル」とは、現地のコンサルタント業者であるヨドゥヤ・カルヤ社のイルザル・スライニを指すものとうかがわれ、上記記載は正確を欠くものといえることができる。また、②被告東電設計が作成した本件完成報告書及び本件SAPSの報告書〔甲B35、丁B13〕には、PAFsに対する補償基準及び移住の経緯が記載されている。しかし、被告東電設計は、被告東電設計が行った本件詳細設計の作成業務、本件プロジェクトの監理業務及びこれらを通じて

入手した情報の他、P L N、森林省、移住省その他のインドネシア共和国関係の諸機関から入手した情報に基づき、本件完成報告書を作成しており、本件完成報告書には、被告東電設計が本件プロジェクトの進行時に把握していなかった事項に関する記載も含まれているのであるし、本件S A P Sの報告書の上記記載部分は、本件完成報告書を出典とするものであるから、上記各記載をもって、被告東電設計が住民の移住対策を行っていたということとはできない。)

そして、前記2で認定したとおり、被告東電設計とP L Nとの間の本件プロジェクトに係る詳細設計及び入札・契約書類の作成業務のエンジニアリング・サービスに関する協定の締結時には、インドネシア共和国政府により、本件ダムにつき1段階開発計画を採用することは既に決定されていたのであり、被告東電設計がこれを決定したものではなく、また、本件F / S報告書に係る原告住民らの主張は、前記ア(イ)のとおり、いずれも採用することができない上、被告東電設計は、本件F / S報告書の作成後、本件F / S報告書のうち地形に係る部分につきその精度を高め、水文に係る部分につき流量調査の追加データに基づき見直しを行っており、本件F / S報告書のレビューを行ったものである。さらに、被告東電設計の委託を受けたリアウ大学は、平成元年10月、コト・ラナ地区の移住地調査の基本調査についての報告書(甲B50)を作成しており、上記報告書には、移住地1295haのうち405haが水田として利用できると記載されていることは認められる(甲B50)が、仮に、原告住民ら主張のように実際には水田として造成されていないとしても、そのことと当該土地が水田として造成することが可能であるかどうかとは別問題であるので、このことを理由に上記報告書の記載が虚偽であるということとはできない。さらに、本件環境影響評価改訂報告書、本件環境管理計画書及び本件環

境モニタリング計画書の内容が不適切ではないことは前記(1)イ(イ)cからeまでに説明したとおりであり、これらが単なるペーパーワークにすぎないものであることを認めるに足りる証拠はない。

したがって、被告東電設計が本件プロジェクトに係る詳細設計の実施及び本件詳細設計書の作成に当たり上記注意義務に違反したということはできず、原告住民らの上記主張は採用することができない。

ウ 工事監理における注意義務違反について

(ア) 原告住民らは、本件プロジェクトに係る詳細設計の実施及び本件詳細設計書の作成後も、インドネシア共和国内外において、本件ダム建設により、住民や自然環境に対して悪影響が生ずることが明らかとなっていたのみならず、平成2年には世界銀行の「非自発的な移住」に関する業務指令が、平成3年にはOECD指針がそれぞれ策定され、平成5年には第49回国連人権委員会総会において「強制立ち退きに関する決議」が行われ、本件第1次借款契約においては本件3条件が定められたこと、被告東電設計が、現地のコンサルタントを雇い入れ、移住の状況について詳細な調査を行い、移住する住民に対する補償対策のための作業等を行い、補償条件を監理しており、本件ダムへの湛水開始時点において住民対策の一環としての追加的支援に携わるなどして、住民の移住対策を直接行っていたことによれば、被告東電設計が、本件ダム建設による水没地域及びその周辺に住む住民及び自然環境に対する悪影響が生ずることを十分に予見することができたのであるから、本件ダム本体の建設工事の監理をするに当たり、本件エンジニアリング・サービス協定に基づき、本件ダム建設による水没地域及びその周辺に住む住民及び自然環境に対する悪影響を最小限に食い止めるべき注意義務を負っていたし、本件プロジェ

クトにおいては、本件討議の記録及び本件第1次借款契約に本件3条件が定められたのであるから、本件3条件の履行状況を実際に確認すべき注意義務を負っていたにもかかわらず、①本件F/Sの段階で誤った水没範囲の予測を修正せずに放置し、住民からの移住に対する同意及び補償の合意の問題が解決されておらず、本件環境管理計画書の内容に反して樹木を取り除かず、本件F/S報告書の内容に反してスリウィジャヤ王国遺跡の発掘調査を先行させず、本件環境管理計画書及び本件環境モニタリング計画書の内容に反してムアラタクス仏教遺跡を保護するための堤防を築かない段階において、湛水の開始を指示したこと、②本件ダムへの湛水後、野生動物の調査を実施せず、インドネシア共和国政府により行われたスマトラ象の移転作業の監理業務を怠り、スマトラ象を死亡させたこと、③リアウ州における移住地の公共施設及びタンジュン・アライ村、ポンカイ・バル村等の一部の村の住宅の屋根にアスベストを使用しないように提言しなかったことにより、上記注意義務に違反したものであると主張する。

しかし、前記ア(ア)及びイで説示したとおり、被告東電設計が上記注意義務を負っていたと認めるべき根拠がないというべきである。上記世界銀行の業務指令、OECD指針及び国連人権委員会総会での決議は、被告東電設計に適用されないのであるから、その定めは、上記結論を左右しない。

のみならず、①の点については、本件ダムへの湛水は、PLNがリアウ州及び西スマトラ州の各知事の許可を得て、被告東電設計に対し、本件ダムへの湛水を指示し、被告東電設計が担当者に対し、PLNからの上記指示を伝達することで行われたものであり、被告東電設計は、PLNの本件ダムへの湛水の指示を伝達したにすぎず、被告東電設計が本件ダムへの湛水を自ら指示したのではない。次に、水

没範囲の予測については、前記ア(イ) f で説示したとおり、被告東電設計に適切を欠く点があったということとはできない。次に、樹木の伐採については、被告東電設計は、PLNに対し、本件ダムの貯水池内の樹木の伐採を指示したが、PLNが予算の都合上、伐採業者を雇用できず、PLNの職員によりボランティアで可能な範囲での伐採が行われたのであり、被告東電設計としては、本件エンジニアリング・サービス協定上のPLNの環境面での作業に対するレビュー及び助言の義務を尽くしているといえることができる。次に、スリウィジャヤ王国遺跡の発掘調査及びムアラタクス仏教遺跡の保護については、本件F/Sの内容を実行するかどうかは、インドネシア共和国政府の判断に係っており、証拠(丙B5, 証人吉田好男)によれば、本件プロジェクトの環境管理計画の実施主体は、ムアラタクス仏教遺跡の補修につき教育文化省、野生動物の保護につき森林省等、いずれもインドネシア共和国政府であることが明らかである。

②の点については、被告東電設計がPLNから野生動物の調査及びインドネシア共和国政府により行われたスマトラ象の移転作業の監理業務を委託されていたことを認めるに足りる証拠はない。

③の点については、住民の移住関係の業務の実施主体は、インドネシア共和国政府の移住省及び州政府であり、被告東電設計は、そのことに関する業務を委託されていない上、甲B3, 甲B35(訳文の56頁, 73頁及び79頁), 甲B42の1(76頁), 甲C14(4頁及び6頁), 甲C25(5頁), 甲C28, 丁B13(51頁, 67頁及び71頁)には、住民に供与された住宅の屋根にアスベストが使用されていたとの原告住民らの上記主張に沿うかのような記載があり、甲75の13部(訳文の35頁)にもバトゥ・ブルスラット村の住民がカンパル県政府に対

し、住宅の屋根材の変更を要求し、カンパル県政府がこれに同意したとの記載があるが、インドネシア共和国においてアスベストとは、衣料品の廃材を使用したものにすぎず、上記屋根のサンプリング調査の結果、石綿が含まれていないことが確認されたとの証人山田順一の反対趣旨の供述部分に照らせば、上記各証拠によっても、住民に供与された住宅の屋根材にアスベスト（石綿）が使用されていたとまでいうことはできない。

したがって、被告東電設計が本件ダム本体の建設工事の監理をするに当たり上記注意義務に違反したということとはできず、原告住民らの上記主張は採用することができない。

(3) 事業団（被告国際協力機構）の責任について

原告住民らは、事業団は、本件プロジェクトによる住民の移住問題、環境問題、社会的及び文化的影響の問題に対する認識を欠いたまま、本件F/Sの実施に先立って本件プロジェクトの事前調査を行っており、非自発的な移住に対する注意義務を負っていたにもかかわらず、これを怠り、前記第2の4(2)（原告住民らの主張）イ(イ)aからjまでの各内容のとおりのずさんな本件F/S報告書を作成し、また、事後調査を行うことによりその誤りを正さなかったのであるから、これにより生じた原告住民らの損害について、不法行為責任を負うと主張する。

しかし、前記(2)ア(イ)で説示したとおり、本件F/S報告書に関する原告住民らの主張は、いずれも理由がないのであるから、上記主張はその前提を欠くことが明らかである。

したがって、原告住民らの上記主張は、採用することができない。

4 原告らの被告国による勧告請求及び被告東電設計による勧告請求の適否及び

可否（争点(3)）について

(1) 被告国による勧告請求について

いずれも被告国に対し、原告住民らは、人格権による原状回復請求権に基づき、原告ワルヒは、①グローバルコモンズとしての本件ダム開発区域の自然の管理者としての権限又は②インドネシア環境管理法38条2項に基づき、被告国による勧告を求めている。

しかし、被告国による勧告は、被告国の行政権の行使として、インドネシア共和国政府及びその国有の電力公社である PLN に対する外交交渉の一環として行われるべきものであるから、被告国による勧告を命ずることは被告国に対してインドネシア協和国政府又は PLN に対する外交交渉を義務付けるものであるということが出来る。そして、被告国においてインドネシア共和国政府又は PLN に対する上記外交交渉をすべきか否かは、我が国における国際情勢はもとより、国内の政治、経済及び社会状況等を総合勘案して決定すべき究極的な政治問題であることは明らかであって、裁判所において、被告国に対して被告国による勧告を命ずることは司法権の限界を超えるものというべきであり、原告住民ら及び原告ワルヒの被告国による勧告請求に係る訴えは、いずれも不適法として却下を免れないというべきである。

(2) 被告東電設計による勧告請求について

ア 原告住民らの勧告請求について

原告住民ら及び被告東電設計は、原告住民らの被告東電設計による勧告請求に係る準拠法につき日本法とすることを合意しているところ、原告住民らは、被告東電設計に対し、人格権による原状回復請求権に基づき、被告東電設計による勧告を求めている。

しかし、原告住民らは、現時点で本件プロジェクトにつき何らの権限を有していない被告東電設計に対して被告東電設計による勧告請求をすることができる法的根拠を何ら明らかにしていないのであるから、原告住民らの上記請求は理由がない。

イ 原告ワルヒの勧告請求について

(ア) 原告ワルヒは、グローバルコモンズとしての本件ダム開発区域の自然の管理者としての権限に基づき、被告東電設計に対し、被告東電設計による勧告を求めている。

しかし、自然環境に関する考え方や利害の内容、程度は、具体的な場面において多種多様であり、ある自然環境の保護行為により、利害関係人の財産権、活動の自由、開発利益の享受等を制約される事態が生じ得るため、自然環境の保全の必要性、保護の程度、保護の態様等を決めるには、関係する多数の者の利害や意見の調整が必要であり、立法又は行政の過程を通じて具体化され、諸利益を調整して実現されるべきものである。したがって、原告ワルヒが主張するグローバルコモンズとしての本件ダム開発区域の自然の管理者としての権限自体が具体的な権利であるということとはできない。

(イ) また、原告ワルヒは、被告東電設計に対し、インドネシア環境管理法38条2項に基づき、被告東電設計による勧告を求めている。

しかし、前記3(2)で説示したとおり、被告東電設計に原告住民らが主張する注意義務違反が認められず、本件プロジェクトにおける被告東電設計の行為がインドネシア共和国法に違反するものであることが立証されていないのであるから、原告ワルヒは、被告東電設計に対し、インドネシア環境管理法38条2項に基づく請求をすることができないことは明らかである。

したがって、原告ワルヒの上記請求は理由がない。

5 原告ワルヒの管理費の請求の可否（争点(4)）について

原告ワルヒは、被告らが行うべき本件ダム建設に伴う自然生態系の破壊を阻止し、破壊された自然生態系を回復する事務のために、別紙「費用一覧表」のとおり費用合計4億3624万6314ルピアを費消したので、被告らに対し、インドネシア環境管理法38条2項に基づき、別紙「費用一覧表」のとおり費用合計4億3624万6314ルピアの支払を求めることができると主張する。

しかし、前記3(1)から(3)までで説示したとおり、被告らに原告住民らが主張する義務違反が認められず、本件プロジェクトにおける被告らの行為がインドネシア共和国法に違反するものであることが立証されていないのであるから、その余の点について判断するまでもなく、原告ワルヒの上記管理費の請求は理由がない。

6 結論

以上の次第で、本件訴えのうち原告らの被告国に対する勧告請求に係る部分は、不適法であるからこれを却下し、原告らの被告国に対するその余の請求及びその余の被告らに対する請求は、いずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第49部

裁判長裁判官 中 村 也 寸 志

裁判官 宮 島 文 邦

裁判官 中 保 秀 隆